

# 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の総括評価書

（次期環境基本計画の策定に向けたこれまでの取り組みの総括）

令和2年1月

茅ヶ崎市



## 目 次

1 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の総括評価の目的	2
2 総括評価の手法等について	4
3 総括評価の実施結果について 〔施策の柱ごとの評価シート〕	6
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	6
施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	7
施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	19
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	23
施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	24
施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定	28
テーマ3 資源循環型社会の構築	31
施策の柱3.1 4Rの推進	32
施策の柱3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	39
テーマ4 低炭素社会の構築	44
施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	45
施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガス排出削減	50
テーマ5 計画を確実に進めて行くための人づくり	55
施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	56
施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	60
施策の柱5.3 学校における環境教育の充実	65
4 環境審議会による外部評価	69

# 1 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の総括評価の目的

本市では、環境の保全及び創造をすべての人に推進していただくため、平成8年9月に「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定しました。10年3月には、条例の基本理念を実現するため、「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定し、本市が目指す五つの望ましい環境像を達成するための施策を示しました。その後、15年3月の改訂を経て、23年3月には、「第三次環境基本計画」（平成18年）、「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年）、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年）などの国の施策や、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」（平成21年）、「茅ヶ崎市総合計画」（平成23年）といった本市の動向を踏まえ、現計画である「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」（以下、「現行計画」という）を策定しました。

現行計画の計画期間は、平成23年度から令和2年度までの10年間となっています。

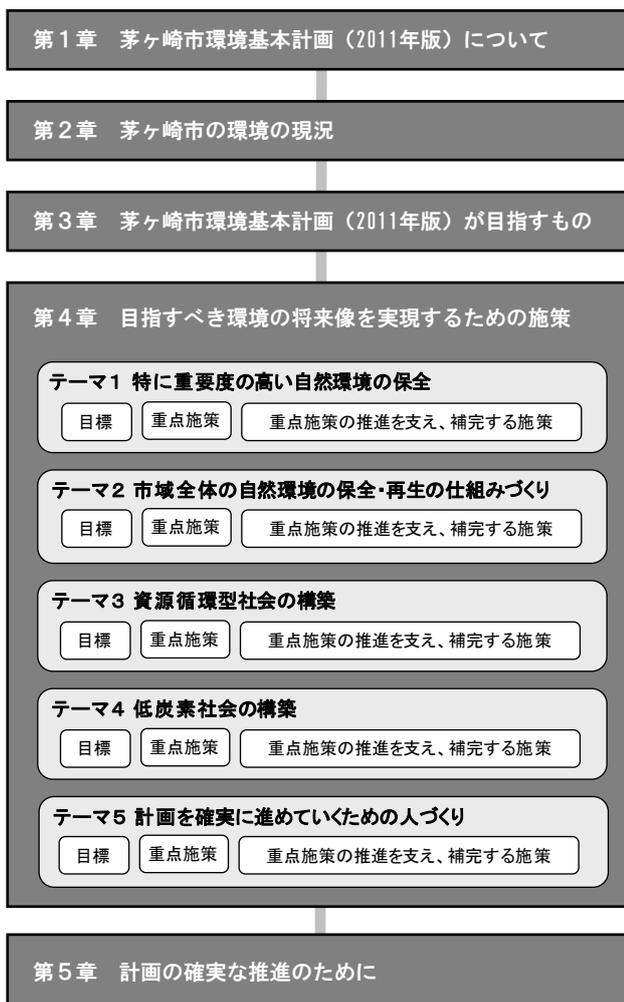
現行計画では、「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」を掲げ、その将来像を実現するため、本市における環境政策の基軸となる5つのテーマを掲げ、各テーマに設ける施策の柱ごとに、達成すべき目標と施策が示されています。

現行計画では、計画全体の迅速な進捗を図るため、毎年、できる限り早い時期に年度ごとの取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れて軌道修正を行い、次年度の予算措置に反映できるようにPDCAサイクルを構築することとしています。

現行計画における「目指すべき環境の将来像を実現するための施策」について、前年度分の目標の達成状況と重点施策の実施状況について「進捗状況報告書」として6～7月に公表しています。

その後、「進捗状況報告書」について市民から頂いた御意見を環境審議会に提出し、それを踏まえて、環境審議会による施策の評価及び課題の抽出が行われます。その結果と対応状況は、年度末に発行予定の報告書で公表しています。

なお、現行計画とは別に地球温暖化対策に関する個別計画として「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」があります。現行計画において「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の推進」が施策の柱の一つとなっており、二つの計画で評価作業が重複する部分がありました。



茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画が令和2年度をもって終了することから、より効率的な計画の進行管理を目指し、次期茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画を、令和3年度を始期とする次期環境基本計画（以下「次期計画」という）に統合することといたしました。

この総括評価は、次期計画を策定する上で、これまでの現行計画における施策の柱に対する各取り組みを総括的に評価することにより、現行計画に基づく施策の現状と課題及び今後の展望を把握し、次期計画の策定のための基礎的な資料とすることを目的とします。

<参考>

## 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生物が健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

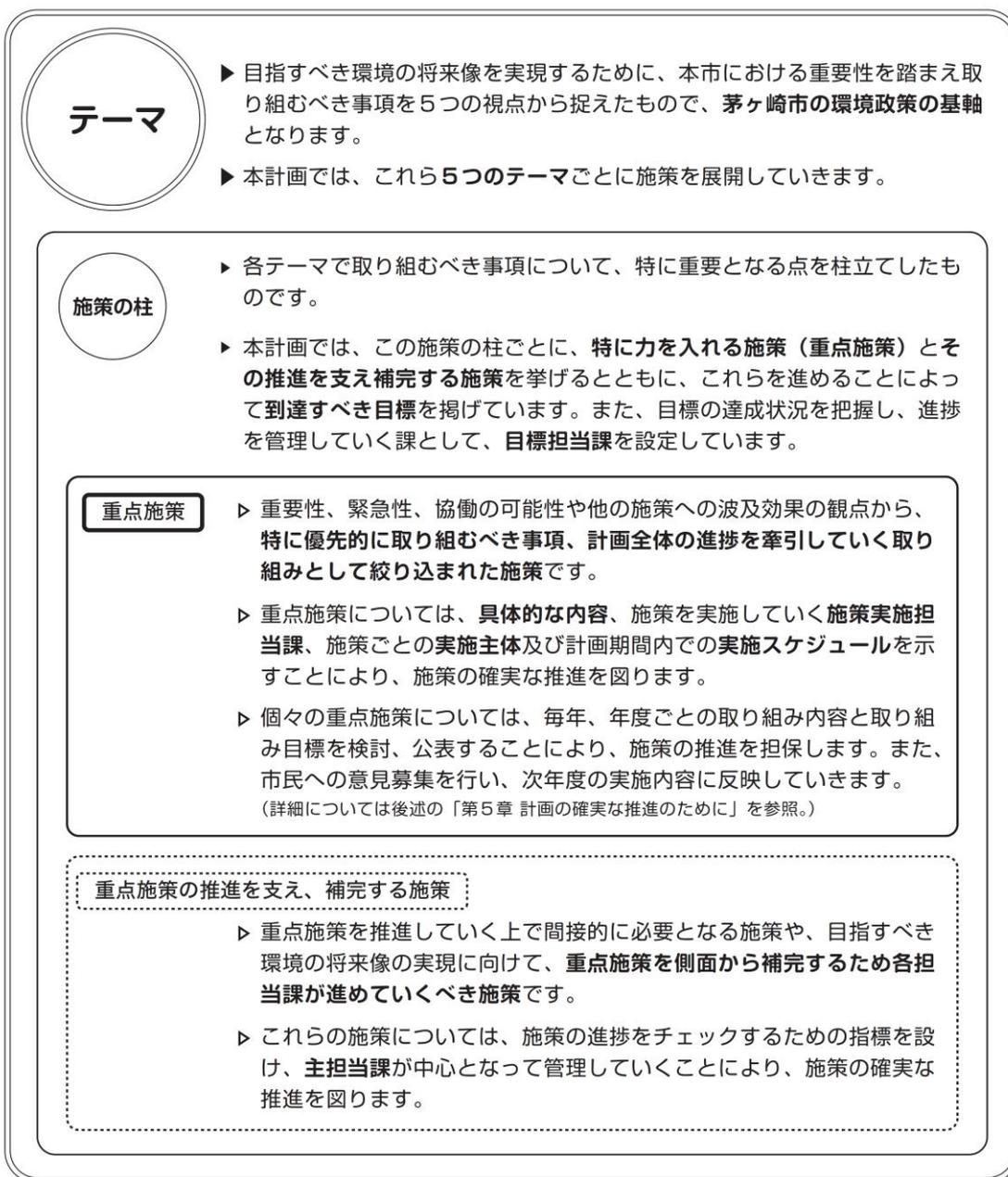
◆茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）p29より引用

## 2 総括評価の手法等について

### (1) 評価の対象

現行計画では、「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」を実現するために、施策の構成として5つのテーマを掲げ、各テーマに沿って11の施策の柱を設け、各施策の柱ごとに重点施策を位置づけています。また、その施策の柱ごとに目標を設定しています。個々の重点施策について毎年評価を実施し、進捗状況報告書に取りまとめ、公表しています。

今回は施策の柱を一つの単位として、平成23年度から29年度までの7年間の取り組みについて評価を実施するものです。



◆茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）p34より抜粋

## (2) 評価の視点

現行計画で設けている各施策の柱ごとに、令和2年度までの目標及び数値目標があり、重点施策が位置づけられています。これまでの取り組みを振り返るとともに、評価にあたっては、以下の視点により評価を行いました。

### ア 目標の達成状況について

- ・各施策の柱に設定した数値目標を有する目標の達成状況から、施策の進捗状況や有効性について考察する。

### イ これまでの取り組みの総括について

- ・現行計画で計画した施策の進捗度合いについて掲載する。
- ・現行計画に定めた方向性に沿って、実施したこと及び実施していないことを掲載する。

※参考として、年度別の重点施策毎の主な事業内容を抜粋し、掲載しています

### ウ 課題と取り組みの方向性について

- ・各施策の柱における現時点の課題と、社会情勢の変化等による新たな課題等に対応するため、課題認識と次期環境基本計画における取り組みの方向性を検討する。
- ・特に、次期環境基本計画では、国が策定している「第五次環境基本計画」や本市の「地球温暖化対策実行計画」、「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」等の内容及び本市を取り巻く環境の変化を勘案し、全ての施策の柱ごとに取り組みの方向性を改めて見直す。

### エ 現行計画における目標の妥当性について

- ・施策の柱を評価するにあたり、現行計画で設定されている目標設定や目標値の妥当性について検討する。

## (3) 評価の手法

多様な視点による評価を実施し、評価の客観性や意思決定の信頼性向上を図るため、次の2段階で評価を実施します。

- ①環境政策課による自己評価（内部評価）
- ②茅ヶ崎市環境審議会による評価（外部評価）

## (4) 評価結果の反映

評価結果は、次期環境基本計画の策定に反映させるものとします。

なお、評価の過程において、短期的に改善可能とされたものについては、現行計画の期間において課題解決に向けた取り組みを進めるものとします。

テーマ 1

特に重要度の高い自然環境の保全

本市の自然環境は、地域の都市化に伴い減少し、今何も手を打たなければ、さらに失われ続けることが予想されます。

本計画では、さまざまな要素からなる本市の自然環境を保全し、次世代に残していくために、まず、「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷、行谷、柳谷及び柳島の7地域を、生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）となる「コア地域」として優先的に保全していきます。

これらの地域には、すでに市民活動団体や土地所有者等の協力によって保全活動が行われているところもありますが、それでも、開発の結果、自然環境が失われている場所、その可能性を潜在的に有している場所も存在します。まずは、地域の自然環境の重要性について土地所有者の理解を促し、保全に向けた共通認識を得た上で、地域ごとに体制を整備し、それぞれの状況に即した取り組みを計画的かつ効果的に進めていくことが必要です。

また、保全に向けた取り組みの円滑な推進や、貴重な自然環境の消失を防ぐためには、安定した財源の確保も必要です。本市では「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」を設置し、「松が丘緑地」の購入等を実施しています。今後は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に定める“みどり”の保全に向けて、みどり審議会と連携し、基金の効果的な活用や透明性の確保のためのルールを明確にするとともに、新たな方策についても検討し、財政担保システムの確立を図ります。

市街化の進む本市において、点在する7つのコア地域を限定的に保全するだけでは、コア地域が孤立してしまいます。地域的な生態系の保全のためには、生物の特性に応じた生育・生息空間のつながりを確保する必要があることから、コア地域間をつなぐみどりを保全・再生し、みどりのネットワークを形成することが重要です。市内に残る河川沿いのみどりや、社寺林、斜面林などは、このような「つなぐみどり」であると同時に、自然景観の観点からも重要であるため、歴史的・文化的遺産と併せた保全が必要です。

また、主要な環境要素でもある農地、特に水田については、土地利用のルールづくりに加え、援農ボランティア制度等を活用した担い手の確保や農地の有効活用により、保全・再生に取り組んでいく必要があります。

テーマ1では、特に重要度の高い自然環境を保全するため、(1) コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立と、(2) コア地域をつなぐみどりの保全と再生に取り組めます。

なお、本計画におけるコア地域は、平成15～17年度（2003～2005年度）に実施した自然環境評価調査以降、既に現地の状況が変化している場所もありますが、その実態も踏まえつつ保全や必要な再生策を講じます。

施策の柱 1.1	コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立
施策の柱 1.2	コア地域をつなぐみどりの保全と再生

## 施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

### 目標①

コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成 23 年度（2011 年度）から実施し、データの更新を行っていきます。

自然環境評価調査	調査時期	主な調査内容
第 1 回	平成 15～17 年度	市内全域を 76 地区に区分し、調査。 特に重要度の高い自然環境を有する地域（コアマップ対象地区）を抽出。 茅ヶ崎市版レッドデータリストの作成。
第 2 回	平成 22～24 年度	コアマップ対象地区 7 箇所及び汐見台・城之腰地区で実施。 自然環境評価調査の体験会開催。
第 3 回	平成 27～29 年度	コアマップ対象地区 7 箇所及び汐見台・城之腰地区で実施。 茅ヶ崎市版レッドデータリストの改訂。

#### 【分析】

平成 15～17 年度の第 1 回自然環境評価調査からおおむね 5 年ごとに開催しており、平成 27～29 年度にかけて第 3 回の自然環境評価調査を実施し、データを更新しました。

### 目標②

各コア地域の自然環境を保全するため、平成 32 年度(2020 年度)までにコア地域の実情に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

地区名	保全管理計画	活動組織
清水谷	あり（平成 25 年度）	あり
平太夫新田	あり（平成 29 年度）	あり
赤羽根十三区	あり（平成 27 年度）	なし（有志あり）
長谷	なし	なし
行谷	なし	あり
柳谷	あり（平成 20 年度）	あり
柳島	あり（平成 24 年度）	あり

#### 【分析】

7つのコア地域のうち5つの地域では、保全管理計画に基づく活動が行われています。なお、土地所有者による土地利用が予定されている長谷では、希少種の移植等を行っています。

■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 1.1」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2)ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施 (重点施策 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15～17 年度の第 1 回調査に引き続き、第 2 回 (22～24 年度)、第 3 回 (27～29 年度) の自然環境評価調査を実施しました。</li> <li>7 つのコア地域のうち、清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、柳谷、柳島において、保全管理計画に基づく保全活動を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長谷、行谷の 2 つのコア地域における保全管理計画が作成できませんでした。</li> </ul>
財政担保システムの確立 (重点施策 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑のまちづくり基金活用のためのルールである「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」の案を作成しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な財源確保のための新たな方策を確立することができませんでした。</li> </ul>
周辺の市民の森や大洞谷等の樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】 (重点施策 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 3 月「清水谷特別緑地保全地区」を指定しました (約 4.9ha)。</li> <li>特別緑地保全地区の説明看板を設置しました。</li> <li>平成 26 年 3 月「清水谷特別緑地保全地区保全管理計画」を作成しました。</li> <li>市民団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全作業を実施しました。</li> <li>市民活動団体「市民の森再整備ワーキング」や「清水谷を愛する会」などと連携し、稀少植物の保全など自然環境に配慮した活動を実施しました。</li> <li>近隣の清水谷や市民の森などの自然環境に十分配慮した、さまざまな体験活動ができる野外研修施設の整備について検討しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 小出第二小学校用地への教育関連施設等の整備には至りませんでした。</li> </ul>
清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田等の自然環境を保全します。また、(仮称) 小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】 (重点施策 4)		

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
<p>現存する水害防備保安林および移植樹林の保安全管理ツール、システムを確立します。【平太夫新田】 （重点施策5）</p> <p>地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】 （重点施策6）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者である国との意見交換を実施しました。</li> <li>・平成30年2月「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保安全管理の考え方」を策定しました。</li> <li>・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」による保安全管理作業を市民へ周知するとともに、保全作業への協力を行いました。</li> <li>・近隣住民に対するチラシを作成しました。</li> <li>・現地の植生の稀少性の周知のため、現地へ看板を設置しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市占用部分以外の平太夫新田全体に対する保全施策を実施することができませんでした。</li> </ul>
<p>湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】 （重点施策7）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年3月「赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区」を指定しました（約2.9ha）</li> <li>・平成28年3月「赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区保安全管理計画」を作成しました。</li> <li>・市民有志とともに保全活動を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全は実施することができませんでした。</li> </ul>
<p>土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保安全管理等）を要望していきます。【長谷】 （重点施策8）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民とともに希少植物の移植を実施し、活着状況を確認しました。</li> <li>・土地所有者の御理解のもと、保全作業を実施しました。</li> <li>・現地モニタリング調査の意義や結果を土地所有者に説明し理解を得ることができました。</li> <li>・土地所有者と希少性の高い植物の移植に関する協議を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対する開放についての要望。</li> </ul>

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
<p>生物の生存基盤等多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】 (重点施策 9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行谷地区の農地に関する意向調査を実施しました。</li> <li>・援農ボランティア及び耕作放棄地解消ボランティア制度の周知を行いました。</li> <li>・遊水機能土地保全事業を実施しました。</li> <li>・行谷における保全すべき区域のあり方を検討しました。</li> <li>・特別緑地保全地区指定候補地を見直し、候補地区域の拡大を検討しました。</li> <li>・洪水調整施設の整備について地元説明会を開催しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細流の保全に対する具体的施策</li> <li>・洪水調整施設整備が検討されているエリアに対する保全施策</li> </ul>
<p>県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】 (重点施策 10) 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】 (重点施策 11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県公園協会、茅ヶ崎里山公園倶楽部、市民団体、市による「茅ヶ崎里山公園里山保全部管理計画」に基づく保全管理を行いました。</li> <li>・里山公園保全部会へ参画しました。</li> <li>・「里山はっけん隊！」を継続的に開催しました。</li> <li>・道路拡幅工事にあたり、自然環境への負荷が最少となる工法を選択しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山公園周辺の樹林や屋敷林等の保全施策が実施できませんでした。</li> </ul>
<p>海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】 (重点施策 12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県により継続的な養浜が実施されました。</li> <li>・平成 24 年度に保全部管理計画である「柳島キャンプ場の自然環境保全」を作成しました。</li> <li>・保全部管理計画に基づく海浜植生の保全や外来種の除去を実施しました。</li> <li>・現地のモニタリング調査を実施しました。</li> <li>・ミニコミ自然ミュージアムにおいて自然環境の紹介を行いました。</li> </ul>	

## ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
土地利用が予定されている行谷、長谷においては、現時点での保全管理計画の作成は困難な状況です。	今後の土地利用等にあわせ、特別緑地保全地区指定などを視野に入れた保全に関する具体的な取り組みを検討していきます。
私有地を含む貴重な自然環境の消失を防ぐための資金を安定的に担保する仕組みがないことが課題です。	財源については、緑のまちづくり基金の充実策を検討するとともに、新たな財源確保策について継続的に検討を進めます。
現在、保全管理計画を策定している地域の隣接地の保全が課題です。	保全管理計画未策定部分について、保全管理計画の作成や、みどりの保全地区制度等の活用による保全を実施していきます。

## ■現行計画における目標の妥当性

現行計画では、「コア地区における市民によるモニタリング調査の実施及びデータ更新」を目標としていますが、これまでに自然環境評価調査によるデータが蓄積されていることを踏まえ、「目標を「自然環境評価調査での重要度が高い自然環境での指標種の確認状況」等に変更することを視野に入れた検討が必要です。
--

## <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

### コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施（重点施策 1）

#### ●各コア地域に即した保全管理体制や保全管理計画の構築・作成

23年度	平成24年3月に「清水谷特別緑地保全地区」を指定しました。また、平成24年度中の保全管理計画作成へ向け課題整理等を行いました。
24年度	清水谷地区の保全管理計画について、当該地の活動団体である「清水谷を愛する会」や地権者との協議を実施しました。柳島キャンプ場における保全管理計画を作成しました。
25年度	清水谷地区の保全管理計画について、保全管理計画を平成26年3月に策定し、平太夫新田、赤羽根十三区の保全管理計画作成の検討を行いました。
26年度	赤羽根十三区について、特別緑地保全地区指定に向けた取り組みを優先的に進めました。
27年度	平成28年3月に「赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区」を指定しました。併せて保全管理計画を策定しました。平太夫新田の保全管理計画作成に向け、当該地の活動団体である「相模川の河畔林を育てる会」との意見交換を実施しました。
28年度	平太夫新田の保全管理計画の作成に向けた検討・調整を行いました。
29年度	平成30年2月に「平太夫新田<相模川河川敷内市占用地>保全管理の考え方」を策定しました。

●保全活動の実施及び支援

23 年度	清水谷	「清水谷を愛する会」の協力で引き続き保全管理活動を実施しました。
	平太夫新田	平成 22 年度から国有地である河川敷の緑地約 1ha を占用し、「相模川の河畔林を育てる会」の保全作業の支援を実施しました。
	赤羽根十三図	市民・事業者の協力を得て保全活動を行うとともに、保全管理作業の基本的な方向を検討しました。
	長谷	自然環境評価再調査のため、土地所有者の理解を得て敷地内で数回調査を実施しました。
	行谷	農地に関する意向調査を実施しました。
	柳谷	県、神奈川県公園協会、市民との情報交換を密に行い、保全管理の連携を図りました。
	柳島	柳島キャンプ場の工事に伴い、海浜植物に影響がでないよう保全作業を実施しました。
24 年度	清水谷、平太夫新田、赤羽根十三図、柳谷	前年度と同内容。
	長谷	敷地内において市民とともに希少植物の移植を実施しました。
	行谷	市としての保全活動は実施しませんでした。
	柳島	柳島キャンプ場における保全管理計画に基づく保全作業を実施しました。
25 年度	清水谷、平太夫新田、赤羽根十三図、柳谷、柳島	前年度と同内容。
	長谷	市としての保全活動は実施しませんでした。
	行谷	細流の保全活動を実施しました。
26 年度 ～28 年度	清水谷、平太夫新田、赤羽根十三図、柳谷、柳島	前年度と同内容。
	長谷	現地モニタリング調査の意義や結果を地権者に説明し、引き続き表土の保全についての理解を求めました。
	行谷	市としての保全活動は実施しませんでした。

29年度	<b>清水谷、平太夫新田、赤羽根十三町、柳谷、柳島、長谷、行谷</b>	前年度と同内容。
		自然環境保全ボランティア登録制度を開始しました。
		市民団体一覧・市民団体マップを作成しました。

### ●市民と連携したモニタリング

23年度	市民等の協力を得てコアマップ対象地域、汐見台、城之腰で指標種の調査を実施しました。
24年度	再調査に向けた人材育成として「自然環境調査員養成講座」を実施しました。
25年度	長谷で担当課と元自然環境評価調査員によるモニタリングを実施しました。柳島の植栽帯や県管理地(遊歩道付近)において海岸植物のモニタリングを実施しました。
26年度	長谷、柳島のモニタリングを実施しました。ビオトープと生態系管理に関する連続講座を開催しました。
27年度	長谷、柳島のモニタリングを実施しました。自然環境評価調査において新規参加者を募り、調査時の人材育成を図りました。
28年度	自然環境評価調査を実施しました。
29年度	自然環境評価調査を実施しました。「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告 茅ヶ崎の自然を見てみよう 2017」を発行しました。

## 財政政担保システムの確立（重点施策2）

### ●緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり

23年度	緑のまちづくり基金の使用に係るルールを検討しました。
24年度	緑のまちづくり基金の使用について、施策の優先度を勘案した案を検討し、庁内及び関係団体へのヒアリング、みどり審議会との意見交換を実施しました。
25年度 ～28年度	「(仮称) 緑のまちづくり基金運用ガイドライン」について検討しました。
29年度	検討してきたガイドラインの名称を「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」とし、基金を処分する優先度や、処分の対象となる「良好な自然環境を形成している緑地」の定義等の案を作成し、茅ヶ崎市みどり審議会に報告しました。

### ●継続的な財源確保に向けた取り組み

23年度	特に取り組みなし。
24年度	国及び県等の助成金制度の活用について調査しました。
25年度	民間事業者を活用した財源確保の手法等を研究しました。
26年度 ～29年度	みどりフェアの来場者、市施設に自動販売機を設置している事業者、市内で活動する団体などに寄附を募りました。「トラストみどり財団」からのみどりの保全に係る助成を受けました。ふるさと納税を活用しました。

周辺の市民の森や大洞谷等の樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】（重点施策 3）

清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田等の自然環境を保全します。また、（仮称）小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】（重点施策 4）

#### ●清水谷の保全

23 年度	周辺の緩衝帯となる樹林も含め、「清水谷特別緑地保全地区」を指定しました（約 4.9ha）。
24 年度	市民団体「清水谷を愛する会」に対し補助金交付や、保全作業で刈った葦の搬出、保全作業用物品の購入等の支援を実施しました。「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」による里山保全事業を実施しました。
25 年度	前年度の内容に加え、特別緑地保全地区の説明看板を設置しました。清水谷特別緑地保全地区保全管理計画を作成しました。
26 年度	市民団体「清水谷を愛する会」と連携、協力し、保全管理計画に基づく外来種の除去や草刈りなどによる、清水谷の生物多様性に配慮した植物の保全作業を実施しました。茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会が、里山保全事業として市民団体「清水谷を愛する会」の保全作業に協力しました。
27 年度 ～29 年度	前年度と同内容。

#### ●水源地の保全

23 年度	周辺の緩衝帯となる樹林も含め、「清水谷特別緑地保全地区」を指定しました（約 4.9ha）。
24 年度	源流部上部の沈殿分離槽の管理等を実施しました。
25 年度	前年度の内容に加え、直接訪問により、合併浄化槽補助制度を周知しました。
26 年度 ～28 年度	源流部上部の沈殿分離槽の管理等を実施しました。
29 年度	源流部上部の沈殿分離槽の管理及び汚水流入対策を実施しました。

#### ●清水谷周辺の自然環境の保全

23 年度	清水谷の特別緑地保全地区指定に伴い、周辺の市民の森や（仮称）小出第二小学校用地における自然環境への配慮について、庁内各担当課が担う役割を共有しました。
24 年度	市民ボランティア団体による市民の森再整備ワーキング。遊水機能を有する土地を保全するために土地所有者に対し補助金を交付する遊水機能土地保全事業を実施しました。
25 年度	前年度と同内容。
26 年度	市民団体「市民の森再整備ワーキング」や「清水谷を愛する会」などと連携し、稀少植物を保全するなど自然環境に配慮した活動を実施しました。遊水機能土地保全事業を実施しました。

27年度	市民団体「市民の森再整備ワーキング」による市民の森の活用方法の検討及び緑地の保全活動を実施しました。遊水機能土地保全事業を実施しました。
28年度	前年度と同内容。
29年度	前年度の内容に加え、地権者へ環境配慮への指導、希少植物の移植を実施しました。

●周辺の自然環境に配慮した（仮称）小出第二小学校用地の活用

23年度	（仮称）小出第二小学校用地について教育委員会内部検討会議を開催し、関係情報の共有化を図るとともに、活用についての検討を行いました。
24年度	近隣の清水谷や市民の森などの自然環境に十分配慮した、青少年が自然体験できる野外研修施設の導入を検討しました。
25年度	教育委員会内部検討会議を開催しました。近隣市の青少年関連施設の視察を行いました。
26年度 ～29年度	教育委員会内部検討会議を開催しました。

現存する水害防備保安林および移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】（重点施策5）

地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】（重点施策6）

●水害防備保安林及び移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立

23年度	管理について京浜河川事務所と連絡調整を行い、国と市の役割や保全管理のルールを確認しました。
24年度 ～25年度	現地における各種保全活動のスケジュールを京浜河川事務所に情報提供しました。
26年度	国との意見交換を実施しました。
27年度	国との意見交換に加え、保全管理計画作成に向けて市民団体「相模川の河畔林を育てる会」との意見交換を実施しました。
28年度	国との意見交換、庁内関係課との情報共有を図りました。
29年度	国と市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、市による意見交換を実施しました。平成30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」を策定しました。

●地域との連携による管理体制の確立

23年度	「相模川の河畔林を育てる会」を支援し、地域の人たちの会員拡充を図るとともに、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の協力を得て保全活動を実施しました。
24年度 ～25年度	前年度の内容に加え、近隣住民に対するチラシの作成、印刷等の支援を行いました。
26年度	広報紙、ホームページによる市民団体「相模川の河畔林を育てる会」による保全管理作業の市民への周知を行うとともに、保全作業への協力を行いました。現地の植生の稀少性の周知のための看板を設置しました。
27年度	前年度と同内容。

28年度	前年度の内容に加え、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会が保全活動に協力しました。地区の自然環境や市民団体「相模川の河畔林を育てる会」による保全管理活動の周知を行うため、近隣公共施設でのパネル展示を実施しました。
29年度	広報紙やホームページに加え、みどりの情報紙「ちが咲き」により、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の保全活動や講座を周知しました。

**湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】(重点施策7)**

**●水源地、樹林地の保全**

23年度 ～25年度	土地所有者の理解を頂きながら、市民とともに保全活動を実施しました。
26年度	前年度の内容に加え、特別緑地保全地区への指定に向けて土地所有者と協議を進める区域について、みどり審議会での協議を行い区域を決定しました。
27年度	市民とともに保全活動を実施しました。特別緑地保全地区指定に向けて詳細な測量を実施しました。「赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区」を指定しました。併せて保全管理計画を作成しました。
28年度 ～29年度	保全管理計画に基づく保全作業を実施しました。観察会を開催しました。

**土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等）を要望していきます。【長谷】(重点施策8)**

**●現地のモニタリング調査**

23年度	自然環境評価再調査のため、土地所有者の理解を得て敷地内で数回の調査を実施しました。
24年度	特に取り組みなし。
25年度 ～27年度	市民有志と現地モニタリング調査と管理作業を行い、以前に移植を行った稀少植物の活着状況を確認しました。
28年度	自然環境評価調査の一環として、土地所有者の御協力を得て、調査を実施しました。
29年度	第3回自然環境評価調査と併せモニタリング調査を実施し、移植した植物の生育状況を確認しました。

**●土地所有者との協議、要望**

23年度	特に取り組みなし。
24年度	土地所有者の工事スケジュールに合わせて表土の移植による保全の可能性について協議を実施しました。
25年度 ～29年度	現地モニタリング調査の意義や結果を地権者に説明し、理解を得られました。

**●土地利用後の樹林や草地等の保全**

23年度	特に取り組みなし。
------	-----------

24年度	市民とともに希少植物の移植を行いました。
25年度 ～28年度	特に取り組みなし。
29年度	希少性の高い植物の移植に関する協議を実施しました。

**生物の生存基盤等多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】（重点施策 9）**

**●生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全**

23年度	行谷地区の農地に関する意向調査を実施しました。
24年度 ～28年度	援農ボランティア及び耕作放棄地解消ボランティア制度の周知を行いました。
29年度	前年度の内容に加え、利用権の設定による農地の貸し借り等を行い、農地保全を実施しました。

**●水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全**

23年度	行谷地区の農地に関する意向調査を実施しました。
24年度	特に取り組みなし。
25年度	細流の保全活動を実施しました。遊水機能土地保全事業を実施しました。
26年度	遊水機能土地保全事業を実施しました。
27年度	前年度の内容に加え、洪水調整施設の設置について検討を行いました。
28年度	遊水機能土地保全事業を実施しました。洪水調整施設の整備について神奈川県との調整を行いました。
29年度	遊水機能土地保全事業を実施しました。洪水調整施設の整備について地元説明会を開催しました。第3回自然環境評価調査の結果を踏まえ、行谷における保全すべき区域のあり方を検討しました。特別緑地保全地区指定候補地を見直し、候補地区域の拡大を検討しました。

**県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】（重点施策 10）**

**家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】（重点施策 11）**

**●神奈川県と連携した茅ヶ崎里山公園の保全**

23年度	市民、公園協会、県、市による打合せを行いました。
24年度	市民、公園協会、県、市による打合せを行いました。
25年度	里山公園保全部会に出席し、保全管理方法を協議しました。
26年度 ～29年度	神奈川県公園協会、茅ヶ崎里山公園倶楽部、市民団体、市による「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」に基づく保全管理を行いました。里山公園保全部会へ参画しました。

●公園周辺地域の保全

23年度	神奈川県が柳谷周辺地域を含む谷の村を里山保全エリアとし、自然に配慮した形の道路設計の見直しを検討しました。
24年度	道路拡幅工事にあたり、自然環境への負荷が最少となる工法を選択しました。事前に植物調査を行い移植可能な樹木を選定しました。
25年度 ～29年度	周辺地域における自然環境配慮方法（道路整備等）の打ち合わせを行いました。

●まとまりのある樹林地等の良好な里山景観の保全

23年度	ちがさき景観資源に指定した腰掛神社の樹叢の周知活動を行いました。
24年度	環境学習事業「里山はっけん隊」を実施しました。
25年度	環境学習事業「里山はっけん隊」を実施しました。「景観資源」等に指定された場所等をホームページ等にて周知しました。
26年度 ～29年度	環境学習事業「里山はっけん隊」を実施しました。

**海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】（重点施策12）**

●海岸侵食による砂浜の減少防止

23年度	県により侵食対策の養浜が実施されました。
～29年度	海岸植生に配慮した養浜材の使用を要望しました。

●クロマツ林や海浜植生の保全

23年度	柳島キャンプ場の工事に伴う表土退避等の保全作業を実施しました。
24年度	立ち入り禁止区域の設定等により、柳島キャンプ場内の希少植物の保全を図りました。柳島キャンプ場における保全管理計画を作成しました。
25年度	立ち入り禁止区域の設定等により、柳島キャンプ場内の希少植物の保全を図りました。計画に基づき柳島キャンプ場内のクロマツ林や砂地植物の保全を図りました。
26年度 ～27年度	現地のモニタリング調査を実施しました。「ミニコミ自然ミュージアム」としてキャンプ場管理棟2階に自然環境展示スペースを公開しました。「柳島キャンプ場の自然環境保全」に基づく海浜植生の保全や外来種の除去を実施しました。
28年度 ～29年度	前年度と同内容。

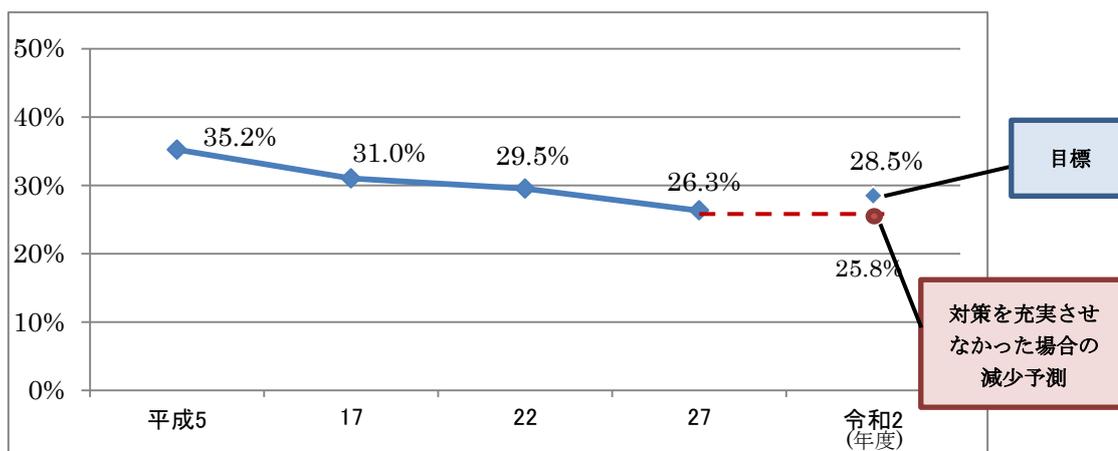
## 施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

### 目標③

緑被面積(人工草地を除く)を令和2年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。

※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度には市域の35.2%でしたが、平成17年度には市域の31.0%となっています。このまま推移すると令和2年度には、市域の25.8%程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により、市域の28.5%以上確保することを目標としています。

市域の緑被率(人工草地を除く) 平成27年度:26.3%



#### 【分析】

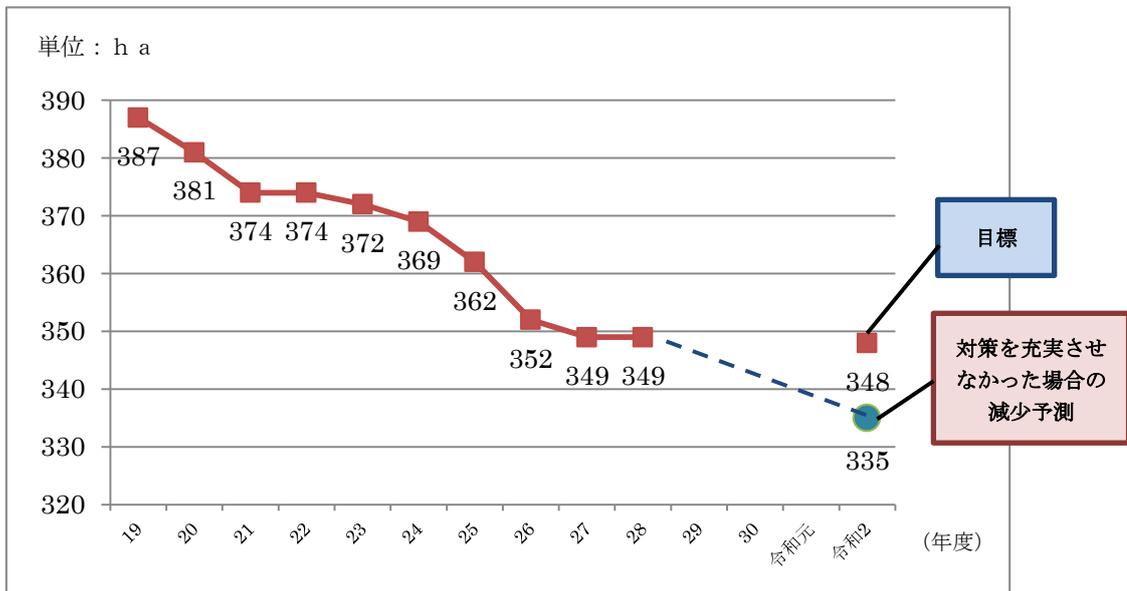
都市化の進行などにより緑被率が低下しています。平成5年には35.2%だった緑被率が27年には26.3%まで低下しました。農耕地の面積が減少しており、市街化区域における農地から住宅地への土地利用の転換などが理由として考えられます。

#### 目標④

経営耕地面積を令和 2 年度（2020 年度）時点で 348ha を目標とします。

※平成 19 年度の経営耕地面積は 387ha であり、このまま推移すると令和 2 年度には、335ha 程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により 348ha 確保することを目標としています。

経営耕地面積の推移 平成 28 年度：349ha



#### 【分析】

農業従事者数が 1,102 人（平成 22 年）から 875 人（平成 27 年）と約 20%減少している中、経営耕地面積は減少が続いています。目標の達成は困難な状況ですが、地場農産物の魅力発信や農業者支援等の地産地消推進とともに、認定農業者や中心経営体等への農地の斡旋や市民農園への転換といった耕作放棄地解消事業を継続的に行うことで、27 年度からはほぼ横ばいとなっています。

#### ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 1.2」の進捗度		
1 順調に進んでいる    2 ある程度進んでいる    ③あまり進んでいない    4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 (重点施策 13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹林や保存樹木へ助成しました。</li> <li>・生け垣の築造へ助成しました。</li> <li>・家屋を新築した方を対象に記念樹を配布しました。</li> <li>・グリーンバンク制度を実施しました。</li> <li>・遊水機能土地保全事業を実施しました。</li> <li>・指定文化財（天然記念物等）を保護管理しました。</li> </ul>	
農業支援による農地の保全・再生 (重点施策 14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援農ボランティアの斡旋や養成講座を開催しました。</li> <li>・市民農園の新規開設を支援しました。</li> <li>・地産地消を推進しました。</li> </ul>	

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮 (重点施策 15)	・耕作放棄地解消時における現地立会を実施しました。(在来種保全、外来種駆除等)	

### ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
本市の自然環境として重要な要素である農地を保全するために、高齢化と高齢化に伴う担い手不足への対応、耕作放棄地対策など、農地の保全・有効利用のために引き続き農業施策を実施していく必要がある。	農地の保全・有効利用を推進する農業施策を今後も引き続き実施していきます。

### ■現行計画における目標の妥当性

現行計画では、緑被率を採用していますが、航空写真による分析を毎年度実施することが困難であることや分析の精度によって数値が変動する可能性があることから、別の指標を検討する必要が望ましいと考えます。
---

### <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

#### コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 (重点施策 13)

#### ●斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全と創出

23年度 ～24年度	保存樹林や保存樹木へ助成しました。 生け垣の築造へ助成しました。 新築した方へ記念樹を配布しました。 グリーンバンク制度を実施しました。 遊水機能土地保全事業を実施しました。 指定文化財(天然記念物等)の保護管理に努めました。
25年度 ～29年度	前年度の内容に加え、斜面林の保全や、「認定NPO法人ゆい」が主催する海浜植物の移植会や観察会を実施しました。

#### 農業支援による農地の保全・再生 (重点施策 14)

#### 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮 (重点施策 15)

#### ●農地の継続利用を促すための農業支援

23年度 ～24年度	援農ボランティアの斡旋や養成講座を開催しました。 市民農園の新規開設を支援しました。
---------------	---

25年度	前年度の内容に加え、農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出と土地所有者への交渉を行いました。
26年度 ～29年度	前年度の内容に加え、農業まつりや畜産まつりなどのイベントを通じて地産地消を推進しました。

**●耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用**

23年度	特に取り組みはありませんでした。
24年度 ～25年度	農業・漁業体験プロジェクトで遊休農地を活用しました。
26年度	農業・漁業体験プロジェクトで遊休農地を活用しました。 耕作放棄地解消ボランティア活動の調整を実施し、新規市民農園を開園しました。
27年度	農業・漁業体験プロジェクトで遊休農地を活用しました。
28年度	農業・漁業体験プロジェクトで遊休農地を活用しました。 耕作放棄地解消ボランティア活動の調整を実施し、新規市民農園を開園しました。
29年度	農業・漁業体験プロジェクトで遊休農地を活用しました。

**●土地所有者の協力を得た上での生物多様性に配慮した土地利用**

23年度 ～24年度	案件がなかったため、特に取り組みはありません。
25年度	冬期湛水における生物調査を実施しました。
26年度 ～28年度	耕作放棄地解消時における現地立会を実施しました。(在来種保全、外来種駆除等)
29年度	案件がなかったため、特に取り組みはありません。

テーマ 1「特に重要度の高い自然環境の保全」で示した 7 つのコア地域は、自然環境保全の観点から特に重要度の高い地域ですが、その他の地域は既に多くの自然環境が失われてしまっているとも言えます。また、コア地域でさえも、既に土地利用に伴い自然環境の減少が生じている地域があります。市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全し次世代に継承していくためには、もはや、自然環境への配慮を義務づけるルールをつくることによって、保全を担保しなければならない状況になっています。

さらに、市域全体として豊かな環境を守っていくためには、貴重な動植物やその生育・生息環境を保全するだけでは十分とは言えません。私たちは、遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルで非常に多様な種がそれぞれに関わりあって存在する中で生きていますが、さまざまな要因により、生物多様性の低下が懸念されています。国は、平成 20 年（2008 年）に「生物多様性基本法」を制定し、生物多様性に対する国民の理解の増進と、多様な主体の参画が必要としています。これを踏まえ、本市においても、地域における生物多様性の保全を図るための戦略を練り、実践していく必要があります。「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」では、過去には確認されていたが、今現在確認されない種（絶滅種）や、近い将来絶滅が心配される種（絶滅危惧種）等を「茅ヶ崎版レッドデータリスト」として掲載しています。これらの生物種（以下、「茅ヶ崎版レッドデータ種」といいます。）を回復させ、リストから削除させるとともに、みどりの保全・再生等の際に生物多様性への配慮を促すための方針も明らかにする必要があります。

テーマ 2 では、既存の条例の改正または新規の条例の制定等も含めた（1）市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくりと、（2）生物多様性の保全方針の策定に取り組みます。

<p><b>施策の柱 2. 1</b></p>	<p>市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり</p>
<p><b>施策の柱 2. 2</b></p>	<p>生物多様性の保全方針の策定</p>

## 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

### 目標⑥

平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

平成 29 年 4 月「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」施行

#### 【分析】

平成 29 年 4 月に「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」を施行し、みどりの保全地区や市民緑地、みどりの管理団体等の規定を整備することができました。

### 目標⑥

保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

コア地域	本計画において、自然環境上特に重要な地域を優先的に保全するため、「コア地域」として清水谷（堤）、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷（甘沼）、行谷、柳谷（芹沢）、柳島の 7 地域を位置づけています。
特別緑地保全地区	平成 24 年 3 月に清水谷を指定しました。 平成 28 年 3 月に赤羽根字十三区周辺を指定しました。
保全配慮地区	「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの保全について重点的に配慮を加えるべき地区として湘南海岸保全配慮地区を位置づけています。
緑化重点地区	「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの創出について重点的に配慮を加えるべき地区として、茅ヶ崎駅周辺と茅ヶ崎南東部を緑化重点地区として位置づけています。
保存樹林 保存樹木	保存樹林指定件数 34 件（面積計 46,670.06 m <sup>2</sup> ） 保存樹木指定件数 21 件

#### 【分析】

特別緑地保全地区については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において、指定を目指すとされていた 5 地区中 2 地区の指定にとどまっています。また、「みどりの保全地区」についても具体的な指定まで至っていません。

## ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 2.1」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
自然環境の保全に向けた条例の制定 (重点施策 16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」を平成 29 年 4 月 1 日に施行しました。</li> <li>市民緑地設置要綱とみどりの管理団体設置要綱を平成 29 年 4 月 1 日に施行しました。</li> </ul>	
保全すべき地域の指定 (重点施策 17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>清水谷、赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区を指定しました。</li> <li>茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例にみどりの保全地区制度を新たに位置づけました。</li> <li>ホームページや広報による周知を行いました。</li> </ul>	
自然環境庁内会議の効果的な運用 (重点施策 18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>月 1 回の定例会を開催しました。</li> <li>議論の対象範囲の拡大や専門委員を位置づけるために要綱を改正しました。</li> </ul>	

## ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
豊かな自然環境を守るためには、建築や埋め立て行為などの一定の行為の制限が可能となる特別緑地保全地区等の指定を進めることが必要です。	特別緑地保全地区の指定等を推進します。また、みどりの保全地区の適用や保全管理計画に基づく市民団体などとの協働による管理を推進します。
自然環境庁内会議において、公共工事に関する環境配慮について、更に効果的な運用方法を検討する必要があります。	自然環境庁内会議を有効に活用し、庁内連携を更に推進します。

## ■現行計画における目標の妥当性

<p>目標 5 は条例改正の実現をもって達成したと考えます。</p> <p>目標 6 は取り組み内容を目標としていることから、施策の柱 1. 2 と併せ、他の個別計画等を鑑み、成果や効果を表す目標を掲げる必要があります。</p>
--

### <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

自然環境の保全に向けた条例の制定 (重点施策 16)

保全すべき地域の指定 (重点施策 17)

●市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例制定

23年度	市域の樹林地等を保全する緑地等保全制度の条例化を目指し、盛り込むべき制度を検討しました。
24年度	「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の見直しを行い、緑化義務の対象範囲拡大について検討しました。
25年度	先進自治体へのヒアリングを行いました。 庁内関係課、市民及び関係審議会において条例について検討し、見直しについての方向性を決定しました。
26年度	条例の見直しの概要と策定のスケジュールを検討し、みどり審議会へ提示しました。
27年度	条例の考え方について、市民説明会を開催し、環境審議会への進捗状況報告等を経て、パブリックコメントを実施しました。みどり審議会でも協議しました。
28年度	みどり審議会を中心に条例見直しの検討を実施しました。 「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の改正により、緑化が必要となる特定開発事業の対象を拡大しました。
29年度	「茅ヶ崎市長の保全及び緑化の推進に関する条例」を改正し、平成29年4月1日に「茅ヶ崎しみどりの保全等に関する条例」を施行しました。

●貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るための地域指定

23年度	清水谷を特別緑地保全地区に指定しました。 「茅ヶ崎市長自然環境評価再調査検討会議」の中で調査手法等を検討し、自然環境を有する地域の現状を把握しました。
24年度	平成22～24年度に実施した「自然環境評価再調査」の結果について分析等を行い、自然環境上重要な地域についての位置付けを検討しました。
25年度	赤羽根十三区の地籍調査を実施しました。
26年度	赤羽根十三区の特別緑地保全地区指定を検討しました。
27年度	赤羽根十三区を特別緑地保全地区に指定しました。
28年度	市民緑地設置要綱とみどりの管理団体設置要綱を定めました。
29年度	「茅ヶ崎しみどりの保全等に関する条例」に都市の良好な自然環境の確保などのためのみどりの保全地区制度を位置づけました。

●貴重な自然環境を有する地域の周知

23年度	特に取り組みはありません。
24年度	平成23年度に実施した「自然環境評価再調査」について報告書を作成し、公開しました。
25年度	自然環境評価再調査結果をホームページ「まっぷ de ちがさき」にて公開しました。
26年度	自然環境評価再調査結果をホームページ「まっぷ de ちがさき」により公開しました。 広報ちがさきによる「みんなの環境基本計画特集号」を活用したコア地域の重要性、貴重性について周知しました。

27年度	前年度の内容に加え、保存樹林の観察会を実施しました。
28年度	「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査（再調査）」について、調査の途中経過をホームページで公開しました。 広報ちがさきによる「みんなの環境基本計画特集号」を活用したコア地域の重要性、貴重性について周知しました。
29年度	「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告 茅ヶ崎の自然を見てみよう 2017」を発行し、ホームページで公開しました。 広報ちがさきによる「みんなの環境基本計画特集号」を活用したコア地域の重要性、貴重性について周知しました。

### 自然環境庁内会議の効果的な運用（重点施策 18）

#### ●自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議運営

23年度 ～26年度	月1回の定例会を実施し、課題解決に向けた議論と情報交換を実施しました。
27年度	月1回の定例会を実施し、課題解決に向けた議論と情報交換を実施しました。 議論の対象範囲の拡大と効果的な協議を実施するために要綱を改正しました。
28年度	月1回の定例会を実施し、課題解決に向けた議論と情報交換を実施しました。
29年度	公共工事に関する情報共有をよりの確に行えるよう、自然環境庁内会議設置要綱を改正し、工事担当課による専門委員を位置づけました。 月1回の定例会を実施し、課題解決に向けた議論と情報交換を実施しました。

## 施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

### 目標⑦

「(仮称) 茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和 2 年度 (2020 年度) までに策定し、地域の生物多様性を保全していきます。

#### 平成 29 年度末時点で未策定

※平成 29 年度末までに実施した自然環境評価調査における指標種等の生息状況の推移データに基づく検討を行い、結果として平成 31 年 3 月「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定済み)

#### 【分析】

平成 27 年度から 29 年度にかけて実施した第 3 回自然環境評価調査結果や、28 年に策定された「かながわ生物多様性計画」を踏まえ、「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」を統合した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の策定作業を進めました。

### 目標⑧

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和 2 年度 (2020 年度) までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

#### 未策定

#### 【分析】

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインは未策定です。平成 31 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に生物多様性に配慮した緑化ガイドラインの作成を位置付けており、今後、取り組みの推進が見込まれます。

### ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 2.2」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
生物多様性の現況調査と「(仮称) 茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 (重点施策 19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境評価調査を実施しました。</li> <li>「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の策定に向けて検討しました。</li> </ul>	

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成 (重点施策 20)		・生物多様性の保全・再生のためのガイドラインは作成できませんでした。

### ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に位置付けた取り組みを着実に推進していく必要があります。	特別緑地保全地区指定の推進（行谷）、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用（みどりの保全地区など）等、「重点的に進める事業」とした取り組みを中心に、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に位置付けた取り組みを推進します。
生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成が求められます。	地域にふさわしい在来種による緑化や生きものの生息・生育環境となるような緑化を目指す緑化ガイドラインの作成を進めます。

### ■現行計画における目標の妥当性

目標 7、8 ともに、計画の策定やガイドラインの作成といった、行政が取り組みを行うこと自体を目標としていますが、目標設定にあたっては、本来、何をどのような状態にするかを目標とするべきであり、目標及び指標の再考が必要です。
--

### <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

#### 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定(重点施策 19)

#### 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(重点施策 20)

#### ●「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定と協働による推進

23年度 ～25年度	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」策定に向けて検討しました。
26年度	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定については、第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査(27～29年度実施)の結果を踏まえ、30年度以降に検討を行うものとなりました。
27年度	28年度から見直しに着手する「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、生物多様性地域戦略を意識した検討を行うこととなりました。
28年度	「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の見直し(～30年度)に着手しました。

～29年度	生物多様性地域戦略とみどりの基本計画を一体化することとしました。 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインについては、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定後に検討を行うこととしました。
-------	--

**●市民参加による自然環境評価調査の実施と、本市における生物多様性の現況等の把握**

23年度	茅ヶ崎市自然環境評価再調査を実施しました。
24年度	茅ヶ崎市自然環境評価再調査報告書を公表しました。 「茅ヶ崎の自然調べ隊」を実施しました。
25年度	「自然環境調査員養成講座」を開催しました。
26年度	「ビオトープと生態系管理入門」講座を開催しました。 市職員によるモニタリング調査を実施しました。
27年度	自然環境評価調査において、新規参加者を募り、調査時の人材育成を図りました。 市職員によるモニタリング調査を実施しました。 第3回自然環境評価調査（27～29年度）を実施しました。
28年度	第3回自然環境評価調査（27～29年度）を実施しました。 第3回自然環境評価調査 途中経過を公表しました。
29年度	第3回自然環境評価調査（27～29年度）を実施しました。 第3回自然環境評価調査 概要報告を公表しました。

本市では、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減のため、リデュース〈Reduce：ごみの排出を抑制する〉、リユース〈Reuse：繰り返し使う〉、リサイクル〈Recycle：資源として再利用する〉の「3R」を推進してきました。本計画では、さらにリフューズ〈Refuse：要らないものを買わない・断る〉を加えた「4R」を推進しますが、日々の生活においては、これにリペア〈Repair：修理して使う〉を加えた「5R」を考慮した行動も望まれています。

ごみの減量化には、まず、ごみの発生抑制に取り組むことが必要です。市全体のごみ発生量は近年減少傾向にあり、家庭から排出されるごみについても同様の傾向が見られるものの大きな削減までにはつながっておらず、さらなる意識啓発や既存の取り組みの推進と併せ、より効果的な対策が必要とされています。

平成 21 年度（2009 年度）に行った家庭から出される可燃ごみの組成分析の結果を見ると、生ごみが最も多く全体の 40%以上を、次いでプラスチック製容器包装類が約 10%を占めており、これらを減少させることが大きな課題です。これらの減量化のためにも、レジ袋の削減や簡易包装の促進を図るとともに、市民にとって分かりやすい情報の提供と、特に子どもたちを対象とした環境教育の充実が必要です。また、分別収集方法の見直しを進めるとともに、ごみ処理の広域化による効率的な資源化の促進や食品残さの有効利用等も進めていく必要があります。

近年、輸送手段や保存技術の向上により、離れた土地で大量生産された農作物などが季節を問わず市場に多く出回るようになりましたが、その反面、食の生産現場と消費者の距離が遠くなり、地域農業の衰退、食品への不信感等の問題が生じています。地域の産業を活性化するとともに、食の安全の確保や輸送に伴う環境負荷低減、また「旬」を楽しむためにも、テーマ 1 重点施策⑭⑮に挙げた市民参加による農業支援や耕作放棄地の再生による農産物の生産性向上と併せ、地域で採れたものを地域で消費する「地産地消」を推進していく必要があります。また、農地や海・河川の持つ環境保全機能を維持するとともに、地場産農水産物の供給の場を守っていくため、市民意識の向上や環境に配慮した農業の促進も重要です。

テーマ 3 では、資源循環型の地域を構築するため、(1) 4R の推進と、(2) 地域資源を活かす地産地消の推進に取り組みます。

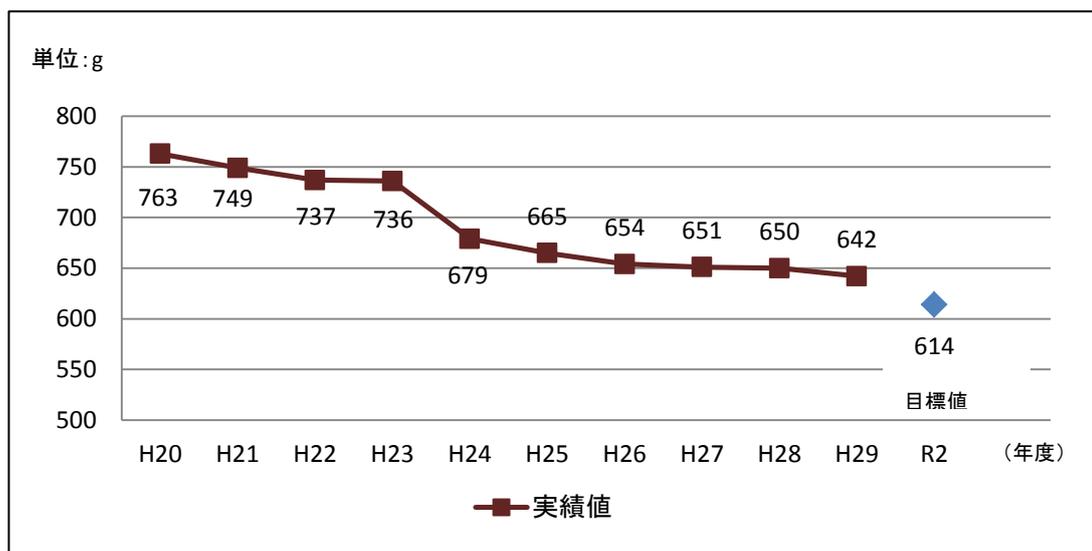
<p><b>施策の柱 3. 1</b></p>	<p>4R の推進</p>
<p><b>施策の柱 3. 2</b></p>	<p>地域資源を活かす地産地消の推進</p>

目標⑨

市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度（2020 年度）までに 614g にします。

※平成 20 年度(2008 年度)時点での市民 1 人あたりの資源物を除いたごみの排出量は 763g となっています。  
 ※目標 9 は「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」と整合性を図った数値としています。平成 30 年 3 月の同計画の改訂に伴い、平成 30 年度の取り組みより目標値を 574g から 614g に変更しました。

市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移（資源物を除く） 平成 29 年度：642g



【分析】

平成 24 年度から資源物の分別品目を 5 品目から 8 品目（プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 10 品目））に拡大したことから、平成 23 年度から 24 年度にかけて大きな減少を示したものの、その後は 650g 前後の水準で推移しています。令和 2 年度の目標値である 614g を達成するためには、古紙やプラスチック製容器包装類など本来資源化されるべきごみがきちんと資源化されるよう、これまで以上にごみの分別を徹底することが必要です。

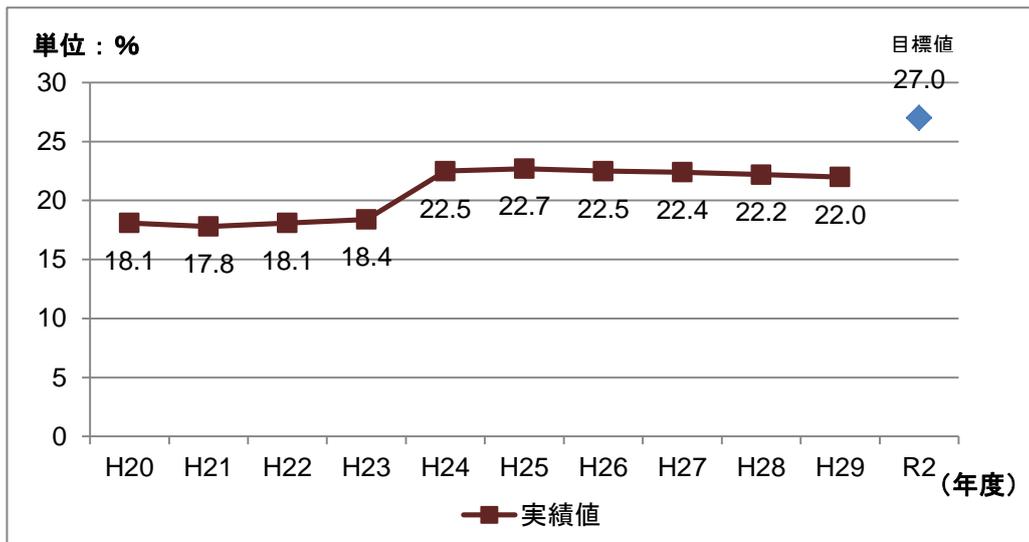
## 目標⑩

リサイクル率を令和 2 年度（2020 年度）までに 27.0%にします。

※ごみの排出量に占める資源物の割合。①資源ごみとして回収したもの、②収集後の選別処理により回収したもの、③焼却灰の溶融化量等をごみ排出量で除したもの。

※目標 10 は「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」と整合性を図った数値としています。平成 30 年 3 月の同計画の改訂に伴い、平成 30 年度の取り組みより目標値を 34.7%から 27.0%に変更しました。※費用対効果や事業手法等の課題により、剪定枝の資源化を見送った等、資源化施策の見直しを踏まえ、令和 2 年度の目標値を見直しています。

リサイクル率の推移 平成 29 年度：22.0%



### 【分析】

平成 24 年度から資源物の分別品目を 5 品目から 8 品目（プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 10 品目））に拡大したことから、23 年度から 24 年度にかけて上昇したものの、その後は 22%程度にとどまっています。その主な要因としては、新聞や雑誌の電子化により再生率の高い古紙類の収集量が 100 t 近く減少していることに加え、市民の間に分別意識が十分浸透していないことが考えられます。

## ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 3.1」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
リフューズ（要らないものを買わない・断る） （重点施策 21）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度まで、消費者・事業者・行政からなる「エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議」によるマイバッグ推進活動を実施しました。</li> <li>環境フェアや市内事業者訪問時のレジ袋削減呼びかけました。</li> </ul>	

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
リデュース（ごみの排出を抑制する） （重点施策 22）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理の意識啓発を目指した「ごみ通信ちがさき」を定期的に発行しました。</li> <li>・生ごみ処理容器、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助を行いました。</li> <li>・小学4年生を対象に副読本を配布しました。</li> <li>・自治会等を対象としたごみ処理施設見学会を実施しました。</li> <li>・事業者に対し排出抑制を働きかけました。</li> </ul>	
リユース（繰り返し使う） （重点施策 23）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ごみを修理・補修したリユース家具を提供しました。（平成 29 年度で終了）</li> <li>・不用品バンク制度を実施しました。</li> <li>・環境フェアにてリユース食器を利用しました。</li> <li>・環境フェアにて梅田小が古本回収プロジェクト（FKP）を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量・リサイクル推進店認定制度の情報発信及びリターナルびん取扱店、リペアショップなどの認定</li> </ul>
リサイクル（資源として再生利用する） （重点施策 24）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属（平成 24 年度～）、小型家電（平成 28 年度～）の分別品目拡充を実施しました。</li> <li>・食品残渣の資源化のため、生ごみ処理容器、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助を実施しました。</li> <li>・家庭菜園利用者へコンポスト利用を案内しました。</li> <li>・インクカートリッジ里帰りプロジェクトを実施しました。</li> <li>・使用済小型家電の拠点回収を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝の分別収集</li> </ul>

## ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
<p>不要なものを買わない「リフューズ」の生活様式を定着化する必要があります。</p>	<p>リサイクル率向上に繋がる施策をさらに推進します。</p>
<p>家庭から出される燃やせるごみのうち、リサイクル可能な資源物（紙類・プラスチック製容器包装類）や未利用食品が約 25%含まれており、まだまだ削減できる余地が残されていることから、更なる啓発活動が必要です。</p>	<p>また、ごみの減量・分別意識を高めるためのより効果的な PR 方法を検討するとともに、ごみ処理に対する理解を深めるための多様な機会を提供していきます。</p>
<p>更なるごみの発生抑制及びリサイクルを推進する必要があります。</p>	<p>リサイクルに関しては、民間の活動が活発なことから、そうした状況を勘案し施策を推進します。</p>
<p>プラごみや食品ロスといった新たな課題に対応する施策が必要です。</p>	<p>新たな課題については、国や他自治体の動向を踏まえ施策を検討します。</p>

## ■現行計画における目標の妥当性

目標 9、10 とともに、個別計画である茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画において設定されている目標であることから妥当性があると考えます。

## ＜参考＞ 重点施策ごとの主な取り組み

### リフューズ（要らないものを買わない・断る）（重点施策 21）

#### ●リフューズを念頭に置いた生活様式の定着に向けた啓発事業の推進

23 年度	各世帯向けに年 2 回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議とのマイバッグ推進について街頭キャンペーンを実施しました。
24 年度	前年度の取り組みに加え、エコウィーク（マイバッグ利用促進強化週間）を実施しました。 消費生活展において啓発を行いました。
25 年度	前年度の取り組みに加え、大型店レジ袋無料配布を廃止しました。 市政アンケートを実施しました。
26 年度	各世帯向けに年 2 回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 エコウィーク（マイバッグ利用促進強化週間）を実施しました。 消費生活展において啓発を行いました。 エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議とのマイバッグ推進についての各種啓発活動を実施しました。 市内事業者へのレジ袋削減の協力を呼びかけました。 文教大学と連携し、市民に対してごみに関するアンケートを実施しました。
27 年度	各世帯向けに年 2 回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 消費生活展において啓発を行いました。 ごみの排出に関するアンケート調査を実施しました。 なんでも夜市、レインボーフェスティバルにおいて啓発を行いました。
28 年度	各世帯向けに年 2 回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 消費生活展において啓発を行いました。商店会連合会と連携して不要なレジ袋削減やマイバッグ運動を実施しました。市内事業者へのレジ袋削減の協力を呼びかけました。 小学 4 年生及び中学 2 年生を対象として、ごみの排出に関するアンケート調査を実施しました。 小中学生を対象としてごみ減量化のキャッチフレーズを募集しました。

29年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 出前講座にてリフューズの啓発を行いました。 市内の物販店向けにアンケートを実施しました。 市内事業者へのレジ袋削減の協力を呼びかけました。
------	--

## リデュース（ごみの排出を抑制する）（重点施策 22）

### ●ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み内容の周知と行動改善の促進

23年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 街頭キャンペーンにて啓発を行いました。
24年度	前年度の取り組みに加え、エコウィーク（マイバッグ利用促進強化週間）を実施しました。
25年度	前年度の取り組みに加え、「エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議」によるごみの排出抑制に関する各種取り組みを実施しました。 生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機の購入補助を行いました。
26年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 エコウィーク（マイバッグ利用促進強化週間）を実施しました。 生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機の購入補助を行いました。
27年度	前年度の取り組みに加え、学校給食残渣を堆肥化し、市内の畑で利用しました。
28年度 ～29年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機の購入補助を行いました。 学校給食残渣を堆肥化し、市内の畑で利用しました。

### ●子どもを中心とした学習機会の充実

23年度 ～29年度	学校教育副読本「パッカー君のごみ探検」を作成し、市内の小学校4年生に配布しました。 出前講座や学習会、ごみ処理施設見学を実施しました。
---------------	--

### ●事業者に対するごみ減量化に向けた取り組み

23年度 ～24年度	簡易包装の推進、ごみの減量・リサイクルに対する呼びかけるため、「ごみ減量・リサイクル推進店」を周知しました。
25年度	前年度の取り組みに加え、店舗訪問によるごみ減量・リサイクル推進店への加入促進を行いました。
26年度 ～28年度	前年度の取り組みに加え、事業者100社への聞き取り調査、事業系一般廃棄物の搬入物調査を行いました。 多量排出事業者へのごみ減量化に向けた啓発や指導を行いました。

29年度	簡易包装の推進、ごみの減量・リサイクルに対する呼びかけるため、「ごみ減量・リサイクル推進店」を周知しました。 事業者100社への聞き取り調査、事業系一般廃棄物の搬入物調査を行いました。 多量排出事業者へのごみ減量に向けた啓発や指導を行いました。
------	--

## リユース（繰り返し使う）（重点施策23）

### ●家庭用品の再利用促進、各種制度や取り組みの運営推進

23年度	リサイクル展示室を活用しリユース家具を提供しました。 不用品登録制度を実施しました。 学校教育副読本「パッカー君のごみ探検」を作成し、市内の小学校4年生に配布しました。 出前講座や学習会、ごみ処理施設見学を実施しました。
24年度 ～26年度	前年度の内容に加え、ちがさき環境フェアにおいてリユース食器を使用しました。
27年度 ～29年度	前年度の内容に加え、環境フェアにおいて梅田小が古本回収プロジェクト（FKP）を実施しました。

### ●リユースについての情報集約・発信

23年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 簡易包装の推進、ごみの減量・リサイクルに対する呼びかけるため、「ごみ減量・リサイクル推進店」を周知しました。
24年度	前年度の取り組みに加え、消費生活展において啓発を行いました。
25年度	前年度の取り組みに加え、市民向けに再利用についてのアンケート調査を実施しました。
26年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 簡易包装の推進、ごみの減量・リサイクルに対する呼びかけるため、「ごみ減量・リサイクル推進店」を周知しました。 消費生活展において啓発を行いました。 リサイクル市やフリーマーケット等でのリサイクル品の展示を実施しました。
27年度	前年度の取り組みに加え、リユースを中心とした4Rの啓発を行政提案型協働事業として実施しました。
28年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 簡易包装の推進、ごみの減量・リサイクルに対する呼びかけるため、「ごみ減量・リサイクル推進店」を周知しました。 消費生活展において啓発を行いました。 リサイクル市やフリーマーケット等でのリサイクル品の展示を実施しました。

29年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 簡易包装の推進、ごみの減量・リサイクルに対する呼びかけるため、「ごみ減量・リサイクル推進店」を周知しました。
------	---

## リサイクル（資源として再生利用する）（重点施策 24）

### ●資源物における分別品目の拡充と情報発信

23年度	各世帯向けに年2回「ごみ通信ちがさき」を発行しました。 ちがさき環境フェアにおいて啓発を行いました。 簡易包装の推進、ごみの減量・リサイクルに対する呼びかけるため、「ごみ減量・リサイクル推進店」を周知しました。 広報紙等により適正分別収集を周知しました。 集積場所における排出指導を実施しました。
24年度	前年度の内容に加え、分別品目の増やし、リサイクル率向上を図りました。
25年度	前年度の内容に加え、使用済小型家電を収集しました。
26年度 ～29年度	前年度の内容に加え、インクカートリッジ里帰りプロジェクトを実施しました。

### ●食品残渣の循環と実施可能な資源化施策の推進

23年度 ～29年度	家庭菜園利用者へのコンポスト利用、生ごみ処理容器や家庭用電動式生ごみ処理機の購入費補助の周知を行いました。 給食残渣堆肥を活用し栽培した野菜を学校給食で提供しました。
---------------	--

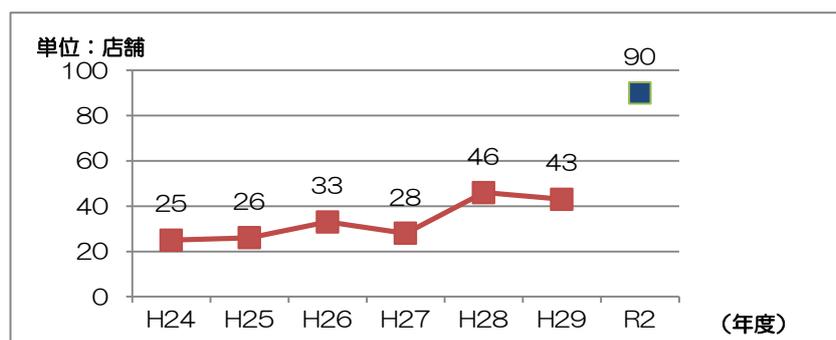
## 施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

### 目標⑪

地元農産畜水産物を取り扱う店舗を、令和2年度（2020年度）までに90店舗にします。

※ここで掲げる地元農畜水産物を取り扱う店舗とは、「茅産茅消応援団」参加店舗数を指します。

茅産茅消応援団参加店舗数 平成29年度：43店舗



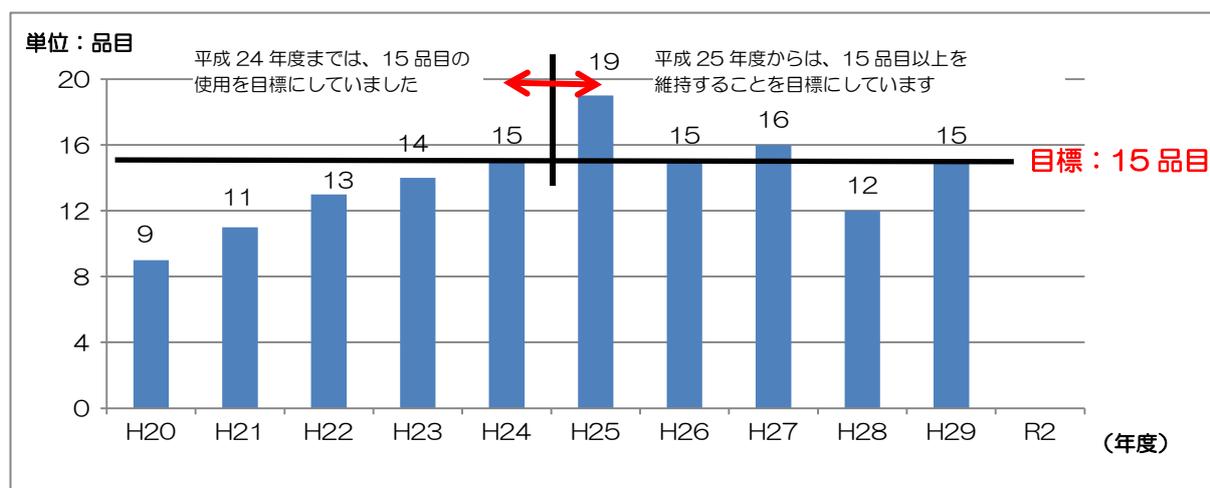
#### 【分析】

平成27年度に、市内飲食店組合に対し茅産茅消応援団への参画を呼びかけたことから、28年度にかけて増加傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいとなっています。

### 目標⑫

学校給食における地場産農水産物の使用品目について、令和2年度（2020年度）まで15品目以上を維持します。

学校給食における地場農水産物の使用品目数 平成29年度：15品目



#### 【分析】

天候等の影響により、目標の15品目に届かない年もありましたが、学校給食での地場産物の品目数は、概ね目標に達していると考えられます。

**目標⑬**

環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。

●エコファーマー認定生産者数

年度 (平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数	3名	3名	3名	3名	2名	3名	3名

●マルハナバチ導入育成事業補助金

年度 (平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	19件	16件	16件	19件	17件	18件	17件

●熱水土壤病虫害防除事業補助金

年度 (平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	2件	2件	2件	1件	2件	1件	1件

●土壌改良事業補助金

年度 (平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	82件	74件	68件	48件	62件	66件	59件

●施設野菜病虫害防除事業補助金

年度 (平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数			22件	24件	21件	22件	25件

【分析】

エコファーマー認定生産者数は、ほぼ横ばいとなっています。

## ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 3.2」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
地産地消の推進 (重点施策 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎産の食材を使用した学校給食の提供や周知を行いました。</li> <li>・春と秋の農業まつり、花と野菜のまつり、農業・漁業体験プロジェクト等のイベントの実施を通じて地産地消の周知を行いました。</li> <li>・茅産茅消応援団の取り組みを推進しました。</li> <li>・ポータルサイト「おいしい茅ヶ崎」を活用しました。</li> </ul>	
環境に配慮した農業の普及啓発 (重点施策 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業直接対策支援事業を周知しました。</li> <li>・緑肥推進事業を実施しました。</li> <li>・給食残渣を堆肥化して栽培した野菜を学校給食へ提供しました。</li> <li>・市内小学校へ堆肥の提供・畜産業についての学習機会を提供しました。</li> </ul>	

## ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
地産地消が環境面で与えるメリットについて、一層の周知・啓発を図る必要があります。	地産地消が環境面で与えるメリットについて、各種広報媒体において周知を行います。 また、学校給食の地産地消の推進については、茅ヶ崎の農業の状況を考慮しつつ地産地消の推進が行えるよう、検討していきます。

## ■現行計画における目標の妥当性

<p>目標 11 については、地元農畜水産物を取り扱う店舗として茅産茅消応援団参加店舗数としていますが、店舗数が地産地消の成果を図る目標とはなっていないことから見直す必要があります。</p> <p>目標 12 については、学校給食における地場産農水産物の使用品目数を 15 品目以上を維持することとしていますが、品目数を維持することが必ずしも地産地消の成果を図る指標とはなっていないことから見直す必要があると考えます。</p> <p>目標 13 については、今後も引き続き環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やしていく必要があるため、目標自体の妥当性はあると考えますが、「地域資源を活かす地産地消の推進」という施策の柱に対する目標としては見直す必要があると考えます。</p>
--

＜参考＞ 重点施策ごとの主な取り組み

**地産地消の推進（重点施策 25）**

●学校給食における小売業者、生産者との連携による地産地消の推進

23 年度	地場産野菜を学校給食へ提供しました。
24 年度 ～25 年度	前年度の取り組みに加え、茅ヶ崎産の新米を全小学校に提供しました。 児童や保護者への地場産農産物使用を給食だよりや給食ニュースで周知しました。
26 年度 ～29 年度	前年度の取り組みに加え、栄養士向けに茅ヶ崎の農業についての学習、生産者・市場等との連絡調整を行いました。 地場産野菜を保育園給食へ提供しました。

●市内における地産地消の取り組み、方法等の紹介と、地場産水産物・加工品の利用促進

23 年度 ～24 年度	のぼり旗を作成し、地場産農水産物が入った際に店頭に掲げました。 茅産茅消応援団の取り組みを推進しました。 買い物ツアー、農業まつり、農業・漁業体験プロジェクト等の各種イベントを通じて地産地消を推進しました。
25 年度	前年度の取り組みに加え、ポータルサイト「おいしい茅ヶ崎」を活用しました。
26 年度 ～29 年度	前年度の取り組みに加え、茅ヶ崎産米 100%使用した災害備蓄食糧のおかゆの製品化に協力し備蓄として購入しました。 海辺の朝市を支援しました。 わいわい市を活用しました。

●生産者と地域住民との交流、地場産農水産物・加工品を販売する機会の拡充

23 年度 ～25 年度	買い物ツアー、農業まつり等の各種イベントを通じて地産地消を推進しました。
26 年度 ～29 年度	前年度の内容に加え、海辺の朝市を支援しました。

**環境に配慮した農業の普及啓発（重点施策 26）**

●環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供

23 年度 ～25 年度	生産組合長回覧や市ホームページを通じて環境保全型農業直接対策支援対策事業を周知しました。 レンゲソウの種子を配布し、緑肥推進事業を実施しました。
26 年度	前年度の内容に加え、給食残渣を堆肥化して栽培した野菜を学校給食にて提供しました。
27 年度 ～29 年度	前年度の内容に加え、市内小学校へ市畜産会より堆肥の提供・畜産業についての学習機会を提供しました。

●水田の冬期湛水についての試験的導入

24 年度	冬期湛水の実施に向けて協議を実施しました。
25 年度	冬期湛水における生物調査を実施しました。
26 年度	冬期湛水を試験的に実施しました。

27年度	現地の状況を確認しましたが、経済的な収支が成り立たず継続が困難になったこと、また、市内への普及という点でも実現可能性が低いことから、平成27年度をもって終了としました。
------	--

近年、生物分布域の変化や農作物への被害、渇水・洪水リスクの増加など、地球温暖化により引き起こされているのではないかと考えられる問題が各地で現れつつあります。これらの中には、現時点では必ずしも地球温暖化が原因と断定できないものもありますが、今後、地球温暖化が進行することで、大きな影響が現れるのではないかと懸念されています。

茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」や「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・市が一体となって、地球温暖化防止に向けた取り組みを進めています(※)。平成 22 年(2010 年)には、茅ヶ崎駐車場に太陽光発電設備及び電気自動車用充電設備を設置し、電気自動車の普及促進を図るなどさまざまな取り組みを進めていますが、今後もこれらの計画に挙げる施策を確実に進め、エネルギー資源の消費に伴う環境負荷の少ない、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいく必要があります。

また、本市でも、自動車利用の増加に伴い運輸部門の温室効果ガスの排出量が増加しており、今後の対策が必要となっています。平成 13 年度(2001 年度)に策定された「茅ヶ崎市総合交通プラン」では、交通手段の使い分けによる自動車利用の抑制を目指しており、これまでに、コミュニティバスの路線整備、自転車駐車場の整備等を実施してきました。今後もこれらの取り組みを継続し、過度に自動車に頼ることなく移動できる環境づくりが必要です。

テーマ 4 では、温室効果ガスの排出による環境負荷を低減し低炭素化を図っていくため、(1)「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」の推進と(※)、(2) 交通行政における温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

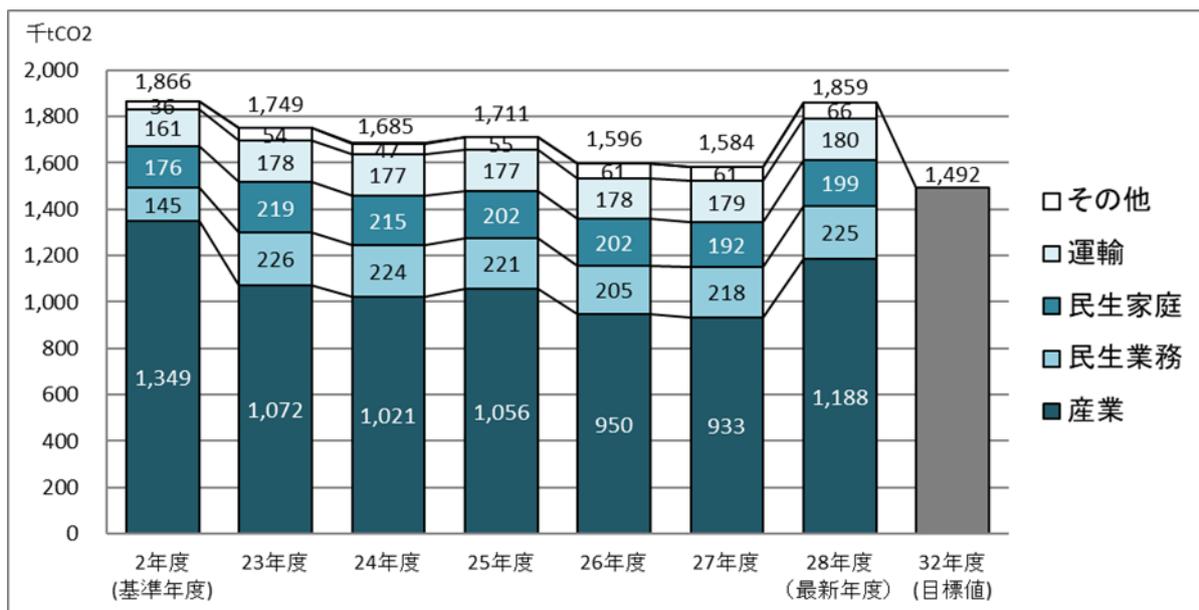
<b>施策の柱 4.1</b>	「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進
<b>施策の柱 4.2</b>	交通行政における温室効果ガスの排出削減

※「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」と「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」は、平成 25 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の「茅ヶ崎市全体の取り組み」として統合しました。それに伴い施策の柱 4.1 の名称を「『茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン』、『茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画』の推進」から「『茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画』の推進」に変更しています。

目標⑭

市域のCO<sub>2</sub>排出量を平成32年度（2020年度）までに約1,492千tCO<sub>2</sub>（平成2年度（1990年度）の80%）にします。

区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出状況のグラフ（排出係数固定版）



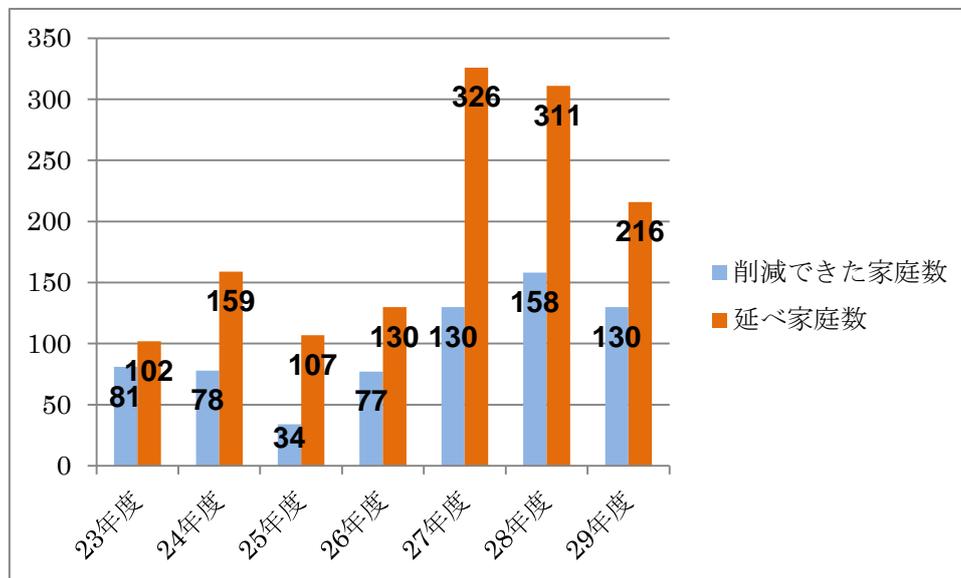
【分析】

市域のCO<sub>2</sub>排出量は、東日本大震災以降、27年度まで、目標値に向かい減少傾向にありましたが、28年度は産業部門の排出量増加のほか、電力小売全面自由化の初年度でもあり、景気変動や制度改正などの影響を受け、増加に転じました。

目標⑮

月ごとのエネルギー（電気）使用量を前年度よりも削減できた世帯数。

省エネコンテストの参加者の夏の省エネ前年度比較（各年7～9月延べ数）



【分析】

例年夏の省エネコンテストの対象としている7月から9月のエネルギー（電気）使用量の前年度比較では、削減することができた家庭が過半数以上を占め、家庭の省エネが進んでいることを確認することができました。

■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 4.1」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
情報発信・啓発活動の推進 (重点施策 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちがさきエコネットなどの市ホームページや多様な媒体を通じた、省エネルギーや新エネルギーの利用に関する情報の定期発信を実施しました。</li> <li>・省エネナビ等の省エネツールの貸し出し等を通じ、利用の拡大を推進しました。</li> <li>・市で導入した電気自動車を活用して市民意識の向上を諮りました。</li> <li>・事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備や燃料電池自動車（水素自動車）等の普及啓発を実施しました。</li> </ul>	

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援 (重点施策 28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭、事業所におけるトップランナー機器、省エネ機器、新エネルギー利用設備、電気自動車等の導入、利用に対する補助金の給付を実施しました。</li> <li>省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入拡大を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用太陽光発電設備及び住宅用コージェネレーション・住宅用太陽熱利用設備設置費補助金については、28年度で終了し、29年度は実施していません。</li> </ul>
市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入 (重点施策 29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向け、高効率照明器具や電気自動車の導入、夏季における緑のカーテン実施、新たな施設の建設における省エネ機器等の設置など、新技術の積極的導入を行いました。</li> </ul>	

### ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
<p>市域のCO<sub>2</sub>の排出量は、民生家庭部門や民生業務部門、産業部門において増加しています。</p>	<p>市民に対し、環境に配慮したライフスタイルの実践や、CO<sub>2</sub>削減に向けた自発的な行動を促す事業を展開します。</p>
<p>温室効果ガス排出量は、人口増加や景気拡大など、様々な外的要因による影響を受けるため、省エネに関する具体的な努力が見えにくくなっています。</p>	<p>また、事業者に向けては、省エネ対策や省エネ機器等に関する情報を提供し、経費節減とあわせて省エネに取り組むことができるよう啓発します。</p>
<p>温室効果ガス排出量の算定で使用するデータが、国から公表されるまでの期間が2年を要しており、実際の取り組みの評価年と温室効果ガス排出量評価年が1年ずれてしまっています。</p>	<p>再生可能エネルギーの積極的導入支援という視点では、再生可能エネルギーを地域資源と捉え、市民生活や防災に役立てるよう再生可能エネルギー設備の導入を促します。</p>
<p>地球温暖化対策に関する専門知識・ノウハウがある市民・事業者が、地球温暖化対策を地域で広げていくための支援が十分ではありません。また、地球温暖化対策の適応分野においては、市民ニーズや市民感覚等の調査が十分ではないことが課題です。</p>	

## ■現行計画における目標の妥当性

市域のCO<sub>2</sub>排出量は、目標としては相応しいが、算定のために必要なデータが国から公表されるまでに2年を要するほか、人口増加や景気拡大など、本市内外の外的要因に状況に左右される状況があるため、総量削減目標に加え、市民一人あたりの排出量など、市の取り組み努力を評価できるような視点での評価指標を加えることを検討する必要があります。

## <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

### 情報発信・啓発活動の推進（重点施策27）

#### ●家庭や事業所に対する、省エネや新エネルギーの利用に関する情報発信

23年度	市役所分庁舎及び保育園、公民館等の公共施設でのカーテン作りを開始し、夏場の省エネルギー化を推進しました。 2市1町の広域連携事業（湘南エコウェーブ）として、ノーマイカーデーやレジ袋削減キャンペーン等を実施しました。
24年度	前年度と同内容。
25年度	前年度と同内容。
26年度	前年度の取り組みに加え、太陽光発電クレジット制度（通称「茅ヶ崎おひさまクレジット」）の制度運用を開始しました。市民向けのほか、商工会議所などを通じて事業者にもPRしました。 また、日本大学の協力の下、地球温暖化防止に関する学習会や、親子環境バスツアーを開催しました。
27年度	前年度の取り組みに加え、地球温暖化対策を推進するため、市民、事業者、市が連携し、情報の共有及び交流ができるポータルサイトとして「ちがさきエコネット」を構築し運用を開始しました。
28年度	前年度の取り組みに加え、「ちがさきエコネットエコ事業者による省エネ活動展」を開催しました。9日間で1,200名の来場者に省エネを啓発しました。
29年度	ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用や、2市1町の広域連携事業、省エネナビ、エコワットの貸出、緑のカーテン用苗の配布等の取り組みを継続実施しました。

### 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援（重点施策28）

#### ●家庭・事業所における省エネ機器や新エネルギー利用設備、電気自動車の導入等に対する補助事業

23年度	個人、法人、自動車リース事業者を対象とした「電気自動車購入補助事業」を実施し運用を通して支援しました。
24年度	電気自動車購入補助事業を継続して実施しました。
25年度	電気自動車購入補助事業を継続して実施しました。
26年度	電気自動車購入補助事業を継続して実施しました。 太陽光発電クレジット制度（通称「茅ヶ崎おひさまクレジット」）の運用を開始しました。

27年度	電気自動車購入補助事業を継続して実施しました。 「茅ヶ崎おひさまクレジット」事業で、前年度参加世帯から収集した環境価値について、国からクレジットの認証を受け、12月開催の湘南国際マラソンにてエコ袋のカーボンオフセットとして活用しました。
28年度	電気自動車購入補助事業を継続して実施しました。 「茅ヶ崎おひさまクレジット」事業で、湘南国際マラソンや㈱オーテックジャパンの事業活動によるカーボンオフセットにクレジットを活用しました。また、制度運用後初めてクレジット売却益を参加者に還元しました。
29年度	電気自動車購入補助事業を継続して実施しました（平成29年度で終了）。 「茅ヶ崎おひさまクレジット」事業を継続して実施しました。

### 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入（重点施策29）

#### ●行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向けた新技術等の導入

23年度	鶴嶺公民館と総合体育館の一部にLED照明を導入しました。 ごみ焼却炉で発生した蒸気を利用し、1時間に最大1,800kWを発電して環境事業センターの電力をまかなうとともに、余剰電力を売電しました。発生した熱エネルギーは、環境事業センター内の給湯のほか、茅ヶ崎市温水プールでも利用しました。
24年度	行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減のため、LED照明や省エネタイプの設備を導入しました。
25年度	前年度に引き続き、LED照明を導入したほか、保育園や中学校など市所有施設の一部における空調設備の入れ替えを実施しました。
26年度	市役所新庁舎建設において、省エネ・新エネ機器の積極的な導入や効率的なエネルギー利用・循環といった視点を踏まえながら建設を推進しました。
27年度	市役所新庁舎に太陽光発電設備30kW、コージェネレーションシステム23kW（2台）、電気自動車急速充電器を設置しました。新庁舎を含む45施設でPPSによる電力活用を開始しました。
28年度	28年度にESCO事業を活用して市が管理する全ての防犯等をLED化しました。
29年度	市役所分庁舎のほか、道路照明におけるLED化を推進しました。

## 施策の柱 4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

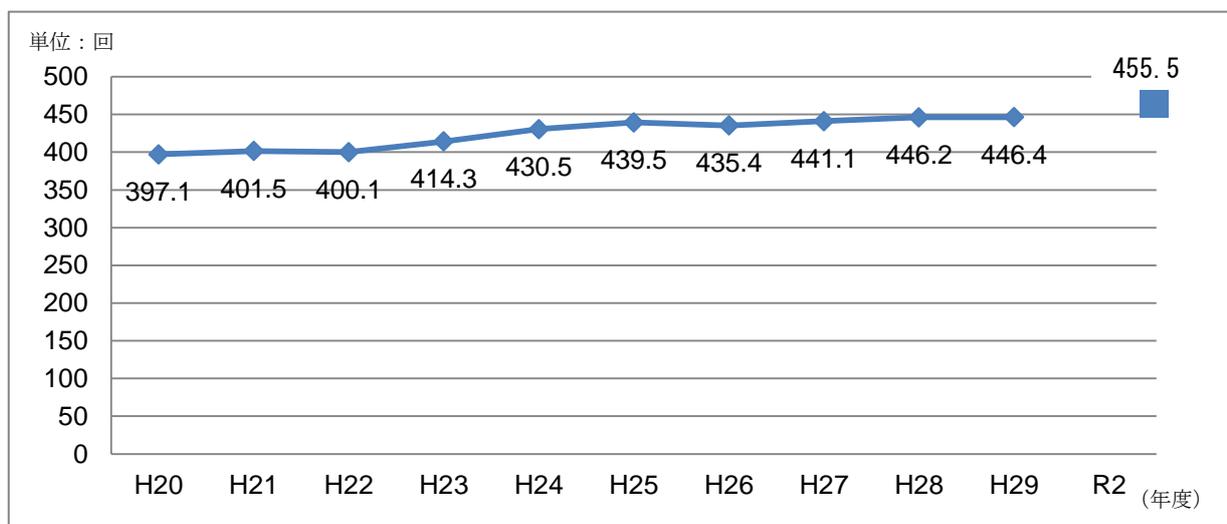
### 目標⑩

市民 1 人あたりの年間公共交通利用回数を令和 2 年度（2020 年度）までに 455.5 回にします。

※市民 1 人あたりの年間公共交通利用回数：鉄道、路線バス、コミュニティバスの利用者数をその年度の人口で割る事により算出します。

※鉄道利用者数は JR の各駅（茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅、香川駅、辻堂駅）の乗降者数であり、本市以外の利用者も含んでいます。

市民 1 人あたりの年間公共交通利用回数 平成 29 年度：446.4 回



### 【分析】

市内公共交通の利用者は増加傾向にあります。

## ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 4.2」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
乗合交通の利便性の向上 (重点施策 30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事業者に対してのノンステップバス導入への補助を実施しました。</li> <li>コミュニティバスの周知・啓発、利便性の向上を図りました。</li> <li>予約型乗合バスを運行開始しました。</li> </ul>	
徒歩・自転車利用の促進 (重点施策 31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教室を実施しました。</li> <li>法定外路面標示の設置、歩道切下げ部改良工事、視覚障害者誘導ブロック設置工事、歩車道の段差解消を実施しました。</li> <li>レンタサイクル事業を実施しました。</li> <li>サイクルアンドバスライドを実施しました。</li> </ul>	

## ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
急速に進む高齢化に対応するため、公共交通の利用環境を整えていく必要があります。	温室効果ガスの排出抑制を更に推進するために、自家用車から公共交通機関へのシフトが重要であることから、ニーズに即した利用しやすい公共交通体系の整備を進めます。 自転車の利便性、安全性の向上を図るための施策を推進します。
環境負荷低減の観点から、自転車利用の更なる促進を図る必要があります。	
近距離での自動車利用から、公共交通利用への転換を図る必要があります。	

## ■現行計画における目標の妥当性

温室効果ガス排出削減を示す目標の設定については、更に削減効果が見える目標がないか検討が必要と考えます。

### <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

#### 乗合交通の利便性の向上 (重点施策 30)

#### ●乗合交通を利用しやすい環境づくりに向けた公共交通機関ネットワークの整備

23年度	交通事業者のノンステップバス導入に対し補助を行いました。 路線バスの乗降方向を中乗り前降り方式へ変更しました。
------	--

24年度	<p>交通事業者のノンステップバス導入に対し補助を行いました。</p> <p>コミュニティバスのルートの一部変更しました。</p> <p>予約型乗合バスの導入に向けた調整を行いました。</p> <p>イベント「観光農園・桜の名所巡り」を開催しました。</p>
25年度	<p>交通事業者のノンステップバス導入に対し補助を行いました。</p> <p>予約型乗合バスを導入しました。</p>
26年度	<p>交通事業者のノンステップバス導入に対し補助を行いました。</p> <p>コミュニティバス無料キャンペーンを実施しました。</p> <p>コミュニティバスのダイヤ変更やバス停の移設および新設を行いました。</p>
27年度	<p>交通事業者のノンステップバス導入に対し補助を行いました。</p> <p>利用促進策の一環として、コミュニティバススタンプラリーを実施しました。</p> <p>予約型乗合バスのバス停を新設しました。</p>
28年度	<p>予約型乗合バスについて自治会単位で説明し登録を促進しました。</p> <p>地域の利用意向にそってコミュニティバスのダイヤを変更しました。</p> <p>路線バス、コミュニティバス及び予約型乗合バス情報を掲載した路線図を作成しました。</p>
29年度	<p>予約型乗合バスについてアンケート調査及び住民へのヒアリングを実施しました。</p> <p>公共交通の利用促進策の一環として、実車を用いたキャンペーンを実施しました。</p>

### 徒歩・自転車利用の促進（重点施策31）

#### ●歩行者の安全、自転車利用の利便性・安全性向上

23年度	<p>香川自転車駐車を BOT 方式により設置しました。</p> <p>歩車道の段差解消を実施しました。</p>
24年度	<p>自転車走行位置の路面標示の有効性について調査しました。</p> <p>自転車駐車の利用実態調査及びアンケートを実施しました。</p> <p>歩車道の段差解消を実施しました。</p>
25年度	<p>赤松通りに法定外路面標示を設置しました。</p> <p>国道一号線に自転車レーンを設置しました。</p> <p>自転車駐場に係る補助金交付事業を実施し、新たな民間自転車駐車を設置しました。</p> <p>交通安全教室やステッカー大作戦、交通安全キャンペーン、自転車無灯火撲滅キャンペーン及びちらし配布などの啓発活動を実施しました。</p> <p>歩車道の段差解消を実施しました。</p>

26年度	<p>市民団体「アロハちがさき松籟」が「自転車のまち茅ヶ崎『KEEP LEFT PROJECT』」を立ち上げ、「KEEP LEFT」と書かれたオリジナルプレートを周知しました。</p> <p>自転車駐車場に係る補助金交付事業を実施し、新たな民間自転車駐車場を設置しました。</p> <p>交通安全教室やステッカー大作戦、交通安全キャンペーン、自転車無灯火撲滅キャンペーン及びちらし配布などの啓発活動を実施しました。</p> <p>歩車道の段差解消、歩道切下げ部改良工事、障害者誘導ブロック設置工事を実施しました。</p>
27年度	<p>鉄砲道に自転車専用レーンを設置しました。</p> <p>幸町第二自転車駐車場を開設しました。</p> <p>交通安全教室やステッカー大作戦、交通安全キャンペーン、自転車無灯火撲滅キャンペーン及びちらし配布などの啓発活動を実施しました。</p> <p>歩車道の段差解消、歩道切下げ部改良工事、障害者誘導ブロック設置工事を実施しました。</p>
28年度	<p>交通安全教室やステッカー大作戦、交通安全キャンペーン、自転車無灯火撲滅キャンペーン及びちらし配布などの啓発活動を実施しました。</p> <p>歩車道の段差解消、歩道切下げ部改良工事、障害者誘導ブロック設置工事を実施しました。</p>
29年度	<p>小出踏切および最乗寺踏切、市道 0109 号線へ法定外路面標示を実施しました。</p> <p>交通安全教室やステッカー大作戦、交通安全キャンペーン、自転車無灯火撲滅キャンペーン及びちらし配布などの啓発活動を実施しました。</p> <p>歩車道の段差解消、歩道切下げ部改良工事、障害者誘導ブロック設置工事を実施しました。</p>

### ●レンタサイクル事業の実施と新たな取り組みの検討

23年度 ～24年度	県立茅ヶ崎里山公園においてレンタサイクルを実施しました（期間限定）。
25年度	特に取り組みなし。
26年度	商店街連合会により、利用者が他の店舗にも寄れる「のきさき駐輪場」を設置しました。
27年度 ～28年度	前年度の内容に加え、観光案内所においてレンタサイクルを実施しました。
29年度	自転車の利用可能な台数が分かるシステムを導入しました。

### ●サイクルアンドバスライド事業における施設の適正な維持管理と利便性向上

23年度	<p>サイクルアンドバスライドを新たに浜見平団地へ設置しました。</p> <p>サイクルアンドバスライドの維持管理を行いました。</p>
24年度 ～25年度	サイクルアンドバスライドの維持管理を行いました。

26年度	サイクルアンドバスライドを新たに中島バス停付近と新田入口付近に設置しました。また、浜見平団地に増設を行いました。 サイクルアンドバスライドの維持管理を行いました。
27年度 ～29年度	サイクルアンドバスライドの維持管理を行いました。

本計画の確実な推進を図るには、職員の意識向上と率先的な行動も必要です。本市では、前計画の重点施策のひとつとして「庁内率先行動の発展的展開のための施策」を挙げ、市の環境マネジメントシステムに基づき目標達成に向けた努力を続けてきましたが、前計画に挙げた施策の中には進捗が見られないものもありました。環境問題はひとつの分野内だけでは解決されないものが多いことから、全庁的な職員の意識向上と情報の共有が必要です。また、地域の環境の状況を把握し課題を解決していくにあたっては、専門的な知識が求められる場合もあります。国や県などの専門的知識のある職員と連携するとともに、地域の状況に精通し環境に関する専門知識を持った職員、庁内横断的なマネジメント能力を持った職員の育成と、各課における専門知識の継承・蓄積が必要です。

近年、人々の環境に対する関心は高まりつつありますが、その一方で、市内の環境の状況や課題については、市民・事業者には十分認識されていない面もあります。市内では、すでに多くの市民や市民活動団体、事業者が環境に関する積極的な取り組みを行っていますが、それらについても十分周知されていない状況です。このような取り組みを積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。特に、未来を担う子どもたちへの環境教育は、本人の環境意識向上だけでなく、その効果が各家庭、ひいては地域全体へ普及していくことが期待できます。そのため、地域と連携した環境教育の充実を図るとともに、学校における取り組みを積極的に推進していくことが必要です。

テーマ 5 では、本計画に挙げた施策を確実に進め、実際に本市の環境の保全・再生につなげていくために、(1) 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成、(2) 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援と、(3) 学校における環境教育の充実に取り組めます。

施策の柱 5. 1	本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成
施策の柱 5. 2	市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援
施策の柱 5. 3	学校における環境教育の充実

## 施策の柱 5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

### 目標①

庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。

また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

- ・茅ヶ崎市環境マネジメントシステムの理解度を深めるため、継続的な研修を実施しました。
- ・自然環境や生物多様性について職員への周知を目的とした研修を実施しました。
- ・環境分野における専門的知識を習得するために各種外部研修へ職員を派遣しました。
- ・マネジメント能力醸成のため、階層別職員研修を実施しました。

### 【分析】

茅ヶ崎市環境マネジメントシステムについては、職員全員の環境意識を向上を目指す観点から継続的な研修は不可欠と考えています。

環境に関する専門的な知識を習得するために、必要に応じて外部研修へ職員を派遣し、人材育成に努めています。近年では管理職を対象にマネジメント能力を重視した庁内研修を開催しています。

### ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 5.1」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
庁内の環境意識の向上 (重点施策 32)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市環境マネジメントシステム「C-EMS」(チームス)による、環境負荷低減に向けた取り組みを実施しました。</li> <li>・C-EMS 外部監査の実施及び結果を庁内共有しました。</li> <li>・環境に配慮した事務事業の推進のための情報を発信する「C-EMS レター」を発行しました。</li> <li>・表彰制度「茅ヶ崎市エコオフィス賞」「茅ヶ崎市エコ管理賞」を実施しホームページへ公表しました。</li> <li>・市職員と市民を対象とした生物多様性をテーマにした研修を実施しました。</li> </ul>	

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
庁内における人材育成 (重点施策 33)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する各種研修へ参加しました。</li> <li>外部研修へ職員を派遣しました。</li> <li>マネジメント能力の醸成のため階層別職員研修を実施しました。</li> </ul>	

### ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
環境マネジメントシステム「C-EMS」(チームス)では、環境に配慮した公共工事実施マニュアルのなかで、周辺環境への環境配慮をうたっていますが、配慮が不十分な事例が指摘されています。	行政の事業活動における生物多様性への配慮という観点から、より効果的な運用に向けた周知を進めます。
C-EMSや生物多様性の庁内向け職員研修を毎年開催していますが、C-EMS外部監査において指摘を受けることがあります。	より適正な運用を実施し、引き続き職員研修を実施し、制度周知を図る必要があります。
世界情勢を踏まえた、環境分野における最新知識の習得が不可欠です。	外部機関との連携を視野に対応すべき研修へ職員を派遣してきます。

### ■現行計画における目標の妥当性

この項目については、成果を把握できる目標が設定されていませんでしたので、習得度を測る目標を設定する必要があります。
---

### <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

<b>庁内の環境意識の向上 (重点施策 32)</b>
<b>庁内における人材育成 (重点施策 33)</b>

### ●C-EMSに基づく庁内の環境意識向上環境配慮行動の実践

23年度	年度当初に庁内向けの説明会を開催し、制度の適切な運用と今後への課題を確認するため年度末に外部監査を行いました。 表彰制度「茅ヶ崎市役所エコオフィス賞」を実施しました。(1課かいを表彰)
24年度	課長級職員研修(4月)、外部監査(1月)を実施しました。 C-EMSレターを発行しました。(年5回)
25年度	前年度の内容に加え、表彰制度「茅ヶ崎市役所エコオフィス賞」を実施しました。 (1課かいを表彰)
26年度	前年度の内容に加え、「茅ヶ崎市エコ管理賞」(新設)を実施しました。(7施設を表彰)

27年度	課長級及び担当職員研修・新採用研修（4月）を実施しました。 外部監査・担当者ヒアリング（1月）を実施しました。 C-EMS レターを発行しました。（年3回） 表彰制度「茅ヶ崎市エコ管理賞」を実施しました。（2施設を表彰）
28年度	課長級職員、担当者、施設の維持管理事務担当者を対象とする研修を実施しました。 新採用研修（4月）、外部監査・担当者ヒアリング（1月）を実施しました。 C-EMS レターを発行しました。（年4回） 表彰制度「茅ヶ崎市エコ管理賞」を実施しました。（1施設を表彰）
29年度	前年度の内容に加え、表彰制度「茅ヶ崎市エコオフィス賞」を実施しました。（1課かいを表彰）

●自然環境、生物多様性についての職員への周知

23年度	環境部への異動者・新採用職員に対し、環境基本計画に係る研修及び市内の重要地域・施設の視察を実施しました。 都市部への異動者全員に対し、みどりの基本計画及び生物多様性に係る研修を実施しました。
24年度	みどりの基本計画及び生物多様性についての都市部内異動者対象の研修を実施しました。
25年度	都市部や建設部への異動者を対象にした研修を実施しました。 生物多様性について庁内イントラネットによる資料掲載しました。
26年度	みどりの基本計画に位置づけられている各施策の進行管理に併せ、自然環境の保全や生物多様性への配慮について各担当課に周知しました。 都市部や建設部、環境部への異動者を対象にした研修を実施しました。 コア地域およびその周辺での、環境の改変等が想定される場合の情報提供を全課に依頼しました。 森林の伐採届について全課に通知しました。
27年度	前年度の内容に加え、「神奈川県における生物多様性の保全の取り組み」と題し、神奈川県環境農政局 水・緑部 自然環境保全課職員を講師に招き、環境保全セミナーを開催しました。
28年度	前年度の内容に加え、環境講座「『生物多様性講演会』茅ヶ崎市と生物多様性 左富士から市街地の自然まで」を開催しました。
29年度	「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定に併せて、施策担当へのヒアリングを行い、自然環境の保全や生物多様性への配慮について庁内周知しました。 都市部、環境部への異動者を対象にした研修を実施しました。 自然環境庁内会議の定期的開催しました。（月1回） 公共工事に関する情報共有をよりの確に行えるよう、自然環境庁内会議設置要綱を改正し、専門委員を位置づけました。 環境保全セミナー（市と茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会の共催）において、河川・海域の環境保全をテーマに、生物多様性に関する講演会を開催しました。

●知識や技術を習得するための研修の支援、環境に関する専門的な知識を有する職員の育成

23 年度	環境分野のエキスパート職員を配置しました。 階層別研修の実施や派遣研修へ参加しました。
24 年度	環境省環境調査研修所での研修に参加しました。 課題テーマ別調査研究（海外）へ職員派遣しました。 階層別研修や新採用職員研修を実施しました。
25 年度	環境省環境調査研修所や神奈川県での研修へ参加しました。 先進的な取り組みを行っている自治体等への視察を行いました。
26 年度 ～29 年度	環境省や神奈川県、その他外部機関が主催する各種研修へ参加しました。

●階層別職員研修の充実、マネジメント能力の醸成

23 年度 ～29 年度	新採用研修で「環境行政」について研修を実施しました。 課長級職員研修、課長補佐級職員研修、担当主査級職員研修で、「マネジメント研修」を実施しました。
-----------------	---

## 施策の柱 5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

### 目標⑩

市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。

#### ●環境に関する主な事業への参加者数

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
環境フェア来場者数(人)	約 2,000	約 2,000	約 2,000	約 1,600	約 1,900	約 3,000
里山はっけん隊！参加者数 (延べ人数)	71 (夏・冬)	56 (春・秋)	67 (春・夏・冬)	20 (秋)	49 (春・秋)	34 (夏・冬)
公民館・文化資料館等における環境に関する講座 参加者数(人)	1,609	1,464	1,959	3,172	2,929	2,330

#### 【分析】

公民館・文化資料館等における環境に関する講座の参加人数は、平成 26 年度から 27 年度の間  
に増加がありましたが、その後は横ばいとなっております。環境フェア及び里山はっけん隊の参  
加人数は、天候等の影響により減少している年もありますが、ほぼ横ばいとなっております。

### ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 5.2」の進捗度		
1 順調に進んでいる 2 ある程度進んでいる ③あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
意識啓発・人材育 成 (重点施策 34)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体等との協働により、ちがさき環境フェアや里山はっけん隊！、環境に関する講座等のイベントを開催しました。</li> <li>・各種情報媒体を通じた情報発信を行いました。</li> <li>・ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用を行いました。</li> <li>・各公共施設において環境に関する講座を実施しました。</li> </ul>	

重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援 (重点施策 35)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェアにおいて、市民活動団体、事業者の取り組みをPRする機会を提供しました。</li> <li>・環境美化推進事業、環境美化に関する民間団体補助事業、資源回収推進地域補助金制度、緑化推進団体活動事業費補助金制度、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会への支援を行いました。</li> <li>・ポータルサイト「ちがさきエコネット」にてエコ事業者認定制度を活用しました。</li> </ul>	

### ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
今後も情報発信の方法の改善に努めながら、啓発活動の内容、対象など、工夫しながら継続していく必要があります。	今後も、様々な媒体を通じて情報発信を継続していきます。啓発活動の内容や対象を考慮し、効果的な情報発信を行っていきます。
市民や市民活動団体、事業者に対する新たな支援の仕組みについて検討する必要があります。	市民や市民活動団体、事業者に対する支援の取り組みを継続するとともに、ニーズに応えた新たな支援の仕組みについて検討していきます。
ちがさきエコネットの効果的な運用のために、より多くの登録者を得ていく必要があります。	ちがさきエコネットの登録者を得るため、環境フェアをはじめとした各種イベントや広報紙等で周知を行っていきます。

### ■現行計画における目標の妥当性

<p>この項目については、達成状況が把握しやすい目標設定がなされていませんでした。</p> <p>今後については、引き続き市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やす必要があることから、妥当性があると考えます。</p>
--

### <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

#### 意識啓発・人材育成（重点施策 34）

#### ●市民活動団体・事業者、市等の環境への取り組みに関する情報等の発信と充実

23年度	<p>市ホームページによる太陽光発電設備設置費補助事業などに関する情報提供を行いました。</p> <p>公民館や文化資料館において、環境について考える学習機会を提供しました。</p>
------	---

24 年度	<p>前年度の内容に加え、環境に関するイベントや情報等について、広報紙、市ホームページ、タウン紙、市役所本庁舎 2 階の「環境掲示板」等で周知しました。</p> <p>「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書特集号」にて情報発信を行いました。</p>
25 年度	<p>前年度の内容に加え、環境に関するイベントや情報等について、広報紙、市ホームページ、タウン紙、市役所本庁舎 2 階の「環境掲示板」等で周知しました。</p> <p>「みんなの環境基本計画特集号」にて情報発信を行いました。</p> <p>ちがさきエコスクールで「夏休み環境イベント特集」のページを設ける等、情報の一元化を進めて参加者数の増加を図りました。</p> <p>ホームページにより環境マップ作成ツールや作成例を公表しました。</p>
26 年度	<p>環境に関する各種情報を、広報紙、市ホームページ、タウン紙、市役所本庁舎 2 階の「環境掲示板」等で随時発信しました。</p> <p>「みんなの環境基本計画特集号」にて情報発信を行いました。</p> <p>ポータルサイト「ちがさきエコネット」を開設しました。</p> <p>市民活動団体等との協働により、ちがさき環境フェアや里山はっけん隊！、こどもエコクラブ交流会、環境に関する講座等のイベントを開催しました。</p> <p>公民館や文化資料館において、環境について考える学習機会を提供しました。</p> <p>ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業を行いました。</p>
27 年度	<p>環境に関する各種情報を、広報紙、市ホームページ、タウン紙、市役所本庁舎 2 階の「環境掲示板」等で随時発信しました。</p> <p>「みんなの環境基本計画特集号」にて情報発信を行いました。</p> <p>ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用をしました。</p> <p>市民活動団体等との協働により、ちがさき環境フェアや里山はっけん隊！、こどもエコクラブ交流会、環境に関する講座等のイベントを開催しました。</p> <p>公民館、文化資料館、青少年会館、海岸青少年会館において、環境に関する講座を実施しました。</p> <p>ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業を実施しました。</p>
28 年度	<p>環境に関する各種情報を、広報紙、市ホームページ、タウン紙、市役所本庁舎デジタルサイネージ等で随時発信しました。</p> <p>「みんなの環境基本計画特集号」にて情報発信を行いました。</p> <p>ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用をしました。</p> <p>市民活動団体等との協働により、ちがさき環境フェアや里山はっけん隊！、環境に関する講座等のイベントを開催しました。</p> <p>公民館、文化資料館、青少年会館、海岸青少年会館において、環境に関する講座を実施しました。</p> <p>ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業を実施しました。</p>

29年度	前年度の内容に加え、みどりの情報紙「ちが咲き」を創刊し、自然環境や生物多様性の保全に関する様々な情報を提供しました。 景観みどり課 Facebook ページを開設し、茅ヶ崎の自然や風景などの情報提供をしました。
------	--

**現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援(重点施策 35)**

**●市民活動団体や事業者に対する支援**

23年度	環境市民会議「ちがさきエコワーク」による各活動の支援を行いました。 環境フェアでの市民活動団体、事業者の取り組みをPRする機会の提供を行いました。 環境美化推進事業、環境美化に関する民間団体補助事業、資源回収推進地域補助金制度、緑化推進団体活動事業費補助金制度、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会への支援を行いました。
24年度	前年度と同内容。
25年度	前年度の内容に加え、電気自動車購入補助事業の実施を行いました。
26年度	前年度の内容に加え、環境保全活動をしている市民活動団体への支援を行いました。
27年度	前年度と同内容。
28年度	前年度の内容に加え、ポータルサイト「ちがさきエコネット」にてエコ事業者認定制度の活用をしました。
29年度	前年度の内容に加え、広報紙、市ホームページ「参加してみよう！環境活動」のページ、みどりの情報紙「ちが咲き」等にて、市民活動団体が実施する保全活動や講座の周知を行いました。

**●環境に関する取り組みを市内外へPRする機会の提供、活動の促進、市民への普及、自主的な参加拡大**

23年度	環境フェアでの市民活動団体、事業者の取り組みをPRする機会の提供 環境市民会議「ちがさきエコワーク」との協働により「環境市民講座」を実施
24年度	前年度と同内容。
25年度	前年度と同内容。
26年度	前年度と同内容。
27年度	前年度と同内容。
28年度	環境フェアでの市民活動団体、事業者の取り組みをPRする機会の提供を行いました。 「精進料理の会」との協働によりエコクッキング講座を実施しました。 ポータルサイト「ちがさきエコネット」にてエコ事業者認定制度の活用をしました。

29年度	<p>環境フェアでの市民活動団体、事業者の取り組みをPRする機会の提供を行いました。</p> <p>エコ事業者の取り組みを紹介する「省エネ活動展」を開催しました。</p> <p>ポータルサイト「ちがさきエコネット」にてエコ事業者認定制度の活用をしました。</p>
------	---

## 施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

### 目標⑨

各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域資源を活用した環境学習の回数	88回	83回	97回	100回	79回	80回
地域資源を活用した環境学習の実施校数 (市立小中学校総数:32校)	30校	29校	30校	31校	32校	27校

※スクールエコアクションの報告から①地域の自然環境を活用した授業・取り組み、②環境に関する施設見学等の取り組み、③地域の関係団体等の協力のもとに行われた取り組み、④地域の美化に関する取り組みを数えています。

### 【分析】

地域資源を活用した環境学習の回数・実施校数は横ばいとなっております。今後は、すべての小中学校が地域資源を活用した環境学習を実施するために、環境学習 News や、ちがさきエコスクールを通じて周知・啓発を行っていく必要があります。

### ■これまでの取り組みの総括

「施策の柱 5.3」の進捗度		
1 順調に進んでいる (2) ある程度進んでいる 3 あまり進んでいない 4 全く進んでいない		
重点施策	実施したこと	実施できなかったこと
地域と連携した環境教育 (重点施策 36) 学校における取り組みの支援 (重点施策 37)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちがさきエコスクールの運用を行いました。</li> <li>・出前授業を実施しました。</li> <li>・環境学習 News を発行しました。</li> <li>・スクールエコアクションに基づく取り組みを推進しました。</li> <li>・スクールエコアクション発表会を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供を行えませんでした。</li> <li>・市民参加による自然環境のモニタリング調査への子どもたちの参加について、実施できませんでした。</li> </ul>

## ■課題と取り組みの方向性

課題	取り組みの方向性
<p>学校ごとに実施したい学習や、取り上げてほしい内容が異なる場合があるため、学校の意向に合わせてカリキュラムを作る必要があります。</p>	<p>ちがさきエコスクールや環境学習 News を通じ、出前授業のメニューについて周知する他に、様々な学校の取り組みの事例を紹介し、幅広いニーズに応えていきます。</p>
<p>事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供や市民参加による自然環境のモニタリング調査への子どもたちの参加について実現に至っていません。</p>	<p>また、事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供や市民参加による自然環境のモニタリング調査への子どもたちの参加については今後検討していきます。</p>
<p>スクールエコアクションについては、各学校において定着が図られているところですが、学校における業務負担が懸念され課題となっています。</p>	<p>スクールエコアクションについては、学校のカリキュラムを配慮した上で、児童・生徒が興味を持ち、自主的に取り組むことができるよう、ちがさきエコスクール等を通じて情報発信をしていきます。</p>

## ■現行計画における目標の妥当性

<p>この項目については、達成状況が把握しやすい目標設定がなされていませんでした。 今後については、学校における環境学習は継続して行うことが大切であることから、妥当性があると考えます。</p>
--

## <参考> 重点施策ごとの主な取り組み

### 地域と連携した環境教育（重点施策 36）

### 学校における取り組みの支援（重点施策 37）

#### ●環境教育の充実に向けた情報提供の仕組みの構築・運用

23年度	特に取り組みなし。
24年度	ちがさきエコスクールを開設しました。
25年度	学校向けにちらしを配布し、ちがさきエコスクールの周知を行いました。
26年度	環境学習 News の発行を行いました。 環境学習 News にてちがさきエコスクールの周知を行いました。
27年度	前年度と同内容。
28年度	前年度と同内容。
29年度	前年度の内用に加え、ちがさきエコスクールに萩園中学校の緑のカーテンづくりの手引きを掲載しました。

●学校の環境教育に対する支援等

23年度	農業体験事業を実施しました。 地域の農業者の協力を得て農業体験プロジェクトを実施しました。 事業者の協力を得て親子でエコクッキングを実施しました。 自然観察会を行いました。 パッカー君のごみ探検の配布を行いました。
24年度	出前授業を実施しました。 パッカー君のごみ探検の配布を行いました。
25年度	前年度と同内容。
26年度	前年度の内容に加え、自然観察会等への支援を行いました。 環境学習 News にて出前授業の紹介を掲載しました。
27年度	前年度と同内容。
28年度	前年度と同内容。
29年度	前年度の内用に加え、スクールエコアクションとして報告された優れた事例についての取材を行い、環境学習 News 及びちがさきエコスクールに掲載し、共有を図りました。

●スクールエコアクションの導入・運用と学校生活での環境活動の実践

23年度	スクールエコアクションに基づく取り組みの推進を行いました。
24年度	前年度の内容に加え、環境フェアにて各学校の活動紹介の展示を行いました。
25年度	前年度の内容に加え、環境フェアにてスクールエコアクション発表会の実施を行いました。 広報紙でスクールエコアクションの取り組み紹介を行いました。
26年度	スクールエコアクションに基づく取り組みの推進を行いました。 環境フェアにて各学校の活動紹介の展示を行いました。 環境フェアにてスクールエコアクション発表会の実施を行いました。 環境学習 News にてスクールエコアクション発表会の様子を掲載しました。
27年度	前年度と同内容。
28年度	前年度と同内容。
29年度	前年度と同内容。

●児童や生徒の環境への関心の向上に向けた情報提供

23年度	環境教育を目的としたガイドブックの作成について、検討を行いました。
24年度	特に取り組みなし。
25年度	特に取り組みなし。
26年度	環境学習 News の発行を行いました。
27年度	前年度と同内容。
28年度	前年度と同内容。
29年度	前年度と同内容。



4 環境審議会による外部評価

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

総括評価(素案)に対する答申

令和元年 10 月 25 日

茅ヶ崎市環境審議会



## 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)総括評価(自己評価)に対する 茅ヶ崎市環境審議会による意見

茅ヶ崎市環境基本条例に基づく計画として 2011 年度から運用が始まった茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)は 2020 年度における状況を目標とする。これまで形成評価として茅ヶ崎市環境審議会による年度ごとの進捗状況評価を行ってきたが、ここでは計画期間全体を見渡した総括評価を行う。なお中間年度の 2015 年などに計画の見直しを行ってきた(資料 4)。環境審議会による評価は、市職員が委員とならない外部評価であり、市により作成された評価書(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の総括評価(素案)」)に対して評価を行った。

### 1 環境審議会での評価方法

2019 年 6 月 11 日の第 1 回環境審議会では総括評価に使用する市作成による自己評価資料(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の総括評価(素案)」)の様式などについて議論を行った。2019 年 7 月 26 日の第 2 回環境審議会では前記資料と併せて市長より評価の諮問があった。これに基づき審議会委員に書面での意見聴取を行って取りまとめるとともに(資料 1、2)、2019 年 8 月 27 日の第 3 回環境審議会でも質疑応答と議論を行った。これらの情報とともに 2011 年度以降 2018 年度までの各年度の取り組みに対する進捗状況評価(資料 3)も参考として外部評価書の原案を作成し、2019 年 10 月 18 日の第 4 回環境審議会でも取りまとめた。なお環境審議会委員の任期は 2 年であり、2011 年度から継続して委員であった者は 1 名である。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では以下の 5 テーマにおける重点的な推進を目指している。

- テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全
- テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
- テーマ 3 資源循環型社会の構築
- テーマ 4 低炭素社会の構築
- テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に 2 項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)をたてている。さらにテーマごとに取り組むべき具体的な重点施策、及びそれに次ぐ補完的施策を挙げている。

最も高いレベルの評価として、環境審議会委員に対して書面での意見聴取により、計画に記載された「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」の第 1 段落(自然環境)と第 2 段落(循環型低炭素社会)の実現状況に関する 4 段階(A-D)の評価と自由意見を求めた。

施策の柱のレベルにおける市による総括自己評価では、取り組みの総括と、課題と取り組みの方向性、設定された目標の妥当性、を評価している。環境審議会による外部評価では、計画策定時の意図を再確認するため施策の柱の計画全体の中での位置づけを確認したあと、計画期間中に達成されたこと、達成できなかった点、計画のあり方に関する課題について記載した。

## 2 全体的な事項

人間は自らが生活する環境を自らの活動により悪化させてしまうことが少なくない。環境計画では、これを可能な限り低減して望ましい環境を創造することを目指すのが、そのためには都市計画や産業などに関する他の計画との関係性は避けられない。このような事情から環境計画は、環境の視点から他の行政計画が扱う分野も含めた人間活動全体を見渡す立場にある。

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）では、環境に関するテーマの趣旨に対して間接的に影響する施策を重点施策としているケースが見られた。たとえば環境における低炭素社会の実現を目指す趣旨で、交通における乗り合い交通の普及を重点施策にしているが、必ずしも両者のベクトルの方向が一致するとは限らないため、重点施策の進捗を環境の向上と見なせない現象が起きうる。このような事項は他のテーマでも見られるため、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出すことで、趣旨から進捗評価の目標、施策に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項 1）

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の策定後は、たとえばスマホ普及によるアプリを用いた各種サービスの発展など、技術の発展や社会情勢の変化によって計画時点に想定した目標や施策が時代遅れになっている事項が見られた。このような新たな技術や社会情勢への対応が必要である。（共通事項 2）

## 3 「目指すべき環境の将来像」の実現度

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）で最終的に目指すべき方向は「目指すべき環境の将来像」として記載されている。最も大きなレベルの総括評価は、この将来像と現状との乖離を測定することであり、環境審議会による今回の評価では委員に対して文書による調査を行った。

自然環境に関する段落は、「市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生物が健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています」となっている。これに関して将来像に達しているとする委員はおらず、将来像に近いとする委員が 5 名、将来像からほど遠いとする委員 5 名、評価不能とする委員 1 名であった。

資源循環・環境負荷に関する段落は「市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず、有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています」であり、将来像に達しているとする委員はおらず、将来像に近いとする委員が 5 名、将来像からほど遠いとする委員 7 名であった。

人材育成に関しては「本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています」であり、将来像に達しているとする委員はおらず、将来像に近いとする委員が 7 名、将来像からほど遠いとする委員 4 名であった。

人材育成に関する評価が高い傾向があるが、全体として理想像の実現までに至っていないとの回答であった。

## 4 施策の柱ごとの評価

### テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

#### 施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

**位置づけ**：コア地域は自然遺産（希少な生物や自然景観など）と文化遺産（歴史的な里山）、自然公園（散策や学校の学習利用）の諸要素を含むもので、市内において大切な地域である。コア地域の選択にあつては、さまざまな市民が望む自然のタイプをとりまとめ、その自然に典型的に生息する生物を指標にした全市調査から抽出した。

**成果**：コア地域における保全管理計画の策定が進んだ（7 コア地域中の 5 コア地域、2 コア地域は未作成）。多くのコア地域に管理活動の組織がある（7 コア地域の 5 コア地域、1 コア地域は有志の集まり、1 コア地域は開発者が作業）。ただしコア地域のなかで長谷では開発により中心的な部分が開発され、移植が行われている。また行谷では特徴的な部分に遊水池を建設する計画がある。

**課題**：茅ヶ崎市は対外的に海のイメージがある。柳島は海岸ではあるがやや内陸の松林が中心であり、典型的な砂浜やそれに続く海の自然を対象に海のコア地域も必要である。

**課題**：これまでに設置されたコア地域ごとの組織は、自然管理を行う市民グループと行政からなる管理のための組織である。これに加えて地権者や利用者（散策、教育利用、近隣住民など）も含めた、コア地域ごとの情報交換を行うための組織の設置が望ましい。合意形成は困難であっても、それ以前の情報共有が必要である。

**課題**：保全対象地の購入や権利制限の代償のための財政担保システムが確立されていない。

#### 施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

**位置づけ**：施策の柱 1.1 がコア地域を扱うのに対して、1.2 では広範な農地や樹林、河川、屋敷林などによる多面的な機能を扱う。薄く広く広がる生物多様性の受け皿であり、市民が日々接する自然でもある。開けた景観や緑の景観、散策場所としての公園的な機能や、高い浸透係数による雨水浸透による洪水防止と地下水涵養、広い水田面積を利用した水田における遊水池機能、緑地による都市のヒートアイランド緩和機能などがある。

**課題**：緑被面積は減少しており、経営耕地面積も減少していて成果が見えない。

**課題**：施策として何を行うと効果的なのか、全体のイメージが見えにくい。補助金や税金の減免と利用制約制度、良好な住環境の売り込みや観光事業などとの効果的な組み合わせによる施策を改めて設計する必要がある。

**課題**：少子に起因する高齢化もあって耕作放棄地が増加しているため、このような地域の将来像の構築と効果的な対策が必要である。

**課題**：趣旨から名称（コア地域をつなぐ）、目標（緑被面積、経営耕地面積）、具体的な施策に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項 1）

### テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

#### 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

位置づけ：テーマ1を実現するための制度の整備に関するものである。

成果：コア地域に対する特別緑地保全地区の指定が進められた。（清水谷、赤羽根十三区、準備中の地域）

課題：「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が更新されたが、この条例は都市緑地法による「みどりの基本計画」の部分の推進を行うと記載されている。環境基本計画の立場からは、ここに含まれていない生物多様性基本法による「生物多様性ちがさき戦略」の部分に関する条例の充実が望まれる。

## 施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

位置づけ：条例等より弾力のある行政計画やガイドラインの整備に関するものである。

成果：都市緑地法による「みどりの基本計画」と生物多様性基本法による「生物多様性ちがさき戦略」を統合した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」が策定された。

課題：「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」は未策定である。里山などの自然と同じ種類の生物をもつ生態系を人工的に造成することが技術的に容易でないことが明らかになってきているため、予定されている「緑化ガイドライン」を「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」とするためには自然の多様な生物相の保全に関する視点が必要である。

## テーマ3 資源循環型社会の構築

### 施策の柱 3.1 4Rの推進

位置づけ：主に工業製品を循環させ、資源を有効に利用して社会全体から排出されるものを減らすための施策である。

成果：市民一人あたりのごみ排出量は削減されてきている。ごみの減量や分別などでは、個々の市民には改善の余地があるとしても、市として実施可能なことは行っている。

課題：フリマアプリの普及により社会情勢の変化が急である。これによりリユースやリフューズが影響を受けていると考えられるが、物の流れが市域を越えて広域化し、運輸業とネット上の決済システムで行われるため状況の把握も困難になっている。どのような社会のあり方が望ましいか、市では何を行うべきか、指標をどうするか、などにおいて新しいアイデアが望まれる。（共通事項2）

### 施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

位置づけ：地元の農産物を市内で循環させ、資源を有効に利用して社会全体から排出されるものを減らすための施策である。施策の柱 1.2 に対して同時に寄与する事項も多いが、ここでは物質循環の観点から見ていくことになる。

成果：茅産茅消応援団への参加店舗数が増加傾向にあり、地元産農産物の利用を促進する活動が行われた。

課題：趣旨から、名称、目標、施策に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項1）

## テーマ 4 低炭素社会の構築

### 施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

**位置づけ**：テーマ 3 と同じく物質循環を扱うが、その中でもエネルギー循環に利用されることが多く、大気組成を変えて気候変動をもたらす炭素に注目している。

**成果**：省エネコンテスト参加者においては電気使用量を削減できた家庭が少なくなかった。個々の市民や事業者には改善の余地があるとしても、市としては実施可能なことを行っているのではないかと。

**課題**：空間スケールの不一致が見られるため、市内の CO<sub>2</sub> 排出量やエネルギー消費量は広域のデータを按分したものであり、市内での努力が数字に直接には表れない。他方で協力可能な一部の家庭や事業所のレベルでのモニタリングは可能である。目標達成度のモニタリングと取り組みの努力のフィードバック関係を確保できるような、空間スケールとデータ測定方法の設計が必要である。

**課題**：新たな技術や社会情勢の変化として、小売電気事業者が多様化し CO<sub>2</sub> 排出量が異なるさまざまな電源による電力を選択して購入できる社会が実現する可能性があり、さらに自宅での太陽光発電やコジェネも現実的な選択肢である。これらに対応する新たな目標や施策が望まれる。（共通事項 2）

### 施策の柱 4.2 交通行政における温室効果ガス排出削減

**位置づけ**：施策の柱 4.1 と同じ物質循環におけるエネルギー関係の炭素循環のなかで、特に交通部門を取り上げている。

**成果**：化石燃料を利用せず効率的な自転車利用のインフラ整備では先進的である。

**課題**：趣旨から、目標（温室効果ガス排出削減）、施策（現在は乗合交通や徒歩・自転車利用の促進）に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項 1）

**課題**：新たな技術や社会情勢の変化として、ハイブリッド車による燃費向上や電気自動車の普及がある。自宅での太陽光発電で自宅の電気自動車を運用することも現実的であるため、これらに対応する新たな目標や施策が望まれる。（共通事項 2）

**課題**：上記の理由により、電動化が進む自動車の温室効果ガス排出量の推定は複雑化しており、個人が適切な交通手段を知ることには困難が伴う。充電や燃料製造に利用するエネルギー源まで遡り、化石燃料由来エネルギーを少なくしながら利便性や経済性を同時に向上させる環境型 MaaS アプリなどの公共ソフトウェアの発展が望まれる。

## テーマ 5 計画を確実に進めて行くための人づくり

### 施策の柱 5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

**位置づけ**：人材育成の中で、特に市職員の環境意識と能力の向上を目指す。

**成果**：C-EMS 関係では日常的に意識向上の取り組みがなされている。自然環境庁内会議では実務レベルでの部課間の情報交換により、結果として庁内における知識レベルの向上が行われた。

**課題**：市の職員が教育を受ける側でなく、研究・開発・教育を行う側として研究発表や外部での講師を勤めることで、意識向上とレベル向上を計ることができるのではないかと。

**課題**：環境基本計画の毎年の進捗状況評価に他の課から実務担当者が参加するなど、

業務の中で環境関係の部門と他の部門が実務レベルでさらに協同することが、意識の向上や経験的な知識の獲得に役立つのではないか。

### 施策の柱 5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

**位置づけ**：人材育成の中で、特に市民や事業者の環境意識と能力の向上を目指す。

**課題**：市が事務局を担当していた環境市民会議「ちがさきエコワーク」が本計画期間中になくなった。環境関係の活動を行う市民同士の交流によるスキル向上の場を設けることが望ましい。

**課題**：地域ごとに、環境関係の活動を行う市民グループと地権者、事業者、利用者、周辺住民、市の担当者、などが情報交換できる場があれば、全員の知識の向上に有益であろう。

**課題**：市民の多くは小学校 3 年を過ぎると地域の環境活動に参加しなくなり、再び地域の環境活動に戻るのは定年後である。人生のライフサイクルを通して地域の環境活動への参加を促進する対策が必要である。

### 施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

**位置づけ**：人材育成の中で、特に学校教育の場における環境意識と能力の向上を目指す。

**成果**：スクールエコアクションなど、さまざまな環境教育活動が行われた。

**課題**：学校は教科や行事、生徒指導など多忙で環境教育に時間をとれないため、環境教育に参加できる学校は限られている。環境問題に関する事項を理科や社会などの教科の教材として整備すれば、教科の勉強の中で環境に関する興味を喚起できるのではないか。また、事業者や市民団体と連携した学校環境教育の実現についても今後さらに検討と工夫が必要である。

## 5 資料

### 5.1 目指すべき環境の将来像と現状との比較に関する委員の意見

#### 【自然環境】

市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生物が健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。

#### 目指すべき環境の将来像に対する評価

- A 将来像に達している (0人)    B 将来像に近い (5人)  
C 将来像からほど遠い (5人)    D 評価不能 (1人)

#### 自由意見欄

- ①将来像の表現に違和感があるが(2行目「適切に」3行目「あふれ」4行目「健全な状態で」)、Cの「ほど遠い」との評価はできない
- ②コア地域の自然環境の保全は、将来像に近い状態で維持されていて、市の取り組みは大いに評価できるが、コア地域に限定的で、コア地域をつなぐみどりの保全・再生、河川沿い等の自然景観及び市内緑被率、経営耕地面積、生物多様性の保全・再生等の観点では、現在の状況は将来像からほど遠くはないにしても、将来像からは遠い状況であると評価せざるを得ない。
- ③これまでの茅ヶ崎市は、人口増→自然環境の破壊の危険→自然環境保護の流れであったが、次期環境基本計画の時期には人口減となる。人口減の時代の茅ヶ崎市の将来像をどう想定するかが次期環境計画立案の重要課題と思う。
- ④茅ヶ崎のイメージの「適度さ」、「ちょうどよさ」感覚から考慮すると、適度な開発とともに、適度な保全という「適度なバランス」が、自然環境においても成立してきたように思われる。  
個々の事案、細かい自然観に基づけば、最善とはいえないが、自治体として検討する総合的かつ総体的な「自然という財産」は、比較的良好な状態ではないか。
- ⑤緑地や農地が縮小するなかで、目指すだけでなく実現可能な目標とすべきではないか。
- ⑥以下同様だが、将来像は理想であり、その実現が、非常に困難であると考えている。一部は実現しているが、この段階で、「将来像に近い」とは言えず、「ほど遠い」とせざるを得ない。
- ⑦「目指すべき将来像」は抽象的で、どのようにも解釈できてしまう。具体的にどんなイメージを持つかは人それぞれであるので、評価もその人の持つイメージによって全然違うものにならざるを得ない。  
私の理想像から考えると、市街地でも北部の里山地域でも緑は失われつつあり、生物多様性も生物の個体数も減っている。「人間も自然の生態系の一員である」と感じながら暮らしている人はどのくらいいるだろうか。なので、Cという評価になる。
- ⑧残されている課題の多くは一部の市民(事業者)に自然の保全に理解と共通認識がないことから生じていることであり、努力していても解決は難しい。
- ⑨冒頭にあげられている①「美しい海」への取り組みと、冒頭ではなく「等」で終わる列挙の中の最後にある②「文化遺産」についても、計画の中での取り組みがほとんど見られない。  
それぞれ「美しい海」は「自然」と「文化遺産」は「人間社会」の「極」にあるもので、環境行政にとって、まさにそれらの間のバランスの追求こそが要であるにも関わらず、具体的な施策が計画されていないのは象徴的ですからある。  
それらへの一層の取り組みが求められると思う。
- ⑩「共有すべき」とあるがその対象となる「ひと」もしくは「団体」が明確ではなく、進捗が判断できない。

## 【資源循環・環境負荷】

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実施しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

### 目指すべき環境の将来像に対する評価

- A 将来像に達している (0人)    B 将来像に近い (5人)  
C 将来像からほど遠い (7人)    D 評価不能 (0人)

### 自由意見欄

- ①本市の豊かな環境とは？ 湘南と呼ばれる海岸地帯、丘陵部のコア地域は豊かとは言えない状況にある（砂浜の侵食、多様性の減少）。
- ②市のこれまでの取り組みは評価できるが、CO<sub>2</sub> 排出量が基準年度に戻っていること、ごみの排出量、リサイクル率、地産地消応援団参加店舗数、公共交通利用者数、等の実績から、現在の状況は将来像からほど遠くはないにしても、将来像からは遠い状況であると評価せざるを得ない。
- ③ごみ処理の問題は、市の担当課も述べているように危機的な状況にある。ごみの有料化をはじめ抜本的な対策が必要である。
- ④IPCC の「1.5℃特別報告書」や日本政府の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」などからも分かるように、私たちは今の社会を 2050 年に向けてカーボンフリーの社会に作り替えなければならない。そのための時間は余り残されていない。現在のエネルギーや資源の利用状況から考えると、評価はCとなる。
- ⑤自治体だけに責任があるわけではないため、C 評価はかなり厳しいが、個人の価値観に直結する行動には変化が見られても、市域としてのまとまりや集合的な展開という点ではまだまだ行政の努力と工夫が求められると感じる。景気の変動や、金銭の支払い能力に影響されない「環境行動の文化化」に、市はいつその取り組みをすべきではないか。
- ⑥「茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれている」るのであろうか。もし「市外の人にも」育まれているとするならば、それらを一層掘り起こし、もって計画の強化に役立つような具体的な施策が望まれるのではないかと思う。

## 【人材育成】

本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

### 目指すべき環境の将来像に対する評価

- A 将来像に達している (0人)    B 将来像に近い (7人)  
C 将来像からほど遠い (4人)    D 評価不能 (0人)

### 自由意見欄

- ①市民等の意識を変革するための取り組みなので、一朝一夕に効果が上がらないのは当然。職員は地道に取り組んでいると評価できる。
- ②庁内における環境意識の向上に関しては C-EMS の適用、各種外部研修を含めた職員研修等を継続して実施されている点は将来像に近いと評価できる。市民・事業者の環境意識啓発に関しては、茅ヶ崎独自の「ちがさきエコネット」の運用、「まっぷ de ちがさき」等による公表、2市1町の広域連携事業(湘南エコウェーブ)としての取り組み、茅ヶ崎の自然や風景等の情報提供等、市の取り組みは評価できる。しかし、エコファミリー会員登録数(499世帯：令和2年度目標 10,000世帯)、エコ事業者登録数(16事業者：令和2年度目標 700件)の実績から、目標が理想的な数値であるが、現在の状況は将来像からは遠い状況であると評価せざるを得ない。
- ③推進体制の整備と人材育成・意識啓発は進んでいるが、実際の環境問題の課題が大きく、環境問題の解決に十分対処できていない。  
「持続可能な社会」は、国の第五次環境基本計画にも取り上げられているように2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に定められたSDGsが基本になる。
- ④「市外への情報発信」「市域を越えた」という箇所は具体的にどのようなことをしたのか分かりにくく、評価しにくい。
- ⑤計画策定や、意識啓発につながる情報発信は、市として熱心に取り組まれており、その成果が(部分的であっても)市域で確認されているのは望ましい。  
ただし、計画が相互に連動する場合の自治体の対応、市民や事業者の役割の調整などは整備が必要で、今後を期待したい。
- ⑥自然環境団体ヒアリングでは多くが「望ましくない方向に進んでいる」と効果に否定的であり、「次期計画」では対応策の見直しが必要である。
- ⑦2050年に向けてカーボンフリーの社会を創り上げていくためには、本気になって取り組む人材が多数必要だが、残念ながらそういう人材が育っているとは言い難い。また、現在の茅ヶ崎市内の行政・市民団体の取り組みの中で、全国に向けて発信できるものは少ない。したがって、評価はCとなる。
- ⑧「市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献している」かどうか、と結論するには検証が不十分かと思われる。

## 5.2 施策の柱ごとの評価シートに対する委員の意見

### 施策の柱 1.1

### コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

#### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①コア地域を何とか保全しようと努力されていると思います。
- ②「事務局の進捗度 2. ある程度進んでいる」に同意する。
- ③現在取り組んでいる、市民によるモニタリング調査を継続することが必要と思う。
- ④近隣地域との一体化した保全や異なる土地所有形態などによる管理手法の違いなど、より一層の働き掛けが必要ではないか。
- ⑤施策の柱 1.1 に掲げられた 12 の重点施策に関して、実施したこと、実施できなかったことにばらつきはあるものの、継続して保全管理に取り組んでいることは評価できる。ただし、継続的な財源確保のための新規方策の確立を含めて、環境政策課は実施できなかった保全に対する具体的施策の取り組みのスピードアップを景観みどり課、都市計画課等の関係課、地権者、市民保全団体及び市民と連携して進めていくことが重要である。
- ⑥長谷、行谷地区の取り組みについては、地権者があり、市だけの考えでは進められなかったことは理解できる。
- ⑦地元での説明では、小出第二小学校は建設しないことが、約 40 年前に決まっているのではないか？
- ⑧河川管理者である国との意見交換で、どのような意見が交わされたのか？
- ⑨市ができることは概ね実施されているが、私有地等の市以外の土地所有者が関わる取り組みに関しては実施・解決が困難であるものが多く、課題として保留になりがちである。
- ⑩「柱」の前段の「コア地域」は、全体の中での、それぞれ異なる、国等他の行政や「民間」等の「関係者別」との協働という、それぞれの重点施策ごとに、いわば、それぞれに選ばれた「試行」「典型」「リーディング」「サンプル」地域として「役割」を負っている本計画において、少なからぬコア地域で不実施に至ったことは致命的なことと思う。せめて、その「事実関係」はもちろんのこと、今後の失策を防ぐためにも、まずは、そうした事態を招いた「主因」についての明記が望まれる。  
また、同じく、「柱」である後段の「財政」についても、国等他の行政体や「民間」等の多方面の資金を要する計画である以上、「みどり基金」など、茅ヶ崎市以外の他の資金の進捗状況に左右されるのはもとより自明なこととして予想されていたこと。この施策は、まさに、そうした揺れ動く第三者資金環境という中で、耐え得る茅ヶ崎市としての「財政担保システムの確立」であると思われる。一過的な不具合ではなく、計画終盤にまで第三者資金「待ち」の状態が原因と思われ、計画の根幹を揺るがすものとして、「確立できなかった」の短い総括に留まらないものが望まれる。  
「コア地域」同様、その「事実関係」はもちろんのこと、今後の失敗を防ぐためにも「主因」の明記が望まれる。
- ⑪理念の設計、ならびに、啓発・事実の発見に関する取り組みは総体的にうまくいっている。反対に、理念を具体化する取り組み、自然の価値に向けた創造的な取り組み、意味づけや解釈の提示といった行動には、難しさが残るといった印象である。  
残すべき自然をしっかりと残すため、より具体的な茅ヶ崎市の行動が計画されるべきである。
- ⑫各コア地域ごとに保全管理計画を作成し、活動団体と行政が連携して保全管理作業を進めていることは確かだが、すべてがうまくいっているわけではない。

#### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑬国や県の補助金を上手に活用して、単なるバラマキにならないよう、効果的かつ効率的な

取り組みを進めてください。

- ⑭清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、柳谷、柳島及び長谷、行谷の保全管理計画に各自然環境団体の報告を次期計画に反映すること。
- ⑮自然環境の消失を防ぐ施策の取り組みが必要。
- ⑯財政担保システムの確立に関しての取り組みが弱いのではないか。
- ⑰特別緑地保全地区に関して、未指定の候補地区に関して、候補地の根拠を明確にして指定に向けた検討を進めることが必要である。コア地域における若手の環境保全ボランティアの育成も保全の底辺を拡大するために充実することが望ましい。更に「茅ヶ崎市総合計画」、「ちがさき都市マスタープラン」、「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」、「茅ヶ崎市景観計画」等の他の計画との関連性を明確にし、整合性を図って、効率的に取り組むことが重要である。
- ⑱資金を安定的に担保する仕組みがなければ動けない。新たな財源確保策の見通しがあるのだろうか？
- ⑲コア地域の土地利用が行われる場合に、残された自然をどのような方策で保全するのかの検討が早急に必要。
- ⑳それぞれの課題と取り組みごとには概ね努力が重ねられたと思われる。  
しかし、上記や「課題」での報告のとおり、「土地利用」、「隣接地の保全」等々の「外部的要因」による、取り組みの阻害要因については、個別的、偶然のことではなく、もとより、茅ヶ崎市はもちろんのこと、茅ヶ崎市民の力が、質量ともに及ばない、「強大」な「他や外の行政」「人間社会」「自然」に大きく「依存」し「左右」されるのが「環境」、「環境行政」の根幹にあるものであると思われる。  
「課題」での報告にある「自然環境の消失を防ぐための資金を安定的に担保する仕組みがない」など財政的にも限られていると見られる茅ヶ崎財政が、包括的な計画を許さず、限られた「コア地域」に「基本計画」が限られたことにも鑑みて、限られたリソースの中で、本計画の実効の阻害要因の解明から始まる、将来の取り組みへの修正、再確立が肝心かと思われる。  
そうした意味で、年次総括と違って、「方向性」には「検討」記述に限らない具体的な阻害要因と対策の明記が望まれる。
- ㉑「取り組みの方向性」の欄に「具体的な取り組みを検討」と記載があるとおり、やるべきことを具体化するのとはとても重要である。  
今後、取り組み内容はさらなる具体化・明確化を急ぎ、必ず次の計画づくりにつなげてほしい。
- ㉒開発行為が計画されている地域に関しては、自然がなるべく保全される工夫が必要。
- ㉓活動団体とより深い意思疎通を図り、保全作業がうまく進むように努力が必要な部分がある。
- ㉔緑のまちづくり基金運用ガイドラインの策定を急ぐ必要がある。

#### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉕平成31年3月に策定された「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の具体的な運用展開を図ること。
- ㉖素案1ページ「将来像」第2段落「共有すべき」とあるが、「保全管理計画」策定ではどのように共有されたのか。一部関係者で共有されたのではないか。進捗に懸念がある。
- ㉗「緑のまちづくり基金」の必要想定額はどの程度なのか。本取り組みが「意識啓発」を目的としたものでないならば、可能か否かの判断のために算定する必要があるのではないか。
- ㉘計画実施は市民が目指すものであり、自然環境評価調査には市民を前面に出した方がよいと思う。
- ㉙「財政担保システムの確立」に関する目標が抜けている。どのようなシステムを目指して

いるのか？

- ⑩目標 2 に関して、保全管理計画が作成されていない地区における自然環境保全施策の検討が必要である。
- ⑪人口減になったときのコア地域の将来像をどのように見るかが大きな課題
- ⑫目標をより具体的な内容に変更するのは良い。モニタリング調査の継続的な実施だけでなく、調査結果をどのように解釈し、保全政策に活かしていくのかという視点も重要。
- ⑬目標にある「データの更新」と「組織、計画設置」は「コア地域」それぞれの「存立」「持続」の根本的な前提あつてのことであり、それが阻害された場合の目標の妥当性評価が望まれる。  
おそらくは、特定「重点施策」の特定「コア地域」の存立が危うくなったとき対する「計画」や「目標」の柔軟性と実効性を確保するため、「重点施策」に（重複を含め）複数の「コア地域」を設定したり、計画内に「コア地域」変更手順が組み込まれていたりしたことが望まれていたと思われる。  
むしろ、限られた行政資源の中での「環境計画」の要諦はそうした「融通性」「柔軟性」が「行政」「計画」として望まれるのではないかと思われる。
- ⑭データ取得や確認をこえた目標や、目標設定のための議論が望まれる。  
「自然」を「保全」する方法を明示した目標を設定してほしい。
- ⑮目標が「モニタリング調査の実施とデータ更新」「活動組織の設置と保全管理計画の作成」であるが、実際は活動団体と行政が連携して保全作業を進めている。目標に「市民との協働による保全作業の円滑な実施」などを入れた方がよかった。

## 施策の柱 1.2

## コア地域をつなぐみどりの保全と再生

### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①斜面林保全や遊水機能土地保全など、みどりを守るだけでなく、防災上も有効な取り組みを進めていることは良いと思います。
- ②「事務局の進捗度 3. あまり進んでいない」に同意する。
- ③緑被面積確保の手段が「耕地面積の確保」というのは無理があるのではないか。耕地はあくまでも「農業者の生産手段」であり、結果として「緑被面積確保」に貢献しているに過ぎない。しかも、若手農業者や新規就農を希望する人もいるが、全体的な傾向としては後継者の確保が難しい状況である。考え方を変えた取り組みが必要なのではないか。
- ④緑被率は一度下がればほぼ回復不能・・・目標達成は困難。
- ⑤保存樹林・樹木、生垣築造の助成及び記念樹配布は市の緑の保全に有効で評価できる。また援農ボランティアの幹旋・養成講座の開催、市民農園の新規開設等の農業支援も農地の保全・再生に有効で評価できる。なお、重点施策 14 における農業支援による農地の保全・再生は、施策の柱 3.2 の重点施策 25 における地産地消の推進の取り組みと整合性をとって協調して進めていく必要がある。
- ⑥高齢化少子化の更なる進展に伴い、農業従事者数の減少と耕作放棄地の増加は止められないのではないかと。解決策として考えられるのは、需要の多い市民農園の拡大と市民活動団体の活動拡大。
- ⑦取り組みを概ね予定通り実施できている。
- ⑧それぞれに懸命の努力が尽くされているとは思ふものの、総括には、事項の列挙で、それぞれが、どの程度取り組まれたか、実施数、実施金額、実施率をはじめ実効性等、量的な総括がなく、コメントし難い。

- ⑨「みどり」を単体の対象として見る場合、また、実体としての植物相として見る場合、「みどりの保全と再生」について、それなりの取り組み事例と成果を確認することができる。
- 他方で、「コア地域を『つなぐ』」ための創造的な取り組みは少なく、どのようにつなぐのかについて、より明確な理念が求められているように感じられた。
- ⑩緑被率を見ても、経営耕地面積を見ても、減少傾向がずっと続いている。何かもっと有効な施策がないものか、歯がゆい思いがする。

### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑪実際に活動している市民団体のアンケート結果『望ましくない方向に進んでいる』がほとんどであり、成果が評価されていない点、重く受け止めて対応すること。
- ⑫総括評価（案）のとおりと思う。
- ⑬今後増大するであろう耕作放棄地について、耕作地としての維持以上に、生物の生活場所としての環境維持のための工夫の必要性がより一層増すと思われる。
- ⑭「農地保全のために、高齢化と高齢化に伴う担い手不足への対応、耕作放棄地対策など、農地の保全・有効利用のために引き続き農業施策を実施していく必要がある。」との課題認識は評価できる。平成 22～27 年における農業就業人口の推移において高齢者を含む 35 歳以上農業人口は約 11%減少（731 人→650 人）しているが、13～34 歳の人口数は少ないものの逆に 1.7 倍に増加（32 人→55 人）していることは若者の農業従事意識が高まりつつあると考えられる。近隣市町と協力連携した新規就業者受け入れ、また、経営農作地面積の推移において、農作地の 75%以上を占める畑の面積の減少傾向が著しいこと等を勘案して、農地保全のための農業施策として、農業技術の伝承等を含めた養成講座等の更なる推進のための補助・支援が有効と思料する。
- ⑮上記⑥と同じ。
- ⑯高齢化に関わる問題は今後さらに進む課題であることから、農地保全・有効利用を推進する施策の検討は継続して必要である。
- ⑰残念ながら「農業政策」の課題と取り組み、しかも全体としての記述が主体となって、「環境基本計画」への報告が従属的になっている。
- 7つのそれぞれに違う施策を担った「コア地域」を「つなぐ」（概念的には $(6 \times 7) / 2 = 21$ の）「回廊」のそれぞれのみどりの保全と再生に関しての課題と取り組みの方向性の記述が望まれる。
- ⑱今後も、農業施策を重点化するのは重要かもしれない。とすると、農業とみどりのつながりをこえ、経済面や生業の面との接点を見つける必要がある。
- また、農業との接点とは異なるみどりも市内には存在するはずであり、適切な言い方ではないかもしれないが「みんなのみどり」を具体化する方向性が必要ではないか。
- ⑲保管理が行われている地域以外の自然（緑の回廊等）の重要性の普及啓発が必要。
- ⑳身近な昆虫や鳥の減少も問題である。その原因は不明確ではあるものの、緑被率の減少だけではなく、身近な自然の劣化や農薬等も考えられる。予防原則の観点から、対策が望まれる。

### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉑歴史文化交流館整備の事業は評価が容易であるが、斜面林や海岸のみどり及び農地の保全など直ちに効果が上がらなくても、地道な活動の支援に注力していきたい。
- ㉒財政的に難しいのか、今まで行っていた分析の精度は問題ありだったのか。そのうえで別の指標の検討が必要であれば妥当と思う。
- ㉓コア地域をつなぐ「みどり」の質に関する目標も必要ではないか。
- ㉔緑被率とは異なる指標として、人件費を含めた調査の費用対効果、有効性の観点で、これまで蓄積された緑被率測定データと対比可能な指標を選択することが望ましい。緑地の確

保量の指標も考えられるが、他府・市・区等で実施されている緑視率測定、ドローンや使用制限があるかもしれないが、インターネットで公表されている航空写真、ストリートビューを用いた、緑被率・緑視率測定も検討することを勧める。

- ㉓ 航空写真による緑被率を指標としているが、ドローンの活用などは考えられないか？
- ㉔ 緑被率 28.5%という目標値の根拠が不明である。航空写真からの緑被率も一つの情報として意味があると思うが、毎年同じ精度で算出して数%の増減の推移を把握するのは困難と思われる。精度が安定した指標があれば変えた方が望ましい。
- ㉕ 「目標の妥当性」にある「指標」の不適切性の指摘は重要な要点の一つと思われ、上記の「総括」や「課題と取り組みの方向性」でのコメントでの観点を含め、「妥当性」を「評価」する「指標」にとどまらず、そもそも、それらを「測る」措置や手順が欠けていると思われる。
- ㉖ 指標としての緑被率と、その向上のための取り組みという従来のセットは、分かりやすく、評価もしやすいものであった。  
ただし、緑被率だけに頼らない「コア地域」と「みどり」の関係づくりが、今後の目標に加えられてもよいと感じる。
- ㉗ 緑被率と経営耕地面積という数値目標を掲げるのは効果が分かりやすく良いことだが、自然の質を上げるという指標（生物種の数、個体数、使用農薬量など）は考えられないか。

## 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ① 市独自の条例を制定し、その都度見直しや改正を行っている点は評価できます。
- ② 条例の制定、コア地域、保全地区の位置づけは自然環境保全への第一歩である。制定、位置づけ（指定）の第2ステップとして市民全体に市の財産として共有を図ろう。
- ③ 都市化の進行に対し計画が取り残されていると思う。
- ④ 「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の施行、みどりの保全地区や市民緑地、みどりの管理団体等の規定を整備したことは評価できる。また、特別緑地保全地区に清水谷及び赤羽根字十三区周辺を指定できたこと、湘南海岸保全配慮地区を位置づけたこと、茅ヶ崎駅周辺と茅ヶ崎南東部を緑化重点地区に位置づけたことも評価できる。
- ⑤ 「みどりの保全」と、保全がテーマになっている。本年3月策定の「みどりの基本計画」でも同様に思う。
- ⑥ 新しい保全の仕組みを運用する準備が整ったことは評価できる。
- ⑦ 最初の目標の「土地利用のルールづくり」にとどまらず、二つ目の目標として、具体的な地域の保全に取り組んでいる努力を評価したいものの、目標の40%の達成に留まっているのは残念に思われる。その主因の記載がないものの、この総括からは、「環境計画」と「みどりの計画」との二つの計画の間の微妙な齟齬が想起される。
- ⑧ ルールづくりに代表される「枠組みの設定」は比較的うまくいっている。  
ただし、その後の「枠組みの運用」には、さらなる工夫が求められる。  
ルールをいかし、そこから意味ある成果を残そうとする意思が大切かもしれない。
- ⑨ 条例制定と保全すべき地域の指定という目標は達成されたが、前項の緑被率の減少から見て、自然破壊の有効な歯止めになっているかという疑問は残る。

### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

(資料 2-5)

- ⑩「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略」を市民に広報・発信して、自然と一体であることを感じながら暮らして行く将来像に近づけよう。
- ⑪確かに「特別緑地保全地区等の指定」は市民全体としては「低コスト」かつ「効果的な手法」と考えるが、「低コスト」であるのは「所有者等に負担」させているためではないか。「共有」を徹底する必要がある。
- ⑫建築や埋め立てなど、一定の行為に制限をかけないといけないと思う。
- ⑬規定は整備されているが、具体的に保全地区に指定された地区は少なく、今後の計画を再検討する必要があるのではないか。目標にある「保全すべき地区の指定」が行えていないのは問題ではないか。
- ⑭④で上述した地区以外の特別緑地保全候補地区の指定を地権者、管理保全団体、市民団体、保全ボランティアと協議・連携して推進することが重要である。
- ⑮人口減をチャンスと捉え、みどりの拡大、みどり豊かな茅ヶ崎を売りとする観光事業など、攻めの戦略は考えられないであろうか？
- ⑯今後は整備した仕組みを活用して実際に保全地区の指定を実施し、保全管理を進めていく必要がある。
- ⑰具体的な「課題と取り組みの方向性」が記述されており、評価できるものの、計画終期に及んでの明記ではなく、計画期間内に具体的な取り組みに取りかかっていると惜しまれる。
- ⑱「協働による管理を推進」という記載について、その実現を大いに期待したい。
- ⑲特別緑地保全地区だけでなく、自然が残っている地域を保全するためにも、自然環境庁内会議をさらに有効に機能させることが必要ではないか。

#### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑳ルールづくりに終わらせず、実生活につながるように市民参加を呼びかける。
- ㉑総括評価（案）で妥当と思う。
- ㉒目標 5 の条例改正の実現は評価できるが、条例に記述のある基本理念に沿った施策を検討することは今後重要であると思料する。例えば、第 3 条の（基本理念）に記述があるように、緑の保全、再生及び創出は災害の防止、レクリエーションの場の提供を含めて将来にわたって市民がみどりの恩恵を受けることができることへの施策の充実も検討する必要がある。
- ㉓上記㉑と同じ。
- ㉔目標 5 は、「自然環境の保全に関する条例を制定し、」のところまでが達成されたと評価できるが、「消失の危機にある自然環境を保全していく」の文言については、運用の状況によるのでまだ評価できないのでは。
- ㉕上記の通り、具体的な地域の保全に取り組んだものの、「ルール」の「妥当性」や限界がみられることから、さらに進んだ「土地利用のルールづくり」が計画期間内に具体的に取られることが望まれた。  
とりわけ、他の「施策の柱」では財政的な限界が目標達成の阻害要因の一因になっている中、「ルールづくり」はすぐれて行政としての「権能」を（困難は伴うとは思ふものの）存分に発揮でき、すべき活動であると思われる。  
その観点からいっても、他の施策と連携しながら市民の理解と参画をもとめる機動性が望まれる。
- ㉖ルールづくりを主眼とし、ルールの設定だけを目標とするのは、今後のあり方として不足感がある。  
運用面を想定した目標をセットすべく、さらに工夫を重ねてほしい。
- ㉗目標 6 の「貴重な自然環境を有する地域を保全していきます」は目標 2 の「活動組織を設置し、保全管理計画を作成します」と内容が重なっている。

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②目標達成ができていないなかで、毎年自然が失われていく。
- ③自然環境評価調査の実施及び「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の策定に向けた検討は評価できるが、生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成をスピードアップすることが必要である。
- ④新しい「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」とあるように、真に戦略的な活動を期待する。
- ⑤自然環境評価調査と茅ヶ崎市生物多様性地域戦略の策定に向けて、ある程度検討が進められている。
- ⑥「多様性」と「みどり」の統合は、環境政策の要である「自然」と「人間社会」の擦り合わせ、バランスそのものの「統合」であり、そうしたものを総合した「環境基本計画」との「屋上屋を重ねる」ことがないよう、いかに配慮するかが肝心と思われる。  
とりわけ、他の施策に見られるが、「みどり」は、実態的に「農業」への傾きが大きく、また、さらに単純な生態系に留まらず、「温暖化防止」への傾斜も強いいため、すでに「環境基本計画」内の微妙なバランスとの齟齬が垣間見られる。それ以上に、人為とは遠い「自然」の「多様性」の「導入」は、根本的な齟齬をはじめから強く内在していたと思われる。  
そうした中であって、「多様性」施策の遅滞は想像に難くないものであり、そういった意味でも、最上位に位置しているはずの「環境基本計画」の総括には、そうした、比重の置き方の課題に関する記述が望まれる。  
ともすれば、市民の間で、優先順位に揺らぎが生じがちなそうした「みどり」「多様性」「農業」「温暖化」等の中の施策の策定にあっては、そうした、異なるもの同士の調整機構、手順、そのための評価を計画内に内在することが肝要であると思われる。  
そのためにも、基礎データや試行ガイドラインの形成に、遅滞ではなく、短期間に失われる「保全」を取り返すにはより多くの期間が必要なことに鑑み、試行錯誤を前提にむしろ、拙速が望まれるところであったと思われる。
- ⑦方針の策定が施策ゆえ、目標年度まで時間をかけ、着実に取り組む姿勢は良い。  
時間を使い、しっかり検討して、策定を目指してほしい。
- ⑧今年の3月に生物多様性地域戦略を策定するところまで進んだのは評価できる。その具体的な行動のガイドラインとその成果はまだこれからなので、内容の評価までできない。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑨ガイドラインの作成をできるだけ早急に進めてください。
- ⑩平成31年3月に「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定したばかりです。具体的に活動を進めましょう。
- ⑪目標達成のためには、スピード感を持った取り組みが必要と思う。
- ⑫策定を目標とした方針などが策定可能であるか、後送りにしたものも合わせ、今後のスケジュールも含め、チェックが必要でないか。
- ⑬「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に位置づけた取り組みの推進は「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」に沿った取り組みであることが望まれることから、ガイドラインの作成を早急に進めることが重要である。また、緑化ガイドラインの作成には、前述の施策の柱 1.2 で検討される緑被率による数値と生き物の生息・生育環境の関係を調査し、緑被率（緑地の確保量、緑視率?）を用いた指標を含めることが適当と思料する。

- ⑭上記④と同じ。
- ⑮生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成が必要。
- ⑯「地域にふさわしい在来種」とは何かが難題かと思われる。  
 近来の「生態系」に関する論議の揺らぎと、社会の急速な変化の中であって、「在来種」をどの程度の空間的、時間的規模で見ると、地域に相応しい「多様性」とは何か、暫時、柔軟に、設定する仕組みが望まれていると思われる。
- ⑰方針づくりという目標に対し、これを目指す取り組み実績があるのは好ましい。  
 それゆえ、その後の活用・運用こそ大切に、取り組みを継続してほしい。
- ⑱生物多様性が失われつつある現状を考えると、ガイドラインの策定が急務である。

**■現行計画における目標の妥当性に関するコメント**

- ⑲ガイドラインの作成には、具体的に写真、地図、絵を参考に取り入れて市民が参加しやすいように。
- ⑳30 ページ「目標の妥当性」にあるように、「何をどのような状態にするか」を明確にすべきと考えます。もちろん在来種の保全は重要なことですが、「稲」はどうだったか。「共有」がしっかりなされていない取り組みは難しいのではないかと。
- ㉑総括評価（案）で妥当と思う。
- ㉒環境基本計画（2011 年版）では、市民の理解を得た上での、計画の策定やガイドラインの作成であることから、目標設定は理解できるが、次期環境基本計画では、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」、今後策定される上記の計画・戦略及びガイドラインの基本理念に沿った取り組みに対して適切な指標を用いた目標設定が必要である。
- ㉓人口減をチャンスと捉え、生物多様性の拡大、生物多様性豊かな茅ヶ崎を売りとする観光事業など、攻めの戦略は考えられないであろうか？
- ㉔市のコメントの通り、今後はより具体的な目標設定にすることが好ましい。
- ㉕記述の通り。
- ㉖国や県の方針、ならびに世相に合わせた目標設定は重要であり、これに基づく計画・施策の決定は重要である。  
 この意味で、策定後の茅ヶ崎市のあり方や、策定後の保全活動に配慮した記載となっている点が、妥当性の説明として好ましいと感じる。
- ㉗枠組みを整えるという内容の目標なので、それ自体は必要なことだが、具体的な行動や成果について評価できない。

**施策の柱 3.1 4R の推進**

**■これまでの取り組みの総括に関するコメント**

- ①やれることはよくやっていますので、比較的順調にごみの排出量の削減も、リサイクル率の増加も進んできたと思います。
- ②「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ③設定された目標に到達していない。
- ④マイバッグ推進活動、ごみ処理意識啓発、生ごみ処理容器・機器の購入補助等の取り組みは評価できる。リサイクル・リユースに関してはリサイクルショップ、インターネットを通じてのリサイクル・リユース・中古譲渡等が普及してきていることから、市の取り組み方法も時流に合わせると良かったのではないかと。市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量及びリサイクル率の推移で、平成 24 年度の分別品目の拡大による効果が観られたものの、その後、5 年間は停滞していることから、何らかの抜本的な対策を講じなければ、目標達成は

困難と思料する。今後、家庭ごみ回収有料化が契機となり、ごみ排出量が大きく減量すること期待する。

⑤4Rをバラバラに進めるのではなく、相互に深い関連があるので、統一的に進めては？  
終局の目的は、市民1人あたりのごみの排出量減。

⑥事業系一般廃棄物の排出量減

⑦取り組みを概ね予定通り実施できている。

⑧目標の二つともが量的論述になっているにも関わらず、それぞれの重点施策の総括が事項の列挙に限られ、どの取り組みが、どの程度「量的」に寄与したかを判定するための、計画前や計画中の実績推移を示す基礎数値がないので、総合的に評価するにしても無理があると思われる。

とりわけ両目標とも、それぞれの過去の推移実績からいっても、相当程度の「飛躍」が望まれる高い「目標値」が明示されていることから、思い切った、そして財政的にも高負担な、個々に有為・有効な施策の実行が求められていることから、個別の施策にあっても、途中期はともかく、終期にあっては、今後の妥当性、費用対効果の勘案に何らかの寄与が期待できる数値明示が必要かと思われる。

⑨啓発、情報提供は、市としてやるべきことであり、これがしっかり行われてきたのは良い。

取り組み設定においては、想定しうる取り組み、イメージできる取り組みを土台としつつ、時代の変化に合わせた小幅な施策の変更・改訂・調整を認め、社会状況とともに見直し可能な施策も作っておく必要があるのではないかと思われる。

⑩リフューズ、リデュースに取り組んだのは具体的にはレジ袋だけだが、簡易包装や不要なものは買わないなど、他のアイデアはないのだろうか。

#### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

⑪すでにある程度対策が進んだ現状では、さらに一段取り組みを進化させないと、次年度の目標達成が厳しいだろうと推測します。

⑫「家庭ごみの有料化の導入」検討がなされているが、市民1人1日あたりのごみの排出量は減少しているのに対して、逆方向にある。市民の理解が得られ難い。

⑬リフューズの推進に限界があるのではないか。市民は購入したりもらったりする時点では「必要だと判断」しているからこそその行動だ。リサイクルやリユースに力をいれるべきではないか。

⑭取り組みは行政がすべて行う必要はない。メルカリ、リサイクルショップ、リサイクルに取り組んでいる民間団体等の情報を広く周知することでよいと考える。

⑮もちろん環境フェアでの啓発は必要ですが、環境フェアに来場する人の意識はすでに高いので、さらに取り組みを広げる必要があるのはないか。

⑯ごみの減量、分別意識を高めるための施策を、より推進する。

⑰リサイクルに関しては、民間の活動が活発なことから、市民のリサイクル・リユース意識は高くなりつつある。市の回収によるリサイクル率の向上に繋がる施策よりも、廃プラごみや食品ロス、家庭ごみ回収有料化に伴った新たな課題に対応する施策が重要と思料する。特に茅ヶ崎海岸を含めた神奈川海岸美化において、プラごみが人工ごみ総量の中で60%を超えていることを勘案すると、廃プラごみ対策は喫緊の課題であることから、漂流プラごみも含めた早急で具体的な施策の検討が必要である。

⑱多くの啓発活動が行われているが、その効果はどの程度あるのか？

⑲リサイクルをさらに進めるためには、市民に対する効果的なPR活動や情報提供が必要。

⑳4R全般、とりわけリサイクルに関しては、ペットボトルの蓋のように、①費用対効果を重んじるか、そうした直接的な効果よりは②「啓発」効果を重んじるか、のどちらかの選択が根本にあると思われる。

市内、市外の「環境」を合わせての判断が必要なものであると思われる中で、そうした取

り組みがないのが惜まれる。

- ㉑この目標が、ライフスタイル確立の宣言であり、そのライフスタイルを市内に定着させるという趣旨であれば、取り組みの方向性を決める行動計画もそこに焦点を合わせて決めるべきである。  
環境課題と生活をつなぎ、それを巧みに説明する取り組みを明示しておくべきではないか。
- ㉒事業者への働きかけにもさらなる工夫が必要ではないか。
- ㉓啓発活動については、なぜその行動が必要かを大きな視野で理解できるようなものが望ましい。
- ㉔プラごみによる海洋汚染のキャンペーン等にも取り組む必要がある。
- ㉕食品ロスについては、単なるもったいないキャンペーンではなく、食料自給率やエコロジカルフットプリントなど関係づけたキャンペーンも必要ではないか。

### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉖学校給食の実施は早急に実行していただきたい。残渣処分、未利用食品など、ごみの減量化は学校、行政だけでなく、スーパー、コンビニ等民間業者と一緒にになって取り組むべき。
- ㉗目標設定に無理はないと思うが、ごみの排出量、リサイクル率は横ばいで何らかの施策の転換が必要なのか。
- ㉘茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画で設定されている目標であることから妥当性があることは理解できるが、現行の数値目標（ごみ排出量及びリサイクル率）の達成は非常に困難と思料する。また、④⑰で上述したように、市が取り扱うリサイクル率の向上は、リサイクルショップ等の普及を考慮した数値目標の設定が望ましい。
- ㉙リサイクル、リユースは民間企業が主導で進展してきている。リサイクル品、リユース品のかなりの部分が民に渡って有効に活用されている。リサイクル率を指標としていくのは無理がある。
- ㉚目標は妥当と書かれているが、目標10のリサイクル率を令和2年度までに27.0%にするのは難しい状況で、注釈に令和2年度の目標値を見直すとあることから、「目標は妥当」という市の評価は不適當なのでは。
- ㉛記述にある、上位計画と下位計画の目標が一致することは、むしろ当然であることと考えられ、それが明記されることに不安を感じる。目標が一致することに「妥当性」の有無を評価することに留まらず、目標値への達成度を目途とした「妥当性」が求められると思われる。
- ㉜妥当性の欄の記述は、確かにその通りである。  
しかし、他課の計画目標をそのまま環境基本計画にスライドさせるだけでなく、環境政策としてのねらいを読み取ることが可能な記述や目標をもっと増やしてもよいと感じる。
- ㉝数値目標としては、あと少しで達成できるというレベルなので、妥当だったと思う。

## 施策の柱 3.2

### 地域資源を活かす地産地消の推進

#### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②限られたなかで農水産業に対し活性化しようと努力している。
- ③茅ヶ崎産の食材を使用した学校給食の提供、各種イベントを通しての地産地消の周知、環境保全型農業直接対策支援事業の周知、市内小学校への堆肥の提供・畜産業についての学

習機会の提供等の取り組みは評価できる。

- ④茅ヶ崎だけで、「茅産茅消」を行っても無理がある、エコウェーブを活用して、広域的に藤沢市、寒川町と連携しては？
- ⑤取り組みを概ね予定通り実施できている。
- ⑥様々な工夫が見られ、市民からの好感を招来する総括と思われる。  
しかしながら、あえていえば、目標 11 が量的論述になっているにも関わらず、達成度が極めて低いのは残念である。  
「参画」への呼びかけが実績を増加した「分析」を見ると、裏返しに見ると、達成度が極めて低い原因は「参画」への呼びかけがなかったからとも推察され、それも「目標の妥当性」を見ると店舗数が目標達成の指標とならないという記述が見られることから、取り組み自体への疑念が見られ、早急な是正が求められるべきではなかったのだろうか。
- ⑦周知、情報提供、協力機関との連携といった、できることから着実に取り組みを進めている点が良い。  
啓発の後の姿（成果）、地産地消定着後の社会的意義などが明示されるとなお良かった。  
庁内外の組織・個人との多面的な（さらなる）協力関係が望まれる。
- ⑧地産地消の社会的環境的意味や価値を理解してもらうための啓発活動が少なかったのではないか。

#### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑨湘南の魅力を生かし、漁業の振興を望む。（例：養殖、産卵しやすい海洋作り、稚魚の捕獲禁止等）
- ⑩学校給食における地場産農水産物の目標は、なぜ「品目」だけであり「使用数量」は目標ではないのでしょうか。
- ⑪学校給食は給食費が自己負担であるとはいえ、行政が献立を考え、行政が材料を購入している。地場産農水産物の使用をアピールできるだけ使用しないのか。そうして初めて市内の店舗にその「うまみ」や「必要性」が広まるのではないか。
- ⑫ちがさきの農水産業の状況を見極め推進していくことが必要と思う。
- ⑬茅ヶ崎産の食材の短距離輸送による CO<sub>2</sub> 排出削減等の環境面を含めた地産地消のメリットの広報・PR 活動の方向性は評価できる。
- ⑭上記④と同じ。
- ⑮目標 13 の意義を理解してもらうためにも、地産地消が環境面に与えるメリットについての分かりやすい説明や周知が必要。
- ⑯妥当な記述と思われる。  
しかし、両目標が量的論述になっていることの課題や方向性について記述が望まれる。
- ⑰地産地消が単なる号令にとどまらず、意味ある取り組みの方向性となるには、より広範な利点（楽しさ、うれしさ、おいしさ、誇りなど）が説明されるべきであろう。
- ⑱農産品を見た目で選ぶ消費者が圧倒的に多い現状で、地産地消の価値、有機あるいは減農薬の価値などをどのように理解してもらうか、工夫が必要だろう。
- ⑲保育園や学校での給食については、なるべく多くの先生方にも理解してもらう必要がある。

#### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑳地産地消の推進は農業・畜産、みどりの森だけでなく、湘南の海にも着目してほしい。
- ㉑総括評価（案）のとおりと思う。
- ㉒目標 11、12、13 に関して、今後の本市の少子高齢化傾向を十分考慮し、基本計画本来の目的を全うするためのマイルストーンとして、可能な限り数値で指標・目標を示すことは分かりやすいことから、検討する価値がある。
- ㉓上記④と同じ。

- ㉔ 全ての目標に対して対象としている数値が成果を図る指標になっていないことは問題。早急な見直しが必要である。目標数値が成果を図る指標になっていないと判明した時点で検討・変更することはできないのか。
- ㉕ 妥当な記述と思われる。
- ㉖ 目標と環境的意義がうまくつながっていないことへの反省は、適切で重要である。地産地消の理念を説明する目標設定は、それだけでは不十分ではあるものの、農・商・暮らしをつなぐ茅ヶ崎市の生活を連想させ、興味深いものではある。ただし、今後、地域資源を活かすための具体策は、地産地消以外にも求めてみてはどうか。
- ㉗ 地産地消については、店舗数も重要だが、問題はどれだけ買ってもらえたかではないだろうか。
- ㉘ 給食についても、品目数も重要だが、どれだけの量が使われたか、全体の何%か、の方が重要ではないだろうか。

## 施策の柱 4.1

## 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ① 「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ② 市民一人一人にライフスタイルの見直しをお願いする取り組みであり、効果は表れにくいが続いて取り組むことが必要である。挫折することなく頑張してほしい。
- ③ 地球規模で考える問題であり、景気の動向にも左右されるので難しい。
- ④ ちがさきエコネット、省エネツール貸し出し、電気自動車の普及に向けた充電設備等のインフラ整備、住宅用省エネ機器・設備・電気自動車等への導入補助等の取り組みは評価できる。しかし、平成 27 年度までは目標値に向かって漸減傾向であった CO<sub>2</sub> 排出量が 28 年度には基準年度に戻ってしまっている。景気変動、制度改正等の影響を受け、市の取り組みに限界があったとしても、世界的・全国的に求められている温暖化対策は容赦してもらえないと思料することから、抜本的な施策・実行が重要である。
- ⑤ 啓発事業は進められている。
- ⑥ 取り組みを概ね予定通り実施できている。
- ⑦ H25 の施策の柱 4.1 の変更によって、温暖化対策が、二酸化炭素と電力消費に比重が過度に傾いた結果、目標や施策の間に幾つかの齟齬が見られるのは避けがたいことかと思われるものの、目標が「量的」に示されているのに対し、総括にそうした記述が明示されていないことは残念に思われる。
- ⑧ 計画、また、エコネットの理念は良く、その活用を目指し、微増ながらエコネット加入者も増やしてきた。この普及のための情報を発信してきた努力は多としたい。しかし、計画活用のための展開が不十分で、計画の定着、計画の遂行による温暖化防止効果、エコネットの活用（登録会員の協力を含）などが思うように進展していないのが残念である。
- ⑨ 啓発活動の方法について、家庭向けがほとんどだったが、事業者を巻き込む、または連携して啓発活動に取り組む方法もあったのではないだろうか。

### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑩ 庁内の取り組みについては順調に進んでいると思います。
- ⑪ これまで順調に減少してきた CO<sub>2</sub> 排出量が平成 28 年度、特に産業部門で増加した点については、もう少し原因の解析が必要かもしれません。

- ⑫CO<sub>2</sub>排出量の削減：PPSの活用促進はおおいに評価します。
- ⑬太陽光発電普及は国が止めても各地方公共団体は新エネルギー（水力、風力、太陽エネルギー）利用の普及啓発を継続して行ってほしい。
- ⑭景気や制度に左右されるため、本市で実施可能と思われる取り組み・啓発を目指すべきではないか。
- ⑮市域のCO<sub>2</sub>排出量の急激な増加要因の分析は評価できるが、平成28年度のCO<sub>2</sub>排出量の急増はそのほとんどが産業部門であることから、景気変動とCO<sub>2</sub>排出量をデカップリングする具体的な施策立案・実施の重点化が重要である。また、本市の少子高齢化を勘案し、高齢者の環境に配慮したライフスタイルの実践やCO<sub>2</sub>排出削減の自発的な行動に関しては、就寝時の酷暑対策、例えば極端なエアコン使用抑制に繋がらないような配慮が必要である。再生可能エネルギーの積極的導入支援に関しては、これまでの省エネ機器導入補助・支援事業（P・D）の省エネ効果・費用対効果を再度チェックし（C）、課題を抽出し（C）、今後の具体的な取り組み（A）に反映させるP-D-C-Aサイクルの充実・検証が重要である。
- ⑯平成28年度に、CO<sub>2</sub>排出量が急増した理由は、詳細に検討する必要がある。中でも、産業用が大きな比率を占めている。
- ⑰市域のCO<sub>2</sub>排出量において、民生家庭部門・民生業務部門・産業部門で増えているとあるが、過去5年間の推移では民生家庭部門・民生業務部門はほぼ横ばいであり、産業部門の28年度の増加は一時的なものなのか増加傾向にあるのかが不明である。市民に対する啓蒙活動は継続しつつ、数値の今後の動向に注意する必要がある。
- ⑱指摘されている幾つかの齟齬は概ね実態に即した課題を抽出していると思われ、取り組みの方向性も肯（がえ）んじられると思う。
- ⑲情報発信の可能性から考えると、方向性の欄に記載されている「ライフスタイル」の実践や定着が取り組みの方向性であったなら、日常行動により着目した取り組みを展開し、そのような方向性を明示すべきだったかもしれない。  
エコネットの運用の是非とともに、計画を前進させようとする今後の検討に期待する。
- ⑳家電が大型化し、電子機器が普及し、社会全体の省エネ意識も低下している状況で、啓発活動が主体の温暖化対策には限界がある。FITの買い取り価格も下がって、家庭用太陽光発電の経済的メリットが失われたが、太陽熱温水器の経済的メリットはまだ大きい。何とか省エネルギーと再生可能エネルギー拡大のための知恵と工夫が必要。

#### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉑1990年（平成2年）時点のCO<sub>2</sub>排出量1,866千tCO<sub>2</sub>（基準値を確定して下さい）は、資源エネルギー庁公表分の統計データ修正によって変わっているのではないですか？
- ㉒令和2年度の基準値との比較は上記を行った後、評価し直すべきです。
- ㉓二酸化炭素をどのくらいの量にすべきか正直イメージしにくい。直近50年間の「気温の上昇による夏日の増加」「台風の発生状況・大型化」など、生活の中でイメージしやすい目標にしたらどうか。身近な問題として取り組むのではないか。
- ㉔難しい問題であり、目標は妥当と思う。
- ㉕市域のCO<sub>2</sub>排出量削減目標の設定が相応しいことは理解できる。また今後の人口変動（令和2年度人口ピーク後、人口減少に転じる）を考慮すると、CO<sub>2</sub>排出総量削減目標に加えて、市民1人当たりの排出量等により本市の取り組みが評価できる指標の検討が必要であることも理解できる。CO<sub>2</sub>排出量算出には、排出係数固定版の使用が省エネ行動の効果の進捗の把握には有効であるが、今後、再生可能エネルギーの導入も期待されることから、再生可能エネルギーを考慮した調整後排出係数を用いることが適当である。なお、次期環境基本計画ではパリ協定に日本が提出した約束草案（2030年度において、2013年度比26.0%減）、あるいは県の目標（同条件で27.0%減）を参考に目標を設定し、進捗評価には、当該年の調整後排出係数を用いることを検討するとよい。

- ②⑥「パリ協定」では、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことが約束されている。
- ②⑦妥当な記述と思われる。
- ②⑧目標設定や達成度のデータを話題にするほか、たとえば、エコネットの登録者がどのように温暖化防止行動をとっており、どのように温暖化防止に関わっているか、検討してはどうか。
- この検討から、次のしかるべき目標や計画案（とくにライフスタイル面の）が見えてくるように思われる。
- ②⑨「月ごとの電気使用量を前年度より削減できた家庭数」ではあいまいすぎるのではないだろうか。そもそも省エネコンテストに参加する家庭は意識の高い家庭なので、それらの家庭数を見て家庭の省エネが進んでいると言うのは無理がある。茅ヶ崎市全体の電気消費量などを指標にするべきではないか。

## 施策の柱 4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②「交通行政における温室効果ガスの排出削減」は引き続き取り組む必要があると考えるが、「意識啓発」の範囲ではないか。
- ③自動車利用の抑制が進んでいない。
- ④ノンステップバスの導入補助、コミュニティバスの周知・啓発等公共交通の利便性の向上の取り組み、レンタサイクル、サイクルアンドバスライド実施等による自転車利用の促進施策は評価できる。交通安全教室やステッカー大作戦、交通安全キャンペーン、自転車無灯火撲滅キャンペーン及びちらし配布等の啓発活動は評価できるが、自転車無灯火撲滅に加えて、歩行者優先、傘さし・スマホながら走行撲滅、自転車走行レーンの徹底等、自転車走行に関しての交通法規の遵守及びマナー向上、さらには高齢者自転車走行に対応した指導・キャンペーンの実施の充実が遅れている。
- ⑤公共交通機関の利便性の向上に関する取り組みは、温室効果ガス排出削減だけでなく市民生活にも貢献するものであり良いと思う。
- ⑥目標が量的論述になっているにも関わらず、重点施策の総括が事項の列挙に限られ、どの取り組みがどの程度量的に寄与したかの過去を含めての推移はもとより、計画中の実績を示す基礎数値がないので、総合的に評価するには無理がある。
- また、総括にあるノンステップバス導入に関し、乗合交通、大量運送の公共交通機関の徳憑（しょうよう）によるガス削減を目指していると思われる。
- しかしながら歩道と車道の段差がほとんどない現状と、そもそも、運用において、他の地域に比べても、多くの市内の路線バスが、歩道があったとしても、最初の停留所を含め歩道に近づけないで停車する実態が明白に続けられている。
- 実質的に多くの足の不自由な人たちにとって、一旦車道に降りて、再びバスに乗車し、降車時にも同じようにして、ノンステップへの補助が意味がなさない状態であり、実効性に疑問がもたれる。
- ⑦施策における公共交通、徒歩、自転車への着目は、人の移動の再考につながり、市域の環境理念的な意味においても良い考え方であったといえる。
- このように投じた一石が、どのように波紋となって伝わるか、データの把握とともにその後の展開を定めてほしい。

### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑧公共交通系の整備を促進する取り組みは、ぜひ今後も続けてほしい。
- ⑨課題に「急速に進む高齢化対応」とともに「身障者の公共施設利用、市政参加への対応」を加えるべき。
- ⑩目標値に近づいている。
- ⑪自転車の利便性、安全性の向上を図るための施策を推進するとともに、歩行者の安全にも配慮した自転車走行のマナー、交通ルールの徹底は高齢化が進む本市では特に重要である。また、近距離での自動車利用から、公共交通利用への転換がどの程度のCO<sub>2</sub>削減に繋がるかの検証は必要で、高齢者等への交通の利便性の観点では評価できるが、公共交通としてのコミュニティバスは、短距離走行でアイドリングも多く且つ利用者が少ない場合のCO<sub>2</sub>削減効果には疑問がある。
- ⑫このテーマは、環境対策というより、市民の利便性向上の色彩が濃い。特に、高齢化社会にあっては？
- ⑬新たな公共交通体系の創出を目指すには、それは一に民間交通機関の協力に限らない施策が必要と思われる。  
また、徒な自転車利用の増進は、一方においては、時あたかも新たな道交法改正による自転車の車道利用が促進され、他方においては、同時期に全体ではなく一部の歩車道の段差解消が進行する市内道路状況等、車道・歩道の整備が欠けている中での総合的な配慮が必要な困難な施策であったと思われる。  
こうした困難に十分に留意せず施策を実行すると、歩道と車道を縦横無尽に往来する自転車を招来させ、歩行者や自動車との事故を誘発していることになるとと思われる。自転車利用者への道交法や運転法の徹底的な周知と理解という「課題と取り組みの方向性」についての取り組みが強く必要かと思われる。
- ⑭交通システムへの着目は良いものなので、もしかすると、さらに多様な交通手段（水素自動車、電気自動車、電動アシスト自転車、LRT／トラムなど）を相互に検討してみる時期にあるかもしれない。  
選択肢の限定の前に、（実現可能性の検討を後回しにしても）選択肢そのものの把握と調査をすべきタイミングといえるかもしれない。
- ⑮自転車専用レーンが確保できればいいが、歩行者、自転車、自動車が入り乱れている狭い道路がまだ見受けられる。道路行政との息の長い調整が必要。
- ⑯近距離の自動車利用がどの程度あるかという調査方法はあるのだろうか。それを規制することはできないが、町中の道路は自動車が通りにくくなり、歩行者や自転車が安全に通れるようにする方向で整備すべきではないだろうか。

#### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑰コミュニティバスの利用促進はサイクルアンドバスライドの整備・促進に連動し、茅ヶ崎らしい環境づくりだと思います。
- ⑱総括評価（案）のとおりと思う。
- ⑲温室効果ガス排出削減を目的として市民1人あたりの年間公共交通利用回数を455.5回にする目標に対して、平成28年、29年で向上が見られない。約24万人の本市の人口においては徒歩・自転車走行の促進と両立させて、約446回/（人・年）から約9回増やすことは、年間約220万回の利用回数の増加を目指すことに相当し、通勤・通学者のような必然的利用者の増加以外ではかなり達成は困難であると思料する。また、この目標の指標が温室効果ガス排出削減の分かりやすい指標であるかを検証した上で、次期環境基本計画では目標指標の再考が望まれる。
- ⑳記述の通りと思われる。
- ㉑次期計画では、各種のデータに基づく目標づくりを目指してほしい。
- ㉒自転車の利用についての指標を考えられないか。例えば、駐輪場の利用数など。

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②引き続き取り組んでください。
- ③環境マネジメントシステムの理解度を深めるため、継続的な研修を行うのがよいと思う。
- ④庁内の環境意識の向上に関して、C-EMS による環境負荷低減の取り組み、専門家による外部監査の実施は大いに評価できる。監査結果の中で特に高く評価された取り組みを広報することで、庁内のみならず、小中学校、病院等の関係機関における環境意識向上につながると思料する。また、市職員の環境分野における専門的知識はかなり高く豊富であることが伺えることから、人材育成の取り組みも評価できる。今後の知識の継承・蓄積を期待する。
- ⑤多くの研修が実施され、庁内の環境意識は向上していると思われるが、実践はどうだろうか？
- ⑥説明会や研修会の定期的な開催、外部監査の実施等、職員の意識向上を図っていることが伺える。
- ⑦「目標の妥当性」にもあるとおり、庁内という状況把握が極めて容易な施策の柱であるに関わらず、実施事項の総括に限られており、規模等の量的な総括がなく残念に思われる。
- ⑧C-EMS の採用と活用は素晴らしい。また、実績としてもたいへん好ましい。  
C-EMS の充実化、活用の経緯も評価に値する。  
人づくりは常に継続しなければならず、今後も地道に推進してほしい。  
特に、職場における環境教育の視点が、次の目標のヒントになると思われる。
- ⑨職員に対する研修の回数は十分なされていると思うが、その内容が分からないことと、その効果がどの程度かも分からない。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑩庁内職員に対する環境意識を向上させるためには、地道な取り組みを継続して実施する以外に有効策はないように感じます。
- ⑪外部研修への参加に A 水道行政（上下水）、B マイクロプラごみ（海）を追加し、庁内のみならず市民一般からも研修参加を公募していただきたい。
- ⑫環境に関する専門的知識を得るための研修がより必要と思う。
- ⑬研修等の派遣は基本的な取り組みだと思いますが、専門性などを生かして人材配置や積極的な人事交流も必要でないか。
- ⑭生物多様性等のように数値目標等での評価が困難な取り組みに関して、専門的知識を向上させるための取り組みが必要である。また、外部機関との連携を視野に入れた研修への職員の派遣は、可能な限り専門学協会に積極的に参加して、本市の取り組みと成果を講演・発表し、専門家と議論することも、最新知識の習得・人材育成に繋がる。
- ⑮職員の中で、環境のプロとも呼ぶべき、専門家の育成が必要ではないか？
- ⑯外部監査での指摘事項に対応し、改善していく必要がある。
- ⑰環境行政にとって、他の行政体との積極的な協働が不可欠であり、そうした観点からの人材育成には目標 17 に明示的に設定されている、他の自治体への視察をはじめとする交流が重要である一方、そうした実績があまり見られなく、なおさらのこと、「課題と取り組みの方向性」にそれらが多く見られないことが残念である。
- ⑱続けることが大切な項目であり、積極的に展開する方向性を維持してほしい。  
人材育成の機能を重視し、受講対象者を明確にする、多様な職員の集まる場とするなど、受講者設定にも配慮しつつ、さらに良好な取り組み方を検討してもらいたい。
- ⑲環境配慮が不十分という指摘や外部監査における指摘がどんな内容か分からないが、職員

研修の効果がどの程度かを測る方法はないのだろうか。（例えば、事前事後アンケート、感想文からキーワード検出など）

- ②地球環境や再生可能エネルギーの分野は世界的に動きが速いので、行政としてそれらの知識は不可欠だと思われる。

#### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ②茅ヶ崎市のみならず近隣都市・町村（藤沢市、寒川町、平塚市、大磯町等）と共同で確実に進めてほしい。

②総括評価（案）のとおりと思う。

③本施策において、専門的知識の習得度等の成果を把握する目標設定は難しいことは理解できるが、客観的な指標が設定できれば分かりやすい。庁内の事情も種々あると思料するが、大学、研究所等との試験・調査研究を含めた共同研究・開発があれば、専門誌における査読付き投稿論文数、講演回数等の数値は指標の一例になると思料する。

④EMSは環境意識を向上させるための仕組みづくりのあり方を外部監査により客観的に評価するもので、監査結果や指摘事項の有無などが目標をどの程度達成したかの指標の一つになるのでは。

⑤記述の通りと思われる。

⑥今後、目標の具体化がカギとなる点は、記載の通りであろう。

人づくりの結果として、環境に対する考え方や行動の変化、日常業務との適切な連動、家庭や私生活への波及の有無など、検討すべきポイントは多岐にわたるが、しっかり考察してほしい。

⑦習得度や効果の測り方は難しいが、より職員の心にしみ入り、希望が持てるような研修をお願いしたい。

## 施策の柱 5.2

### 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

#### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

①「3.あまり進んでいない」に同意。

②引き続き取り組んでください

③形だけになりがちな啓発・支援は内容の精査が必要と思う。

④市民・事業者の環境意識啓発に関しては、茅ヶ崎独自の「ちがさきエコネット」の運用、エコファミリー世帯数及びエコ事業者登録数の増加に向けた情報発信（291世帯、15社に増加）、環境フェアの開催、環境講座等々の多岐にわたる市の取り組みはある程度評価できる。しかし、エコファミリー会員登録数の令和2年度目標10,000世帯、エコ事業者登録数の令和2年度目標700件が理想的な目標であるにしても、現在の状況は目標からは、ほど遠い状況であると判断せざるを得ない。

⑤市民・事業者の環境意識啓発は、地道に長期的な視点で取り組んでゆくしかない。

⑥取り組みを概ね予定通り実施できている。

⑦限られた資源の中での環境計画の全うは、ひとえに市民・事業者からの助力が必要不可欠であり、より一層の情報発信が望まれる。

⑧市として、情報発信、啓発活動、周知活動を続けることは必要であり、たいへん良い取り組みをしている。

自治体への信頼をもとに、市から地域社会へのメッセージは伝わる部分も多いと思われ、是非とも積極的に展開してほしい項目である。

⑨環境意識啓発のための活動は十分なされていると思うが、市民の環境意識を環境まちづくりや自然の保全・再生という具体的な活動につなげるためには、もう少し工夫が必要。

### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑩本施策に関しては、参加者を増やすことを目標にしているため、当面は良いとしても、限りなく右肩上がりになるとは限らないため、今後別の指標も考える必要があると思います。
- ⑪清掃・美化運動を参加拡大するには団体、自治会の協力がなくてはならない。ごみ袋、軍手の配布だけでなく、また、資源回収にも自治会等にもっと補助金や市飲食コーナーの割引券などの配布、特典の活用を図ったらいかがですか？
- ⑫一部の支援にとどまらず、市民の輪が大きくなるような啓発支援を目指す。
- ⑬現目標に対しての活動というか、目標＝活動になっているように思える。本質的な目標設定と参加人数以外の効果測定が必要ではないか。
- ⑭事業者に対する支援の継続及び新たな支援の仕組みについて検討することは、産業部門でのCO<sub>2</sub>排出量が全排出量の60%を超えていることから評価できるが、具体的な取り組みの検討が重要である。例えば、ちがさきエコネットの環境家計簿のような簡単なポータルサイトが、本市の産業部門で大半を占めるサービス業、飲食業等の第3次産業の事業者が省エネ・CO<sub>2</sub>削減量を可視化できるツールでもあり、事業者自らが情報を把握する方法であることを積極的に広報することは事業者の環境意識啓発に役立つものと思料する。
- ⑮課題の内容からは具体的にどのように改善する必要があるのか不明であるが、ニーズをくみ取っていく仕組みづくりや、ニーズに応えた支援の仕組みづくりの検討は必要である。
- ⑯市民活動団体への取り組みが必要とする一方、「市民自治推進」施策である「げんき基金」や「協働事業」との活用が見られなく残念に思われる。
- ⑰「情報発信を継続」という意向が示されている点は、大いに期待する。  
また、「効果的な情報発信」については、多種多様な媒体の検討もあり複雑ではあるが、推進すべき論点といえる。これにより、「新たな支援の仕組み」を構想する展開も、いっそう前進させてほしい。
- ⑱環境意識を高めるには、心がけを強調したり道徳心に訴えるだけでなく、生態系や物質循環などの基本概念の理解や、自然環境や農業の多面的価値に気づくことが必要なので、普段からそのような情報提供に取り組む必要がある。
- ⑲上のようなことを理解するには知識だけでなく、具体的な活動が必要であるが、例えば親子そろって自然の恵みをいただく体験など、工夫する余地はある。

### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑳広報紙やHPでPRする際、インセンティブをさらに設ける。
- ㉑総括評価（案）のとおりと思う。
- ㉒「参加人数を増やす」ことが本来の目的ではないのではないか？ 数字としては示しやすい目標であるが、本質的ではないのでは？
- ㉓本施策において達成状況を把握しやすい目標として、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（平成25年3月）で設定されている本市全世帯数の約1割の1万世帯は、分かりやすい指標であったものと思料するが、目標とは程遠い現状であること、また、今後高齢化が進み、インターネット使用が少ない高齢者世帯の登録者の増加を期待することは困難であることから、高齢者向けの取り組み及び評価指標の検討が必要である。環境フェア、環境に関する講座等の環境に関する活動への参加者数の増減は一つの指標であるが、参加者数、共催・協賛事業者数等の指標も分かりやすいことから、可能であれば、検討することが望ましい。
- ㉔継続して活動参加を促していくことは必要であるが、この項目の目標達成の目安となる数値を定めるのは難しいのでは。
- ㉕記述のとおりと思われる。
- ㉖情報発信、活動への支援は続けるべきであり、目標として掲げ続けてもらいたい。

環境活動の参加者の意識や行動、また、活動参加がもたらす私生活への波及効果をきちんと設定すれば、時期計画に向けた取り組み内容を明示することができるはずである。このように、人づくりの目標設定をていねいに行ってほしい。

㉗市民の環境意識の向上を数値で表すのは難しく、やはりイベントへの参加者数という数値は欠かせないと思う。イベントの効果を測るには、参加者のアンケートなどが有効ではないか。

㉘市民の環境意識の向上がまわりまわって茅ヶ崎市全体の環境の改善という結果に結びつくものなので、効果が現れるには時間がかかる。

## 施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

### ■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②引き続き取り組んでください。
- ③環境学習の必要性を考え、積極的な取り組みが必要と思う。
- ④ちがさきエコスクールの運用・周知、農業体験プロジェクト・出前授業等の実施、環境学習 News の発行、パッカー君のごみ探検の配布、スクールエコアクションの発表会の開催等の取り組みは評価できるものの、本施策の目標が環境学習の回数を増やしていくことであることから、回数・実施校数が横ばいとなっていることで、指標が適当であるかどうかの判断がない限り、高い評価はできない。
- ⑤次代を担う子どもたちへの環境教育は非常に重要。
- ⑥この項目も地道に長期的な視点で取り組んでゆくしかない。
- ⑦学校への環境に関する情報提供や学習の機会を提供していることは評価できる。
- ⑧記述のとおりと思われる。
- ⑨教育機関・組織との連携が良好で、取り組み内容の進み具合も望ましい結果といえる。ぜひ、このまま続けてほしい。
- ⑩環境学習の回数や実施校数について、学校が多忙化している現状で、環境教育が位置づいている学校はよいが、それ以外の学校で新たに始めるのは大変なことだろうと推測できる。

### ■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑪出前授業は依頼を受けてやるのではなく、環境教育に欠くことのできない行政、教育機関の活動である。もっと積極的に活動しよう。
- ⑫学校における教職員の業務負担が多いと伺う。何事においても取り組みが積極的にできる条件整備が必要と思う。
- ⑬教員の異動に伴う学校の取り組み状況の変化などへも対応していく必要があるのではないか。
- ⑭学校ごとに出前授業での学習内容が異なり、学校の意向に合わせてカリキュラムを作る必要があるが、小中学校の教職員は環境以外にも多くの業務（例えばいじめ、不登校対策等）があることから、大きな負担にならないように、出前授業等のスクールエコアクションの活性化、報告書の記載内容の固定化傾向を改善する取り組み・運用方法を検討することが肝要である。C-EMS（チームス）外部監査で訪問監査を受けた小学校の活動に関する報告書を活用し、良好な事項と紹介された事例を他の小学校に紹介することも効果的であると思料する。また、事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供や市民参加による自然環境のモニタリング調査への子どもたちの参加について今後検討していくことは評価できる。

- ⑮市民活動団体との連携は、実現したい。
- ⑯教育現場のニーズや負担を考慮した形で取り組みを実行できるよう、学校との情報交換や連携が重要なのでは。
- ⑰記述のとおりと思われる。
- ⑱現状の教育機関との連携は、教職員の負担も考慮した良い展開である。  
周知という点では、学校の協力が得られ、児童・生徒へは徹底するが、さらに、保護者や地域社会への波及も考慮した周知活動を期待する。  
また、教育を生涯教育・市民教育ととらえれば、市民のライフスタイルへの言及も可能となり、取り組みの方向性として一考に値するのではないか。
- ⑲小中学校では自分ができることに取り組もうという内容が中心とならざるを得ないが、上にも書いたように、地球環境の現状や価値に気づいて、子どもたちが内発的に環境活動に取り組むような工夫が必要と思われる。多忙な学校現場では環境教育がイベント化や心がけ・道徳路線になりがちなので、それが心配である。
- ⑳事業者や市民団体との連携による環境活動プログラムは、子どもたちの社会体験としての意味も大きいのでぜひ実現させたい。

#### ■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉑教員向けだけでなく、PTA、ママ友にも学習情報を提供し、茅ヶ崎市の教育レベル向上を図るべきと考えます。
- ㉒総括評価（案）が妥当と思う。
- ㉓「環境教育」の充実により、何を指すのか、という視点の目標も必要ではないか。
- ㉔本施策の達成状況が把握しやすい指標及び目標の設定は役立つことは理解できるが、今後少子化が進む本市では環境学習の回数や実施校数の増加は期待できず、指標を見直し、内容及び小中学校生の環境保全・地球温暖化・CO<sub>2</sub>排出削減に関する知識、重要性及び自主的  
環境活動への参加・貢献意識の向上にどのように繋がったかを示す指標の検討も必要である。
- ㉕今後も目標の一つとして、学校における環境学習を継続していくことが必要。
- ㉖記述のとおりと思われる。
- ㉗学校との協力による環境教育は、目標として維持してほしい。  
今後は、生徒・児童を念頭に発達期の教育（環境課題の意識づけ）にとどまらず、多様なライフステージの認識に基づく総合的な「教育」を計画に組み込む検討をしてもらいたい。
- ㉘環境学習の回数や校数だけでなく、やはりその内容が分かるような指標はないだろうか。  
例えば、自然体験、エネルギー、ごみ問題などへの分類など。

### 5.3 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）策定当初からの年次進捗評価

平成29年度の取り組みに対する評価より、担当課評価から市評価へ表現を改めています。

評価基準：A＝極めて順調に進んでいる B＝おおむね順調に進んでいる

C＝ある程度進んでいる D＝あまり進んでいない

E＝積極的な取り組みが必要 ー＝取り組みなし（評価不能）

（※）施策実施担当課については、「進捗状況報告書（令和元年度版）」p8、9で示した担当課を掲載しています。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	23年度の取り組みに対する担当課評価		24年度の取り組みに対する担当課評価	25年度の取り組みに対する担当課評価	26年度の取り組みに対する担当課評価	27年度の取り組みに対する担当課評価	28年度の取り組みに対する担当課評価	29年度の取り組みに対する市評価	30年度の取り組みに対する市評価	
				23年度の取り組みに対する担当課評価	23年度の取り組みに対する担当課評価								
テーマ1 特に重要な 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保全 管理体制、 財政担保シ ステムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の 作成、実施	景観みどり課 公園緑地課	農業水産課	D	C	D	D	C	C	C	C	
				環境政策課	C								
	景観みどり課	B											
	2 財政担保システムの確立	2 財政担保システムの確立	景観みどり課	環境政策課	D	C	D	D	D	D	D	C	C
				景観みどり課	D								
	3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環 境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水 田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、 水源地の保全を図ります。【清水谷】	3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環 境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水 田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、 水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	景観みどり課	A	C	C	C	B	B	B	C	C
				公園緑地課	C								
	4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞 谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小 出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重 な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】	4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞 谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小 出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重 な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	公園緑地課	A	C	C	C	A	C	C	C	C
教育政策課				C									
5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理の ルール、システムを確立します。【平太夫新田】	5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理の ルール、システムを確立します。【平太夫新田】	広域事業政策課 環境政策課 景観みどり課	広域事業政策課	B	D	E	E	D	C	C	C	C	
			環境政策課	B									
6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平 太夫新田】	6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平 太夫新田】	景観みどり課	環境政策課	C	C	E	E	D	C	C	C	C	
			景観みどり課	B									
7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていること を考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹 林地の保全に努めます。 【赤羽根十三区】	7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていること を考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹 林地の保全に努めます。 【赤羽根十三区】	景観みどり課	広域事業政策課	ー	C	C	C	C	B	B	B	B	
			環境政策課	C									
8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や 草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市 民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による 保全管理等)を要望していきます。【長谷】	8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や 草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市 民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による 保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	環境政策課	C	D	D	D	D	D	D	C	D	
			景観みどり課	B									

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (大字は主担当課)	23年度の 取り組みに 対する 担当課評価	24年度の 取り組みに 対する 担当課評価	25年度の 取り組みに 対する 担当課評価	26年度の 取り組みに 対する 担当課評価	27年度の 取り組みに 対する 担当課評価	28年度の 取り組みに 対する 担当課評価	29年度の 取り組みに 対する 市評価	30年度の 取り組みに 対する 市評価		
テーマ1 特に重要な 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	広域事業政策課 農業水産課 景観みどり課 下水道河川建設課	農業水産課	B	E	E	E	E	C	C		
				環境政策課	B								
				景観みどり課	B								
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳島】	広域事業政策課 環境政策課 衛生課 景観みどり課	広域事業政策課	B	C	D	C	C	C	C	C
					環境政策課	B							
					衛生課	B							
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課	農業水産課	B	C	C	C	C	C	C	C
					景観みどり課	B							
					公園緑地課	B							
		1.2 コア地域をつ なぐみどりの保 全と再生	14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	農業水産課	C	B	B	B	B	B	C	C
					景観みどり課	B							
					公園緑地課	B							
		2.1 市域全体の自 然環境保全に 向けた土地利 用のルールづ くり	15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	農業水産課	農業水産課	C	B	C	B	B	B	B	B
					景観みどり課	—							
					公園緑地課	D							
2.2 生物多様性の 保全方針の策 定	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	環境政策課	C	D	D	C	C	C	B	B		
			景観みどり課	B									
			景観みどり課	B									
3.1 4Rの推進	17 保全すべき地域の指定	景観みどり課	景観みどり課	C	D	C	C	C	C	B	B		
			景観みどり課	B									
			景観みどり課	B									
テーマ2 市域全体 の自然環 境の保全・ 再生の仕 組みづくり	18 自然環境庁内会議の効果的な運用	景観みどり課	景観みどり課	B	C	C	C	C	B	B	C		
			景観みどり課	B									
			景観みどり課	B									
テーマ3 資源循環 型社会の 構築	19 生物多様性の 現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性 地域戦略」の策 定	景観みどり課	景観みどり課	B	C	D	E	E	D	C	B		
			景観みどり課	B									
			景観みどり課	B									
20 生物多様性の 保全・再生 のためのガイ ドラインの作 成	21 リデュース(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	資源循環課	C	B	B	B	B	B	B	B		
			資源循環課	C									
			資源循環課	C									
21 リデュース(ご みの排出を 抑制する)	22 リデュース(ご みの排出を 抑制する)	市民相談課 環境政策課 資源循環課	市民相談課	C	B	C	B	B	B	B	C		
			環境政策課	C									
			資源循環課	C									
22 リデュース(繰 り返し使 う)	23 リデュース(繰 り返し使 う)	市民相談課 環境政策課 資源循環課	市民相談課	C	B	C	B	B	B	B	C		
			環境政策課	C									
			資源循環課	C									

テーマ	施策の柱	重点施策	実施担当課 (※) (本字は担当課)	23年度の 取り組みに 対する 担当課評価	24年度の 取り組みに 対する 担当課評価	25年度の 取り組みに 対する 担当課評価	26年度の 取り組みに 対する 担当課評価	27年度の 取り組みに 対する 担当課評価	28年度の 取り組みに 対する 担当課評価	29年度の 取り組みに 対する 市評価	30年度の 取り組みに 対する 市評価	
テーマ3 資源循環 型社会の 構築	3.1 4Rの推進	24 リサイクル(資源として再生利用する)	環境政策課 資源循環課	C	C	B	B	B	B	B	B	
			資源循環課	B								
		25 地産地消の推進	農業水産課 保育課 学務課	C	B	A	A	A	A	A	B	B
テーマ4 低炭素社 会の構築	3.2 地域資源を活 かす地産地消 の推進	26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	C	C	C	C	C	C	
		27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	C	C	B	B	B	B	B	
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	B	B	B	B	B	B	B	
テーマ5 計画を確 実に進め ていくため の人づくり	3.1 3.2 3.3 3.4 3.5 3.6 3.7	29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター 教育施設課	B	C	C	C	A	A	A	B	
		30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	B	B	B	B	B	B	
		31 徒歩・自転車利用の促進	施設再編整備課 安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	A B C	B	B	B	B	B	B	B	B
テーマ5 計画を確 実に進め ていくため の人づくり	5.1 本計画推進の ための庁内に おける環境意 識の向上と人 材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 景観みどり課	B A	C	C					B	
		33 庁内における人材育成	職員課	B	B	B						
		34 意識啓発・人材育成	環境政策課 資源循環課 景観みどり課 社会教育課	B B	B	B	B	B	B	B	B	B
テーマ5 計画を確 実に進め ていくため の人づくり	5.2 市民・事業者 の環境意識啓 発・人材育成、 活動の支援	35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	C	B	C	C	C	C	C	B	
		36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	C B A	B	B						B
		37 学校における取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課 学校教育指導課	B B B —	B	A						B

#### 5.4 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）中間見直しの状況

（参考）

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

目標・重点施策の見直し内容一覧

■見直しを行った目標・重点施策一覧

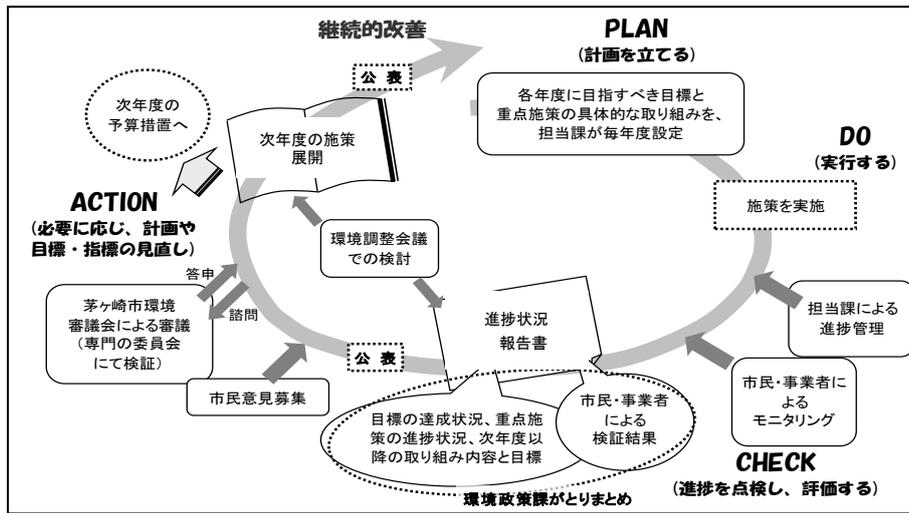
茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理においてこれまでに見直しを行った目標及び重点施策は以下のとおりです。

テーマ	施策の柱	目標/重点施策(※)	ページ
1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	目標 2	6
		重点施策①	
		重点施策②	
	重点施策③～⑫	7	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	重点施策⑭	7
2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	目標 5	8
		目標 6	
		重点施策⑯	
		重点施策⑰	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	重点施策⑱	9
		重点施策⑲	
		重点施策⑳	
		重点施策㉑	
3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	目標 7	10
		目標 8	
		重点施策⑲	
		重点施策⑳	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	目標 9 (※平成 25・30 年度変更)	12
		目標 10 (※平成 30 年度変更)	
		重点施策㉒	
		重点施策㉓	
		目標 11 (※平成 24 年度変更)	13
		目標 12 (※平成 26 年度変更)	
		重点施策㉔	
		重点施策㉕	
4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	目標 14 (※平成 26・28 年度変更)	15
		目標 15	
		重点施策㉖	
5 計画を進めていくための人づくり	5.3 学校における環境教育の充実	重点施策㉗	16
		重点施策㉘	

※特に変更年月日の記載のない項目は平成 27 年度に変更を行っています。

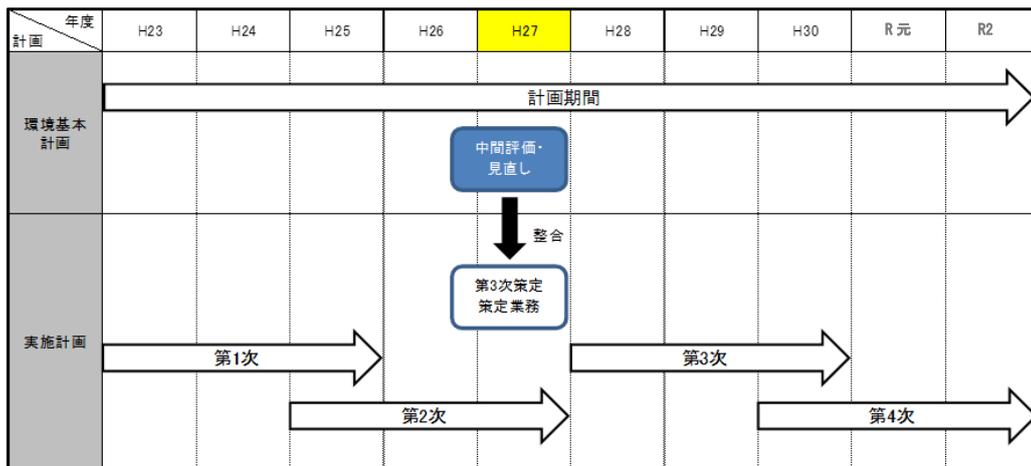
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)について

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(以下、本計画という)の策定後、本計画の進行管理方法(下図)に基づき、本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。担当課の取り組みや、環境審議会による外部評価の結果等により、目標については、必要な変更を加えながら進行管理を行っています。また、重点施策については毎年度検証を行い、必要な軌道修正と次年度予算への反映を図っています。



■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の中間見直しと本冊子について

本計画は、策定後5年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に応じて必要な修正を行うこととしておりました。そこで、平成27年度に施策の進捗状況や環境審議会による検証結果等を踏まえ、目標と重点施策を対象として見直しを行いました。



本冊子は、これまでの本計画の進行管理や中間見直しにおいて変更した目標及び重点施策を明らかにするために作成したものであり、本計画への追録としてお示しするものです。

■現在の体系図



は見直しを行った目標・重点施策です。

テーマ	施策の柱	目 標	
<b>テーマ1</b> 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保安全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保安全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、令和2年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保安全管理計画を作成します。	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を令和2年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を令和2年度(2020年度)時点で348haを目標とします。	
	<b>テーマ2</b> 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
		2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和2年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和2年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
<b>テーマ3</b> 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和2年度(2020年度)までに614gにします。 10 リサイクル率を令和2年度(2020年度)までに27.0%にします。	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和2年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和2年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	
	<b>テーマ4</b> 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	14 市域のCO <sub>2</sub> 排出量を令和2年度(2020年度)までに約1,165千tCO <sub>2</sub> (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減		16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を令和2年度(2020年度)までに455.5回にします。	
<b>テーマ5</b> 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。	
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。	
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。	

重点施策	重点施策の推進を支え、補完する施策
① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成・実施 ② 財政担保システムの確立 ③～⑫各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 ⑭ 農業支援による農地の保全・再生 ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定 ⑰ 保全すべき地域の指定 ⑱ 自然環境庁内会議の効果的な運用	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る) ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する) ㉓ リユース(繰り返し使う) ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
㉕ 地産地消の推進 ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
㉗ 情報発信・啓発活動の推進 ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
㉚ 乗合交通の利便性向上 ㉛ 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
㉜ 庁内の環境意識の向上 ㉝ 庁内における人材育成	5.1(1)市における環境配慮の取り組みの推進
㉞ 意識啓発・人材育成 ㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
㊱ 地域と連携した環境教育 ㊲ 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

## テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全

### 施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標 **2** (※平成 27 年度より変更)

変更前	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 25 年度(2013 年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
変更後	各コア地域の自然環境を保全するため、令和 2 年度(2020 年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

#### 重点施策① コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施 (※平成 27 年度より変更)

##### ●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置※			※3年以内に全てのコア地域で活動が進められることを目指します。						
		保全管理のための計画の作成※									
		計画に基づく活動の推進									
変更後	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置									
		保全管理のための計画の作成									
		計画に基づく活動の推進									

#### 重点施策② 財政担保システムの確立(※平成 27 年度より変更)

##### ●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	②財政担保システムの確立	システムの検討		財政担保システムの運用、見直し(適宜)							
		庁内及び関係主体間調整									
		計画に基づく活動の推進									
変更後	②財政担保システムの確立	システムの検討									
		庁内及び関係主体間調整									
		計画に基づく活動の推進									

(資料 4-6)

重点施策③～⑫ 各コア地域における施策（※平成 27 年度より変更）

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
変更前	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進(重点施策①と同様)				
変更後	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進(重点施策①と同様)				

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点施策⑭ 農業支援による農地の保全・再生（※平成 27 年度より変更）

●概要

変更前	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
変更後	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。

## テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

### 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

#### 目標 5 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 24 年度(2012 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
変更後	平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

#### 目標 6 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
変更後	保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

#### 重点施策⑩ 自然環境の保全に向けた条例の制定(※平成 27 年度より変更)

##### ●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前										
変更後										

## 重点施策⑰ 保全すべき地域の指定(※平成 27 年度より変更)

### ●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一							
		→		地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整		→				
変更後	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一							
		→		→		現況調査※重点施策⑱の現況調査と同一		→		
						→		地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整		
						→				
							→			
							→			

## 重点施策⑱ 自然環境庁内会議の設置(※平成 27 年度より変更)

### ●重点施策名

変更前	自然環境庁内会議の設置
変更後	自然環境庁内会議の効果的な運用

### ●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。</li> <li>・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。</li> <li>・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。</li> </ul>

## 施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

### 目標 7 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 24 年度(2012 年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
変更後	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和 2 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。

### 目標 8 (※平成 27 年度より変更)

変更前	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 24 年度(2012 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
変更後	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和 2 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

### 重点施策⑱ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 (※平成 27 年度より変更)

#### ●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
変更前										
変更後										

重点施策⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		→ ガイドラインの作成								
				→ ガイドラインの運用、周知							
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成							→ ガイドラインの作成と運用、周知			

## テーマ3 資源循環型社会の構築

### 施策の柱 3.1 4Rの推進

#### 目標 9 (※平成 25 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 603g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。

#### (※平成 30 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 614g にします。

#### 目標 10 (※平成 30 年度より変更)

変更前	リサイクル率を令和 2 年度までに 34.7%にします。
変更後	リサイクル率を令和 2 年度までに 27.0%にします。

※目標 9、10 は「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」と整合を図った数値としています。平成 30 年 3 月の同計画の改訂に伴い、平成 30 年度の取り組みより、目標値を変更しました。

#### 重点施策② リデュース(ごみの排出を抑制する)(※平成 27 年度より変更)

##### ●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。</li> <li>・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。</li> <li>・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。</li> <li>・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。</li> <li>・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。</li> <li>・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。</li> <li>・必要に応じて家庭ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。</li> </ul>

## 重点施策⑳ リユース(繰り返し使う)(※平成 27 年度より変更)

### ●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。</li> <li>・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。</li> <li>・リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。</li> </ul>

## 施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

### 目標 11 (※平成 24 年度より変更)

変更前	生産者直売施設の数と登録している農業者数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
変更後	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和 2 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。

### 目標 12 (※平成 26 年度より変更)

変更前	学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
変更後	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和 2 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。

## 重点施策⑳ 地産地消の推進(※平成 27 年度より変更)

### ●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。</li> <li>・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。</li> <li>・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。</li> <li>・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。</li> <li>・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。</li> <li>・関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。</li> </ul>

## 重点施策㉑ 環境に配慮した農業の普及促進(※平成 27 年度より変更)

### ●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。</li> <li>・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。</li> <li>・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。</li> <li>・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。</li> </ul>

## テーマ 4 低炭素社会の構築

### 施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

#### 目標 14 (※平成 26 年度より変更)

変更前	市域の CO <sub>2</sub> 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 524 千 t CO <sub>2</sub> (平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。 ※平成 20 年度(2008 年度)は約 849 千 t CO <sub>2</sub> となっています。
変更後	市域の CO <sub>2</sub> 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO <sub>2</sub> (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO <sub>2</sub> )

#### (※平成 28 年度より変更)

変更前	市域の CO <sub>2</sub> 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO <sub>2</sub> (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO <sub>2</sub> )
変更後	市域の CO <sub>2</sub> 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,492 千 t CO <sub>2</sub> (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,866 千 t CO <sub>2</sub> )

※市域の CO<sub>2</sub>排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成 26 年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度の CO<sub>2</sub>排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画における CO<sub>2</sub>排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

#### 目標 15 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO <sub>2</sub> 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
変更後	エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

## 重点施策⑳ 情報発信・啓発活動の推進(※平成 27 年度より変更)

### ●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。</li> <li>・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。</li> <li>・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。</li> <li>・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。</li> <li>・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及やインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。</li> </ul>

## テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

### 施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

## 重点施策㉑ 学校における取り組みの支援(※平成 27 年度より変更)

### ●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。</li> <li>・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。</li> <li>・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。</li> </ul>

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の総括評価書  
(次期環境基本計画の策定に向けたこれまでの取り組みの総括)

令和2年(2020年)1月発行  
発行部数 40部  
発行:茅ヶ崎市  
編集:環境部環境政策課

〒253-8686  
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電 話 0467(82)1111  
FAX 0467(57)8388  
メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp  
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>  
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト  
QRコード

